

JACDS

JAPAN ASSOCIATION OF CHAIN DRUG STORES

日本チェーンドラッグストア協会 会報誌

OCTOBER2016 **158**

第31回ブロック総会 開催報告

トピックス

・セルフメディケーション税制について

協会活動

- ・機能性食品表示シンポジウム
- ・区民公開シンポジウム
- ・機能性表示食品制度 第9回検討会報告
- ・第2回理事会開催報告
- ・9月度月次活動報告
- ・議事録

協会からのお知らせ

登録販売者試験受験対策支援
介護情報提供員募集について
薬剤師資質向上研修ネットセミナー・集合研修 募集のご案内
各種アドバイザー募集案内
ダブルライセンス認定制度実施
健康食品市場創造研究会 案内
日本ヘルスケア協会 案内
薬剤師賠償責任保険
「そらぶちキッズキャンプを創る会」支援募金

行政・団体からのお知らせ

厚生労働省、経済産業省、農林水産省、内閣官房
消費者庁、公正取引委員会

日本チェーンドラッグストア協会

協会活動の5原則

この5つの原則は、日本チェーンドラッグストア協会設立にあたり、発起された方々によって確認されたものです。協会活動は、永くこの原則にのっとり、社会・業界の発展に貢献するものとします。

1. 民主的な組織と運営を貫くこと

この協会の組織や運営には、協会の目的達成以外の論理や秩序を持ち込むことなく、さらには会員の派閥や覇権争いの場と化すことなく、各会員の意見集約とその具現化の場として民主的な運営に努めること。

2. 論議の場であること

この協会は、様々な案件や建議について多くの人々や関係者、有識者の意見を交換する議論の場であること。

3. 会員は協会の目的達成のために力を合わせることに

協会の民主的な手続によって決定された事柄に関して、会員はその実施に当たり絶大な協力を行なうこと。

4. 正義を貫くこと

この協会の運営に係わる事柄は、得か損かで判断・意思決定するのではなく、社会的に正しいか否かで判断すべきである。この協会は常に正義を貫くこと。

5. 志高き人々の集団たれ

この協会は、より良い社会、より良い業界、より良い企業づくりに貢献したいと願う、志高き人々の集団であれ。

正会員だけで行う第31回ブロック総会が無事終了しました。西日本ブロックは台風18号が日本を横断する時期に重なり開催が危ぶまれましたが、ほとんどの方が出席され支部長会、総会ともに無事終了することができました。

総会前に行われる支部長会は7回目となりました。但し、中部ブロック、九州ブロックは参加人数の関係から総会の中で支部長会を開催しています。支部長の皆様には、ブロック総会の時期に合わせ薬務課訪問をお願いしています。今回4回目になりますが、継続する中でドラッグストアへの理解が少しずつ出てきたということです。もちろん、担当者が交代してしまうと一から説明しなければならないのは中央行政(厚労省とか)と同じようですが、社会や時代が変化する中で何が一番よいかを広い目で見ればわかってくるものだと思います。

今年度もう1回、1月下旬から2月にかけて行われるブロック総会に合わせて、支部長の皆様に薬務課訪問をお願いします。どうぞよろしくお願いいたします。

CONTENTS

● 第31回ブロック総会 開催報告

- ・主催者挨拶
- ・ブロック別 開催概要
- ・各委員長からの挨拶
- ・ドラッグストア業界の現状と課題への対応
- ・第7回支部長会 開催報告

● トピックス

- ・セルフメディケーション税制について

● 協会活動

- ・機能性食品表示シンポジウム
- ・区民公開シンポジウム
- ・機能性表示食品制度 第9回検討会報告
- ・第2回理事会開催報告
- ・9月度月次活動報告
- ・議事録

● 協会からのお知らせ

- 登録販売者試験受験対策支援
- 介護情報提供員募集について
- 薬剤師資質向上研修ネットセミナー・集合研修 募集のご案内
- 各種アドバイザー募集案内
- ダブルライセンス認定制度実施
- 健康食品市場創造研究会
- 一般財団法人日本ヘルスケア協会
- 薬剤師賠償責任保険
- 「そらぶちキッズキャンプを創る会」支援募金

● 行政・団体からのお知らせ

- 厚生労働省、経済産業省、農林水産省、内閣官房、消費者庁、公正取引委員会

表紙裏

日本チェーンドラッグストア協会 活動5原則

裏表紙裏

協会ホームページについて 事務局だより

第31回 全国ブロック総会開催



9月20日(火) 西日本ブロック総会



9月21日(水) 東日本ブロック総会



9月28日(水) 九州ブロック総会



9月29日(木) 中部ブロック総会

主催者挨拶

今期で組織委員長を拝命し4年目になります。更に組織力強化と情報の共有を中心とし、協会並びに業界が成長発展することを目標に取り組んで参りますので、協力のほどよろしくお願いします。

組織強化としては全国 47 都道府県、政令指定都市に支部長をお願いし現在 68 の支部長が誕生しました。そして地域行政との関係を強化するため、一昨年 11 月から年 2 回を目標に薬務課を訪問していただき、相互理解、人間関係づくりに取り組んでおります。これからも面談を通じて地域行政との関わりを深めて、物を売るだけの業態から地域の方々の予防・医療・介護の総合的な窓口として地域貢献しなければならない時代が来たと思います。

これからも組織委員会は、会員の皆様の情報共有を図りながら業界が成長発展することを目標に取り組んで参りますので、協力をお願い申し上げます。



副会長兼
組織委員長
皆川 友夫

9月20日(火)
西日本ブロック

会 場:太閤園

参加者:支部長会 19名 総会 41名

時 間:15:00~17:00 ブロック総会
17:15~18:15 意見交換会



西本副ブロック長の司会で会は進行されました。

台風が迫る中の開催でしたが、当日キャンセルはほとんどなく無事開催することができました。

西日本ブロック担当の奥谷ブロック長は「これからは健康寿命を延ばすことが大事であり、ドラッグストアは治療から予防へ転換し、生活者の健康維持、予防に貢献できる。そして地域の中で総合的な窓口としての身近なドラッグストアを目指していくべきではないかと思えます」と挨拶されました。

西日本ブロック総会には、寺西名誉会長（JACDS政治連盟副会長）より政治連盟の活動の報告とご挨拶、登録販売者制度向上委員会浦上委員長からの活動報告、業界標準化推進委員会の江黒委員長より標準 EDI（流通 BMS）導入推進に向けた活動について説明がありました。

9月21日(水)
東日本ブロック

会 場:ホテルグランドパレス

参加者:支部長会 24名 総会 49名

時 間:15:15~17:15 ブロック総会
17:20~18:30 意見交換会



東日本副ブロック長代理のヨネキ十字堂 米城専務の司会により総会は進行されました。

東日本ブロック担当の関ブロック長は挨拶の中で冒頭「東日本ブロックでは空白の支部がありましたが、このたび支部長を受けてくださる企業があり、すべて埋めることができました。」と報告されました。また「この業界の中には地域ドラッグとナショナルチェーンのドラッグがあり、立場は違いますが力を合わせこの厳しい状況を乗り越えたい。会員の皆様のご協力をお願いします」と話されました。

東日本ブロック総会には、副会長(会長代行)兼業界標準化推進委員会の江黒委員長より標準 EDI(流通 BMS)導入推進に向けた活動についての説明、根津執行委員長から JACDS の事業活動報告と今後の事業計画について、登録販売者制度向上委員会浦上委員長からの活動報告の活動の説明、富山社会貢献委員長より「そらぶちキッズキャンプへの寄付金報告と地球温暖化自主行動計画」についての説明、櫻井セルフメディケーションアワード委員長より第12回セルフメディケーションアワードと健康(セルメ)川柳の説明がありました。

9月28日(水)
九州ブロック

会 場:ソラリア西鉄ホテル

参加者:14名

時 間:14:00~17:00 ブロック総会

17:15~18:00 意見交換会



田中副ブロック長の司会で会は進行されました。

九州ブロック担当の森ブロック長は挨拶の中で「熊本、大分の震災の際は各方面からのご支援、ご協力に感謝するとともに、我々ドラッグストアはコンビニに負けず劣らず必要とされていることを痛感しました。また JACDS からは被災した企業にお見舞いをいただきありがとうございました。こうした取り組みをきっかけとして、地域に根差した消費者に信頼される業態になるよう努力してまいりますのでご協力お願いいたします」と話されました。また政策推進委員長としての報告もされました。(詳細は後ページ掲載)

今回の九州ブロック総会では総会内で支部長会を同時開催し、一般会員はオブザーバー参加され活発な意見交換が行われました。

9月29日(木)
中部ブロック

会 場:名古屋観光ホテル

参加者:15名

時 間:14:00~16:30 ブロック総会

16:35~17:15 意見交換会



長基副ブロック長の司会で会は進行されました。

中部ブロック担当の榊原ブロック長は「ドラッグストア業界は厳しい状況にあります。こんな状況だからこそ、地域に根差したドラッグストアは質的転換が求められ、逆にこの変化を飛躍のチャンスととらえ、時代に向けて地域になくてはならない存在にならないといけないと考えています。ドラッグストアとして進化成長するにあたり、業界内外においても様々な問題課題があると思いますが、こんな時だからこそ会員の力を集結させて業界の再成長を目指さなければならないと思います。」と挨拶されました。

今回の中部ブロック総会では、総会内で支部長会を同時開催し、一般会員はオブザーバー参加され活発な意見交換が行われました。

■副会長挨拶

今回のブロック総会は会長がご都合により参加できなかったため、会長代行の樋口副会長と江黒副会長からご挨拶をいただきました。

JACDS は設立16年目を迎え、業界団体として認められてきています。これも会員の皆さんのお蔭とっております。支部長の薬務課訪問の際も、だんだん上席の方が対応する県が増えてきています。支部長は薬務課訪問で、協会活動の報告やその他の相談やお願いも行っていますので、会員の皆さんも支部長に対し意見具申をしていただければありがたいと思います。支部も全国に設置され組織も整いましたので、これから皆さんと協力して前進をしていければと思います。業種、業態の垣根を越えて、たくさんの情報交換をしながら、JACDSの取組に絶大なるご理解とご協力をお願いします。」

■各委員長からの挨拶

副会長兼
業界標準化委員長
江黒 純一

標準EDI(流通BMS)導入推進に向けた活動

2020年にNTTのISDNのデータ通信が終了になります。あと4年しかありません。費用もかかりますので、システムの入替のタイミングに合わせ進めてください。初期投資はかかりますが、メリットはたくさんあります。通話料が下がり、伝票チェックの手間も大幅に減らせます。早めの対応が必要です。わからないことは JACDS 事務局にご相談ください。



副会長兼
登録販売者制度向上委員長
浦上 晃之

登録販売者制度向上委員会の活動について

登録販売者制度向上委員会の目的は「登録販売者制度を一般生活者にアピールする」「登録販売者が現場で活躍できる環境整備を目指す」「一層の登録販売者の組織化を推進する」です。地方行政との強力なパイプづくり、窓口機能を推進するため、組織委員会と連携し都道府県に JACDS 登録販売者制度向上委員会支部をつくる。登録販売者の専門家としての地位を確立したいということで邁進してまいりますので、ご協力のほどお願い申し上げます。



S-M アワード委員長
櫻井 清

セルフメディケーションアワード、健康(セルメ)川柳について**■第12回セルフメディケーションアワードについて**

今回で12回目になりますが、作品数は会員企業全体から見るとまだまだ少ない状況です。応募される企業も偏っています。セルフメディケーションを推進するための店頭活動を企業の中に留めるのではなく全国に広めていただきたい。これは、業界にとっても大事なことです。ぜひ、今回のセルフメディケーションアワードにご応募ください。

■第5回健康(セルメ)川柳について

大変ご好評いただいています。ご自身が応募されることはもちろん、店頭でもすすめてください。またスポンサー企業も募集しています。よろしく願いいたします。



社会貢献委員長
富山 睦浩

そらぷちキッズキャンプへの寄付金報告と**地球温暖化防止対策、自主行動計画の参画について**

8月20日、北海道滝川にあるそらぷちキッズキャンプの視察に行つて参りました。難病の子どもたちが安心して過ごせる施設の建設と運営のため、今後も募金の協力をお願いします。

また、地球温暖化防止対策については社会貢献という観点からもますます重要性が増しています。ご協力をお願いします。

消費増税と価格表示と対応について

価格表示について、増税が2年半延期されたため消費税価格表示特別法も2年半延長となりました。今後の対応としましては、時間の余裕が出来ましたのでブロック総会等を通して皆さんのご意見を伺いながらすすめる予定です。その後、他団体とも調整しながらロビー活動を行う予定です。

いよいよ来年1月よりセルフメディケーション税制が開始されます。5年間時限立法で、この5年間で利用が少ない場合廃止になることもあるそうです。できる限り協力し、消費者の節税になるよう業界としての動きをするべきではないかと思ひます。

セルフメディケーションの拡大と医療費の削減のために、OTC薬の軽減税率になるよう国に働きかけてゆきたいと思ひます。



九州ブロック長兼
政策推進委員長
森 信

■JACDS 政治連盟より

昨年設立した「日本ヘルスケア協会」の発足に合わせ、「JACDS 議員連盟」から「ヘルスケア議員懇話会」が発足しました。会長は林芳正参議院議員(前農水大臣)、事務局長 秋元司衆議院議員、現在衆参約20名の議員が名を連ねています。非公式であります、月1回程度勉強会を開催しロビー活動を続けております。

少ない資金の中で活動しています。皆さんには、年2回の政治連盟のセミナーにご参加と政治連盟の入会のご協力をお願いします。



JACDS 名誉会長兼
JACDS 政治連盟副会長
寺西 忠幸



JACDS 執行委員長
JACDS 政治連盟幹事長
根津 孝一

ドラッグストア業界の現状と課題への対応

日本チェーンドラッグストア協会
事務総長 宗像 守

1. 「受動的対応」から「能動的対応」へ

1) 市場構造及び環境の変化

→人口減少、超高齢社会、コモディティ市場減少、予防・ヘルスケア需要高まり、他

2) 規制緩和の流れ

→ドラッグストアが恩恵の内壁規制緩和から、今後は攻撃される外壁の規制緩和へ

3) 追いつかない、行きつかない法整備および制度化

→社会的要求に追いつかない法整備、満足に行きつかない制度化、外敵パワー必要性

4) ドラッグストア企業が行うべきこと

→生活者、消費者、顧客、患者満足を創造する事業に力を入れること（能動的対応）

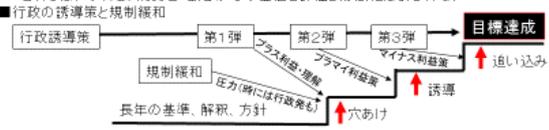
5) アイデア、実行力、実現力（企業努力）

→他業態にはできない顧客満足を実現し、高い利益を生み出す企業努力（革新性）

→経営環境、市場ニーズ、法制度等の変化を知って、自ら新しい満足を創造すること

「受動的対応」から「能動的緩和」にシフトせよ

- これまでの規制への対応—**受動的対応**（行政評価による成長）
 - (1) 形骸化した規制遵守でも、実施すれば営業が可能になる（利用者のメリットは関係ない）
 - (2) この規制内容が、他の業種業態の参入障壁になっている（実施は大変だが守られている）
 - (3) 規制当局は、規制と「業界保護・利益確保」で政策誘導回る（やらなければ罰、やれば利益）
 - (4) 業界も規制は面倒だが守れば「売り上げ」「利益」が約束される（独占的利益を待てきた）
 - (5) 度々の規制緩和も、城内壁の緩和と他の業種業態と戦いにならない（輪の中の戦い）
- ドラッグストアと云えども受動的対応と有利な規制緩和で成長してきた（規制があるメリット）
- 今起こっている**規制緩和の特徴**
 - 「○○しなければ営業ができない規制から「○○が可能になる」「○○が望ましい」といった、営業を続けることができるか否かの規制を少なくし、実施するかどうか企業の自由度を高めたものが多くなる。つまり制度を実施しなくても良く、顧客満足までどれだけ高めたか消費者評価で成長することになる
- 今後の規制への対応—**能動的対応**（顧客評価）
 - (1) かかりつけ薬剤師、健康サポート薬局、24時間対応（応需）、その他
 - (2) OTC対応、機能性表示食品/スマイルケア食対応、SM対応、他
 - (3) 在宅介護/在宅生活支援、二重申請解消、調剤報酬改定、その他
- これらはいずれも、消費者・顧客がその価値を評価し形骸化は許されない
- 行政の誘導策と規制緩和



ドラッグストアの再成長に求められること

- 今起こっている「規制緩和」とは
 - これまでの規制緩和—「内壁の緩和」（業界内のパワーシフト、業界内で勝ち組みの交代）
 - ・三方壁規制・チラシ規制・出店距離制限規制の撤廃でドラッグストアは自由に営業
 - ・薬剤師会許可出店・薬剤師常駐規制・二重申請などの解消で、コスト削減
 - これまでの規制緩和は全てドラッグストアが有利になり、ドラッグストア企業成長に寄与した
 - 今後検討される規制緩和—「外壁の緩和」（薬業界以外の外敵に奪われることになる）
 - ・医療機関OTC販売・調剤のネット提供・医療施設敷地に薬局併設（コンビニ薬局も）
 - ・コンビニ出店地域緩和・コンビニOTC販売などでコンビニがドラッグストア市場を狙う戦略へ
 - 規制緩和で他業種、業態が、ドラッグストア市場を奪取
- 「受動的対応」から「能動的対応」にシフトせよ
 - これまでの「**受動的対応**」（行政評価）→規制は面倒だが守れば「売り上げと利益」が約束される
 - これからの「**能動的対応**」（顧客評価）→制度を実施しなくても良く、実施の顧客満足で評価される



2. 新しい制度の内容と対応について

1) 健康サポート薬局への対応について

健康サポート薬局になるための要件

■健康サポート薬局には2つの機能一両機能を備える薬局は「健康サポート薬局」と格付可能に

2つの機能

- 健康サポート機能**
→国民の病気の予防や健康サポートに貢献(要指導医薬品やOTCの供給・助言等)
- かかりつけ薬局機能**
→服薬情報の一元的・継続的把握/24時間対応/在宅対応医療機関等との連携

■かかりつけ薬局の機能

- ①かかりつけ薬剤師選択の業務運営体制
- ②服薬情報の一元的・継続的把握の取組と薬剤服用歴への記載
- ③適切な丁寧な服薬指導及び副作用等のフォローアップ
- ④お薬手帳の活用
- ⑤かかりつけ薬剤師及びかかりつけ薬局の普及
- ⑥24時間対応
- ⑦在宅対応
- ⑧延薬照会、服薬情報のフィードバック・処方提案への取組み

■健康サポート機能

- ①受診勧奨
- ②連携機関の紹介
- ③地域における連携体制の構築とリストの作成
- ④連携機関に対する紹介文書の提供
- ⑤常駐薬剤師の資質→健康サポート研修の受講
- ⑥設備→プライバシーに配慮した相談窓口の設置

○関連団体や行政との連携と協力

健康サポート薬局になるための要件

◎表示 → 健康サポート薬局である旨の掲示、OTC医薬品・健康食品等の助言や健康相談を行っている旨の掲示、健康サポートイベントの掲示

◎OTC薬、衛生材料、介護用品等の供給、OTC医薬品、健康食品等の助言・相談

◎開店時間の設定→平日の営業日には8時間以上の連続開店かつ、土または日は4時間以上開店

◎健康サポートへの取組 → OTC医薬品、健康食品の助言や健康相談/健康サポートイベントの実施
勉強会での発表、情報発信等の取組みの発信/行政や学会等のポスター・パンフレットの掲示や配布

■研修実施機関

①実施要項を満たすことができる法人◎厚生労働省が指定する第三者機関への届出・確認が必要

■研修の内容・時間数

技能習得型研修		知識習得型研修	
研修項目	時間	研修項目	時間
健康サポート薬局の基本理念	1	地域住民の健康維持・増進	2
薬局利用者の状態把握と対応	4	要指導医薬品等情報	8
地域連携ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応	3	健康食品・食品	2
		薬学支援	2
		認知症対策	1
		感染症対策	2
		衛生用品・介護用品等	1
		薬物乱用防止	1
		公衆衛生	1
		地域連携ケアにおける先進的システム取組事例	1
		コミュニケーション力の向上	1

■研修時間数 30時間

※但し、
・座学8時間(グループディスカッション含む)
・通信22時間
でも可能

「健康サポート薬局」制度

※「薬局開設許可申請書」に健康サポート薬局表示の有無の欄が入る

「健康サポート薬局」(掲示・表示)

↑

実際の届出は、平成28年10月1日より

↑

事前に知事(市長、区長)に届出・受理

↑

健康サポート薬局制度適用は平成28年4月1日より

薬剤師の一定研修を修了

- 1) 技能習得型研修の内容
 - (1)健康サポート薬局の基本理念
 - (2)薬剤利用者の状態把握と対応
 - (3)地域連携ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応
- 2) 知識習得型研修の内容
 - (1)地域住民の健康維持・増進
 - (2)要指導医薬品等情報
 - (3)健康食品
 - (4)薬学支援
 - (5)認知症対策
 - (6)感染症対策
 - (7)衛生用品、介護用品等

・連携体制における省令手順書への記載
・地域での連携体制の構築とリスト確認書類
・紹介内容を認めた紹介文書と連携事業書類
・資質、設備、表示、商品構成、営業時間、取組資料

・基本機能体制における省令手順書への記載
・かかりつけ薬剤師勤務表の掲示確認書類
・直近1年の在宅実績の資料
・延薬照会および医療機関への情報提供書類

健康サポート機能
健康サポートを実施するうえでの地域における住民や医療関係者との連携体制の構築

かかりつけ薬局の基本機能
「かかりつけ薬局」としての基本的な機能を有す

「健康サポート薬局」制度のJACDS対応

■健康サポート薬局についての基本的考え

- 1)「健康サポート薬局」の内容は、ババママ薬局(門前薬局)に対する内容のものが多く
- 2)「患者のための」といながら、生活者目録、顧客目録、患者目録の数が少なく提供者目録で設けられた内容のものが多く、顧客や患者が実感する満足が少ないと思われる
- 3)その一方で、ドラッグストアの特性や優位性、顧客満足、患者満足を発揮する内容になっていない
- 4)この内容を実施して「健康サポート薬局」を掲げても、顧客や患者からの信頼や満足が高まることは少ないのではないか
- 5)したがって急いでこの制度に対応するより、この機会を活用してドラッグストアの優位性や他にできない実質的かつ実感できる満足の提供を行うことが重要であると考え

■JACDSの対応

- 1)会員企業からの問い合わせ、相談への対応を行います
- 2)薬剤師への一定研修(30時間研修)を行います
 - (1)研修は、10月より実施します(座学、通信学習と共)
 - (2)現在、日本薬学会とも相談し、研修実施のための有識者会議や専門家会議を行い、この内容に従ってテキストおよび教材の制作を行っています
 - (3)研修は、費用の負担や時間の負担を少なくするために、希望する方がすべて受講できるように、実務者会議で検討いただいております
 - (4)近く、会員各社に実施内容の連絡を行います(実施者：一般社団法人日本薬業研修センター)
- 3)「次世代ドラッグストアビジョン」の策定について
 - (1)これまで、JACDS正副会長で「次世代ドラッグストアビジョン」を検討してきた
 - (2)現在、プロジェクトを設置して「次世代ドラッグストアビジョン」案(高くない案)を検討している
 - (3)この案を、協会会員に提出し、意見を求める、その意見内容を入れて常任理事会で決定する
 - (4)ドラッグストアの優位性や生活者活用の良さについて公表するとともに店舗レベルの向上を図る

2) 次世代ドラッグストアビジョン策定について

「次世代ドラッグストアビジョン」の策定

【項目の予定】

○第1章ドラッグストア業界の現状と今後課題

- 今後の業界環境の変化に対して、どんな役割や機能を確立しなければならないかを検討

○第2章現状の取り組み(その対応)

- 現在、行政や業界の取り組み内容を解析し、その対応の課題について検討し記述する

○第3章ドラッグストアの基準

- 1) 営業に関する基準
- 2) 構造設備に関する基準
- 3) 商品構成に関する基準
- 4) サービスに関する基準
- 5) 情報提供に関する基準
- 6) 設備、施設に関する基準
- 7) 調剤業務に関する基準
- 8) 専門家に関する基準
- 9) 地域連携および機能連携に関する基準
- 10) その他に関する基準

- ドラッグストア14研究を含め、全方面から今後のドラッグストアのあり方について検討したがって、現在すでに行われている優れた商品やサービス、法令順守等についても記述

○第4章ドラッグストア業界の社会的活動について

- ドラッグストアと地域社会との連携や密着度を高める活動について検討し記述する
- 特に、組織委員会の都道府県支部からの意見を反映させる

○第5章JACDSの活動について

- ドラッグストア業界および製薬が一丸となって取り組む、ドラッグストア業界10兆円産業化に向けた課題について検討し記述する

○第6章税制に関する新制度への対応

- 今後大きく変わる税制に対する業界の意見の統一を図る、この意見の方向性に基づいて、強力にドラッグストア業界の働きかけを行う

○第7章その他のドラッグストア業界または企業が取り組むべきテーマ

- その他、会員企業の意見に基づき新たなテーマについて取り組む

ドラッグストア業界の健康サポート機能と表示(案)

「健康サポート薬局プラス」
(仮称)

↑

知事(市長、区長)に届出・受理

↑

健康サポート機能

↑

「かかりつけ薬局」の基本機能

健康サポートドラッグ
(仮称)

↑

JACDS基準に基づいて各社で各店舗を評価

↑

次世代ドラッグストアビジョン/JACDS決定

ドラッグストア機能評価基準(必須、選択)

①セルフバイタルチェック	②機能性表示食品、スマイルケア食、アスリート食
③OTC医薬品、生薬、漢方	④健康体操、運動
⑤ペットと暮らす生活	⑥情報提供システム構築
⑦365日24時間営業	⑧突然死撲滅とAED機器
⑨健康ハブステーション機能	⑩受診勧奨ガイドライン
⑪その他	

↑

JACDS/DMS普及推進プロジェクト

薬局許可店舗

店舗販売業許可店舗

表示頭

各社ドラッグストアによる対応

項目/公表の

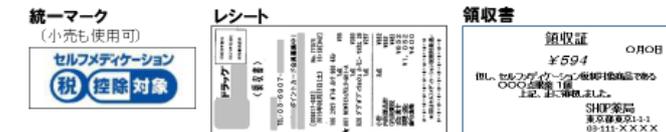
基準可

3) セルフメディケーション税制への対応について

セルフメディケーション(自主服薬)推進のための
スイッチOTC薬控除(医療費控除の特例)の創設と対応

- 目的と概要
 - 適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から導入する
 - 健康の維持増進及び疾病の予防への取り組みとして導入する
 - 平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間(5年間限立法)
 - 一定の取り組みを行う個人が特定のOTC医薬品を一定金額以上購入した分の所得控除される
- 所得控除の対象
 - 1983年以降にスイッチOTC化されたOTC医薬品対象(約80成分、約1500品目、約4000SKU)
 - 但し、リップ、類似の医療用医薬品が医療保険給付の対象外のものも除く
 - 該当医薬品を年間1、2万円を超えて購入した場合超えた金額分が対象となる(年間10万円を限度)
 - 健康診断(自己負担の人間ドックは除く)や予防接種を受けた人が所得控除の対象となる
 - 対象: (1) 特定健康診査(いわゆるメタボ健診) (2) 予防接種 (3) 定期健康診断(事業主健診)
 - (4) 健康診査(いわゆる人間ドック等(医療保険者が行うもの)) (5) がん検査
- 所得控除の受け方
 - 平成29年1月1日から12月31日までの対象医薬品購入時のレシート又は領収書の保管
 - 翌年2月からの確定申告時に、レシート(領収書)、健診または予防接種証明、所得証明等で申請
 - 資料を手元保管としてeタックスでの請求(ただし、財務省と折衝中だが難しい状況にある)
 - これまでの医療費控除(10万円以上、ほとんどのOTC対象)を行う場合には、この制度は使えない
- 本制度の可能性
 - 家族などでまとめて請求することができるが、全OTC医薬品購入額は平均世帯当たり2、8万円に対して、この制度の対象医薬品は、世帯当たり8千円前後となっている
 - この制度は、税額控除で1、2万円超えた分全額かえってくるのではなく、所得に合わせて一定比率の金額がかえってくる所得控除である
 - 自分の健康を自分で管理するセルフメディケーションの大切さを国も支援している制度とアピール

セルフメディケーション(自主服薬)推進のための
スイッチOTC薬控除(医療費控除の特例)の創設と対応



- メーカーの対応
 - メーカー団体自主基準のメーカー統一「所得控除マーク」を商品に印刷(貼付)する(小売も使用可)
 - 統一マークは法的な制約がないため、店舗でのシール貼付等の作業は行わないで良い
 - 統一マーク記載商品は、10月ごろより納品されるが、マークなし商品の返品は受けない(しない)
 - 所得控除対象商品のレジシステム用データは、各メーカーごとに直接小売企業に提供される
 - 制度実施が平成29年1月1日からのため、顧客に混乱されないよう告知、店舗掲示に力を入れる
- ドラッグストアの対応
 - 顧客に混乱したくないように、店内掲示やパンフレットで制度内容とその手続き方法を告知する
 - レシートに対象医薬品が分かるように★または●などの印字を行うか、対象商品の領収書を発行
 - レジシステムのレシート対応する場合には、取引メーカーからデータをもたせてシステム対応が必要
 - この制度対象商品品名とPOP等に、統一マークを添付し識別できるようにすることも検討中
- JACDSからのサポート
 - 制度内容および所得控除の方法についての、掲示物、ポスター、パンフレットの現物又はデータ提供
 - 店舗での対応マニュアルを提供、対象医薬品の品目表を提供(SKU単位ではありません)
 - この制度に関する会員各社からの相談や質問に対応する

4) 調剤併設店舗の二重申請の現状と今後の対応について

「薬局」「店舗販売業」の二重申請の解消について

- 経過
 - 改正薬事法(平成21年)以前の調剤併設ドラッグストア
 - ・薬局申請ドラッグストアで店内で調剤室を設置し調剤を行う場合
 - 調剤を行わない場合には店全体を閉鎖、薬剤師不在時には店全体を閉鎖(調剤枚数 fewer 不採算)
 - ・薬局申請と一般販売業の二重申請で調剤室を隣り合わせて調剤を行う場合
 - 薬局部以外から入れるように出入口を設ける。薬局と店舗の壁面を分離し閉鎖時には店舗を遮断
 - 改正薬事法(平成21年)以降の調剤併設ドラッグストア
 - ・改正薬事法施行を機にJACDSからの薬事法第2条解釈変更を要望
 - 高齢社会や在宅業務増加に厚労省が理解を示し、調剤室閉鎖を日本薬剤師会と交渉し戻した
 - 厚労省の対応(苦肉の策として一地方自治体指導のバラツキの原因)
 - 店内共有通路で分離し薬局と店舗販売業の二重申請、調剤応需しない場合は薬局部の閉鎖に
- 問題提起
 - ドラッグストア業界からの現状の問題
 - 二重申請は無駄なコストもかかり、さらに薬局や薬剤師の求められる役割が十分に果たせない
 - ドラッグストア業界からの要望
 - 薬局申請で調剤応需しない時間は調剤室を閉鎖し、登録販売者での2・3類医薬品販売を可能に
 - 強まるドラッグストア業界の二重申請解消の要望
 - 一面分業の進展、調剤ポイント問題の解消、薬事政策への対応等から、二重申請解消の要望高まる
 - 内閣府規制改革会議での動き
 - JACDSは本件を内閣府の規制改革推進室に持ち込み幾度もその必要性を強く訴え、検討課題に
 - JACDSと厚生省が規制改革会議の健康・医療ワーキングチーム会議で経緯と要望を主張した
 - 本年6月2日規制改革「薬局における薬剤師不在時の一般用医薬品の取り扱い(見直し)」を閣議決定
 - 閣議決定は「二重申請解消の制度を平成29年3月末までに検討・結論、29年度上期措置とした
 - 平成29年9月までに二重申請解消、その内容が問題であり規制改革推進室と連携し監視し、実行性のある内容にする。反対勢力の妨害にどう対応するかが焦点になる

「薬局」「店舗販売業」の二重申請の解消について(要望)

- 薬局申請で許可を受け、調剤業務を行わない時間帯については、調剤だけを閉鎖し、登録販売者がいれば、第2類・第3類医薬品及び衛生商品、介護・ベビー用品、日用雑貨、食品等の販売が出来るように望みます。
- これにより長時間営業や薬剤師の在宅業務が可能となり、地域の便利で安全・安心に寄与する薬局となります。
- 閉鎖時間における調剤応需時間、調剤室閉鎖表示に関する構造設備基準等の法令の整備が必要と考えます。
- 二重申請の解消に関する要望
 - 1) 要望の前提(二重申請の解消)
 - 医薬品は効果とリスクを併せ持つことから、専門家による情報提供および相談義務を定めることは当然であり販売制度およびその運用の緩和を求めるのは正しくない。
 - 調剤を行わない時は、調剤スペース(調剤カウンター、調剤室)の閉鎖を行なうことが可能とし、それ以外のOTC医薬品や衛生用品、その他の雑貨の販売を、登録販売者が情報提供および販売できるようにいただきたい。
 - (役所や一業界の理屈でなく、超高齢社会において地域に暮らす生活者や患者、有用者の利便性やメリットを優先すべき)
 - この場合、処方せん調剤応需時間を、店頭および調剤スペースに掲示し、患者や顧客に知らされるようにすべきである。
 - (4) また2)、3)をもつて、1)の要望申請で顧客のニーズに応えられる営業体制がとれるようにいただきたい。
 - 二重申請に関する解消案について(要望)
 - 1) 調剤室の閉鎖
 - 調剤を行わない又は薬剤師不在時間帯は、調剤室を閉鎖し、処方せん調剤室及び調剤業務を行わない。
 - 構造設備基準を緩和し設置する
 - 調剤室閉鎖の基準や方法を明確にし、患者や顧客に各自別処方せん調剤応需時間、対応薬剤等を掲示する。
 - 調剤応需時間の検討は決定する
 - 薬局開設時間における処方せん調剤応需時間の割合(又は適当な最低応需時間)を決め、申請許可基準とする。
- 【※懸念する調剤業務停止と調剤室の閉鎖】
 - 医薬分業の歴史が長い米国であっても、医療用医薬品および調剤業務、調剤室管理は厳しい基準で行なわれている。
 - 薬局許可を得れば、調剤応需しない時間帯および薬剤師不在の時間帯は、人が入れないよう調剤室を閉鎖すると、
 - 調剤応需する時間について、各自別時間帯を店頭入り口、調剤室前に掲示する



5) 消費税増税の価格表示と対応について

消費税増税の価格表示と対応について

- (1) 消費税の価格表示の現状(以前の対応)
 - ・ もともと消費税の価格表示は、税込みの表示(総額表示)が法律で義務化されている
 - ・ 総額表示義務の特例措置「消費税軽減策特別措置法」を時限立法として成立
 - ・ 平成25年10月1日から平成30年9月30日までは、総額表示義務としない
 - ・ 平成30年9月末日に特例措置が終了し、10月1日より総額表示が義務化される
- (2) 総額表示への移行に関する問題
 - ・ 平成30年10月より総額表示義務となり様々な問題が生じる可能性が大きい
 - ・ 消費税をアップした価格表示が難しく、小売業の利益確保が困難になる
 - ・ 取引先からの仕入れ値引き下げに繋がら、結果的にデフレ圧力になる可能性大
 - ・ 消費者に納税額を知らせない、意識させないことが本当に良いのか
 - ・ 現状の方法なら、消費者の負担も大きく、ドラッグストア業界の混乱も無い
- (3) ドラッグストア及び他の流通団体の対応状況
 - ドラッグストア業界の現在行っている表示方式(N=76)
 - ・ 総額表示(内税)11.8% ・ 本体表示(外税)25.0% ・ 内外税併記表示61.8% ・ その他 13%
 - 平成30年10月1日から希望する表示方式(N=76)
 - ・ 総額表示(内税)27.6% ・ 本体表示(外税)39.5% ・ 現在方式(自由)10.7% ・ その他 13.2%
 - 他流通団体の対応
 - ・ 自由表示 - 日本チェーンストア協会、新日SM協会、日本SM協会、日本ショッピングセンター協会
 - ・ 総額表示 - 日本百貨店協会 ・ 未決定 - FC協会、VC協会、小売業協会、SDY協会
- (4) 政府の「税抜き表示2年半延長」、現行の消費税増税価格表示特別措置法延長の決定(今後の対応)
 - 消費税10%引き上げを平成31年(2019年)10月に2年半延長する
 - 価格表示特別法も2年半延長し、平成33年(2021年)3月末まで延長する
 - 今秋の臨時国会に消費税増税再延長に関する法案を成立させる

消費税増税の価格表示と対応について

- (5) 日本チェーンドラッグストア協会の今後の対応について
 - ・ JACDS政策推進委員会は、消費税増税価格表示の調査及び方針の研究行ってきた
 - ・ この政府方針をうけて、今後の対応について再度検討し活動する
 - ・ 平成33年3月施行に再延長ではなく「現行表示(各社の自由)」の制度化を求める
 - ・ この考えを実現するために、当委員会は会員の理解、業界決定、ロビー活動を行う
- (6) ドラッグストア業界の決定について
 - 消費税増税価格表示の方法とドラッグストア業界の方針決定
 - ・ 総額表示(内税方式)とする場合 - 特別措置法の期限が来れば制度化する
 - ・ 本体表示(外税方式)とする場合 - これを制度化するには法令化する必要がある
 - ・ 各社の自由(現在方式)とする場合 - これを制度化するには法令化する必要がある
 - JACDSは、現行の各社自由表示以外の場合は平成32年の夏以降に実施する必要がある
 - 各社自由表示の制度化にする法改正を行う場合のスケジュール
 - ・ 業界の意見集約および業界決定 - 業界方針を平成30年秋ごろまでに決定する
 - ・ ロビー活動及び働きかけ - 業界方針を決定次第、ロビー活動を行う必要がある
 - ・ 法律改正 - 平成31年臨時国会、遅くとも平成32年通常国会、臨時国会で成立させる
 - (実施準備期間および実施 - 自由表示以外の場合は平成32年の夏以降に実施対応)
 - 総額表示(内税方式)の場合でも、誤認されないように税込み価格が明瞭に表示されてほしい

○ <明瞭に表示されているといえる例>	× <明瞭に表示されていない例>
9,800円(税込10,584円)	(1) 税込価格表示の文字の大きさに問題がある例
9,800円(税込10,584円)	9,800円(税込10,584円)
9,800円(税込10,584円)	(2) 文字間隔白、行間余白に問題がある例
9,800円(税込10,584円)	9,800円(税込10,584円)
9,800円(税込10,584円)	(3) 背景の色との対照性に問題がある例
9,800円(税込10,584円)	9,800円(税込10,584円)

6) 保険医療機関の敷地内薬局の解禁について

(保険医療機関及び保険医療担当規則の一部改正)

保険医療機関の敷地内薬局の解禁について

(保険医療機関及び保険医療担当規則の一部改正)

- これまでの医薬分業に関する物理的分離の施策
 - ・医療施設と同一施設または隣接する薬局においては、フェンス等を用いて分離する
 - ・患者が医療施設から薬局に行く場合、公道を通過してから薬局に入る(同一ビルは共有通路可)
 - ・医療施設と薬局が同一ビル又は商業施設に入った場合は、共有通路等で物理的に分離すること
 - 物理的分離によって、医薬分業推進や患者の薬局選択確保、医療機関との感染防止を図った
- 批判が高まる物理的分業(問題提起)
 - ・高齢者や身障者、妊婦・子育て者等が危険であったり、不便であったりへの批判の高まり
 - ・形だけの物理分業で医薬分業に求められる機能的分業がされていないことへの批判の高まり
 - ・患者の不便や危険を強いた医薬分業で、薬局が儲けているとした分業バッシングの高まり
 - 規制改革会議において患者本位の分業の在り方について議論し、利便性の確保を決定した
- 規制改革の動き
 - ・病院や救急医療施設で365日24時間対応の薬局がなく医薬分業の在り方が問題化されていた
 - 規制改革会議における「健康・医療ワーキングチーム」で医薬分業の在り方を検討してきた
 - 本年10月より、一定条件の下で医療施設における薬局開設を可能とすることになった
- 厚生労働省の示した保険医療施設における保険薬局開設基準(具体的図解は次ページに示す)
 - ・医療機関と薬局との出入口が直接つながっていないこと(同一建物場合は別出入口にすること)
 - ・医療機関から特定の薬局に誘導する専用の通路等を設けてはならないこと
 - ・医療機関が休診または閉鎖されていても薬局には一般の患者が利用できるようにすること
 - ・敷地内共有通路や公道真正面等の薬局については、地方社会保険医療協議会に諮り判断する
 - 保険医療機関及び保険医療担当規則の一部改正し、通知(3月31日)QA(6月)を行った
- 今後の可能性について
 - ・これにより、5兆円~2兆円の調剤が敷地内調剤へ流れる可能性(365日24時間対応の薬局)
 - 敷地内に複数薬局の出店も有りえる。さらに、今回は院内における調剤薬局の出店はできないが、近い将来に次のステップで、施設内薬局出店が可能となる可能性もある。

保険医療機関の敷地内薬局の解禁について

(保険医療機関及び保険医療担当規則の一部改正)

- 平成28年10月1日以降は、フェンス等を設置しなくても指定が認められるもの
 - (事例1) 敷地内共有通路
 - (事例2) 敷地内共有通路
- 平成28年10月1日以降は、現地の実態を踏まえ、地方社会保険医療協議会に諮った上で個別に判断するもの
 - (事例3) 敷地内共有通路
 - (事例4) 敷地内共有通路
- 平成28年10月1日以降も、引き続き指定が認められないもの
 - (事例5) 敷地内共有通路
 - (事例6) 敷地内共有通路
 - (事例7) 敷地内共有通路

7) 食品の新たな市場創造への取り組み

・機能性表示食品制度について

巨大な市場創造が期待されている「新しい食品」

■「食と健康」の分類(売り場との連動)

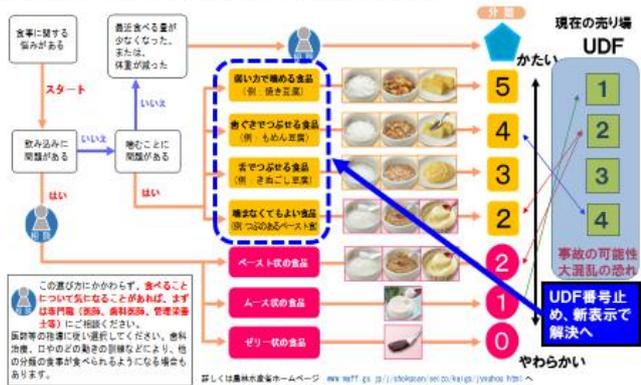


- 機能性表示食品
 - ・サプリメント、加工食品、生鮮食品に企業の責任で機能性表示が可能となり昨年4月より実施
 - ・国民の健康づくりを牽引し10兆円近いマーケットが創出されると予測されている
 - ・昨年4月より施行し1年6か月経過しても、まだ届け出は430品目程度で300品目が未処理
 - ・積み残し課題の「ビタミン・ミネラル」「機能性関与成分が特定できない食品」の制度組み入れ検討会が行われている(本年11月までに結論)これが実現するとの市場は間違いなく拡大する
 - この制度は、食品表示法で行われているため限界がある。米国同様の「健康教育法」が必要
- スマイルケア食(在宅介護食)
 - ・施設介護から在宅介護にシフトさせる状況において、高齢者の在宅食がないことが問題化
 - ・農水省は、在宅高齢者食の基準づくりに乗り出し、3兆円市場を目指すことになった
 - ・農水省は、ようやく本年2月にスマイルケア食の分類を決定し、JAS規格基準を決定した
 - ・新分類基準に対応するため、民間の基準「ユニバーサルデザインフード(UDF)」は番号をやめた
 - UDFの基準、商品は継続、JAS規格商品および特別用途食品の新基準商品の出荷は来年より
- ドラッグストアの特性を生かして需要を創造
 - ドラッグストアの特性を生かした商品構成と情報提供に力を入れて、新マーケットを創造する

・スマイルケア食について

スマイルケア食の選び方(赤・黄は案)

- 青色一啗呑、嚥下問題ないが栄養不足気味にある方用食品
- 黄色一啗呑むことが困難な方用(JAS基準で製造商品)
- 赤色一啗呑むことが困難な方用食品(消費者庁の特別用途食品の認可商品)



機能性表示食品制度の現状

- 持ち越し課題の検討会
 - ・「機能性表示食品制度における機能性関与成分の取り扱いに関する検討会」が本年1月より毎月10回(予備1回)の予定開催(11月に結論)
 - ・栄養機能食品(ビタミン、ミネラル、脂質)ほか、糖質、たんぱく質を対象へ
 - ・関与成分が不明確な機能性食品(青汁、プロポリスなど)を対象へ
 - 消費者団体や学者からの憶測で反応、業界4団体が制度化を主張
- 本年4月よりデータによる届け出、および検索システムの改善
 - ・届出方法を、これまでの「紙ベースの郵送」から「データの送信」に変更
 - ・一般生活者や関係者等が商品閲覧しやすいQRコード検索システム
 - データ届け出切り替え、早い届出処理と一般消費者の活用向上が期待
- 現在の届出状況
 - ・2016年9月9日届出商品 A303品目 B117品目 計420品目(ベースは上がってない)
 - ・現在、消費者庁には、未処理届出商品が350件ほどある
 - ・機能性表示食品の認識が高まりを見せ、既に500億円を超えた報道もあり、確実に伸びている
 - ・これまで健康食品主流の通信販売より実店舗の売り上げが伸びている
 - 市場拡大に期待する実店舗で展開するには、まだまだ商品が少ない状況であり品目数が待たれる
- 特定保健用食品(トクホ)
 - ・問題提起型の商品販売(「あっ！それ私だわ！)と購入)
 - ・単品訴求(空中戦)・通信販売(むく)・店舗では各カテゴリーの中での展開(お茶売り場でトクホ)
 - 適性の需要、さほど市場拡大につながらない
- 機能性表示食品
 - ・問題解決型(体の「不安」「悩み」「要望」をもって来店)
 - ・品揃え対応(地上観)・特(サプリメント)は、独立した売り場構成が必要・実店舗にむく
 - 継続的な需要、市場創造および拡大になる
- 実店舗による品揃え型売り場と情報提供で、早期に機能性表示食品1兆円市場の創造が期待



ドラッグストア業界の今後の取り組み

- 消費者への情報提供体制
 - ※第9回目で日本チェーンドラッグストア協会より発表したものです
 - (1)機能性表示食品の販売に関する法令順守の徹底(2)使用者からの相談対応体制の力を入れる
 - (3)情報提供システムの構築を行う(4)受診勧奨を助成する(5)情報提供アプリ「どコドラ」の構築
 - 店内外、人的、システム等あらゆる方法で情報提供を行う
- 日本チェーンドラッグストア協会の対応
 - (1)店頭告知で消費者啓蒙(パンフレット、ポスター)の制作
 - (2)安全な商品選択と使用についての店内表示を行う
 - (3)全従業員に制度の周知徹底(研修)を行う(強化する)
 - (4)販売者に情報システムを活用した顧客対応研修を実施する
 - (5)管理栄養士の大幅な採用(3万人規模)を促進する
 - 安全性の確保や商品の育成には、店舗の役割がきわめて大きい
- 製造基準(品質)
 - GMP (Good Manufacturing Practice)
 - JHPS (Japan Health Product Standard)
- 分類マーク
 - 分類マーク
 - 保健機能食品
 - 機能性表示食品
 - (要検討)
- 2009年改正薬事法施行時に300万部を配布生活者への普及推進に大きく貢献した
- 2016年改正薬事法施行時に300万部を配布生活者への普及推進に大きく貢献した
- 製造基準(品質)
- 2016年改正薬事法施行時に300万部を配布生活者への普及推進に大きく貢献した
- 2016年改正薬事法施行時に300万部を配布生活者への普及推進に大きく貢献した

8) その他

・コンビニ出店緩和、・スイッチOTC候補成分募集、・薬局ビジョンアクションプラン検討会、・その他)

その他

- コンビニにおける出店用途地域の規制緩和(国土交通省、平成28年度上期措置)
 - ・第一種低層住居専用地域への出店、および第二種低層住居専用地域面積制限を超えることが可能
 - ・工業専用地域内における複数の工場の従業員向けのコンビニ出店を可能とする
 - 地域の事情やニーズに応じて規制緩和、コンビニ出店の新立地5~8千店舗(1.6兆円)が拡大
- スイッチOTC医薬品候補成分の募集について
 - ・日本再興戦略改定2014でスイッチOTC(体外診断薬スイッチを含む)を閣議決定
 - ・厚生労働省は、民間の意見を取り入れて検討する。スイッチ促進のための「新スキーム」を設置
 - ・日本医師会は、この「新スキーム」について強く反発し、これまでの「全会一致」を求める姿勢
 - ・厚生労働省は、8月6日より期限なしで、随時、スイッチOTC要請成分の募集を開始した
 - 民間意見をどのように組み入れるか、どのように反映されるかについては、明らかにされていない
- 「患者のための薬局ビジョン実現のためのアクションプラン策定に関する検討会」開催について
 - ・9月8日より、JACDS、日薬、エヌファなど12人からなる検討会を設置し検討を開始した
 - ・第1回は、各業界(団体)の「患者のための薬局ビジョン」への取り組み状況について発表した
 - ・JACDSからは小田JACDS勤務薬剤師会会長が出席し、ドラッグストアの活用を訴えた
 - ・「患者のための」としながらも限定的なビジョン内容に対して「薬局は患者だけでなく」と主張した
 - この検討会を通じて、現在のババママ薬局、門前薬局をベースにした提供サイドからの現ビジョンが、本当に「患者、生活者本位」の内容になるか、実施内容になるかは疑問が多い
- 今後の規制緩和の動き
 - ・医療機関でのOTC販売を求める動き
 - 薬業業界団体から規制改革に持ち込まれたものだが、この動きに柔道整復師業界が相乗り
 - ・調剤薬のネット応需を求める動き
 - 規制改革に持ち込まれた動きだが、電子カルテや電子処方箋、電子お薬手帳で条件が整う可能性
 - ・OTC医薬品及び指定医薬部外品の広告基準等の見直しについて
 - 平成28年度検討・結論、29年度上期措置で閣議決定されたが、厚労省の反発で難航している

3. その他の業界対応について

1) 医薬品メーカーにおけるネット販売と店舗販売について

医薬品メーカーにおけるネット販売と店舗販売について

(小林製薬様からのご提案について)

- 以前の小林製薬様の医薬品ネット販売について
 - 以前の小林製薬様のネット販売計画
 - ・ドラッグストアで取り扱っていないブランドに変えて、医薬品を通信販売を行うと発表した
 - ・通信販売内容は、薬事法にも抵触していないため、ドラッグストアからの抗議は独禁法違反になる
 - ・双方の弁護士を交えて、穏便な決着をするための話し合いが幾度も行われた
 - ドラッグストア業界からの主張(お願ひ)
 - ・OTC医薬品の市場縮小傾向にある中、ドラッグストア等実店舗の市場を奪う策はいかがなものか
 - ・今こそ、製販協力が協力をOTC市場の拡大や新しい売れ筋づくりを行うべきだ
 - ・もし、そうした考えに基づいた商品や販売方法をとることがあれば、業界をあげて協力する
- 小林製薬様は、こうしたJACDSの考え方を理解いただき、クローズ会員以外の販売を取りやめた
- 今回の小林製薬様からの提案について
 - 「ラクミナ」(第2期医薬品)の販売についての提案
 - ・加齢に伴う視力低下、かすみ目、疲れ目の改善漢方薬(複製製品化)、高いエビデンスがある
 - ・クコシ、キクカを配合した他に無い漢方薬で、新しい生活提案の商品
 - ・超高齢社会における「目」に関する要求は高く、新市場開拓となる
 - ・この製品を育ててくれるチャネルと企業と連携して、育成実現する
 - ・ネット販売は、クローズ小林製薬会員のみにて、実店舗より高く販売
 - 前回のJACDSからの意見や状況を十分理解しこの提案を行った
 - JACDSの対応について
 - ・前回の主張への理解と協力、今回の提案はそれを実現する内容
 - 今まさに、ドラッグストア業界が取り組むべきテーマの商品である
- こうした経過や小林製薬様からの提案を理解し商品育成に取り組まれる企業様はお取り扱いください

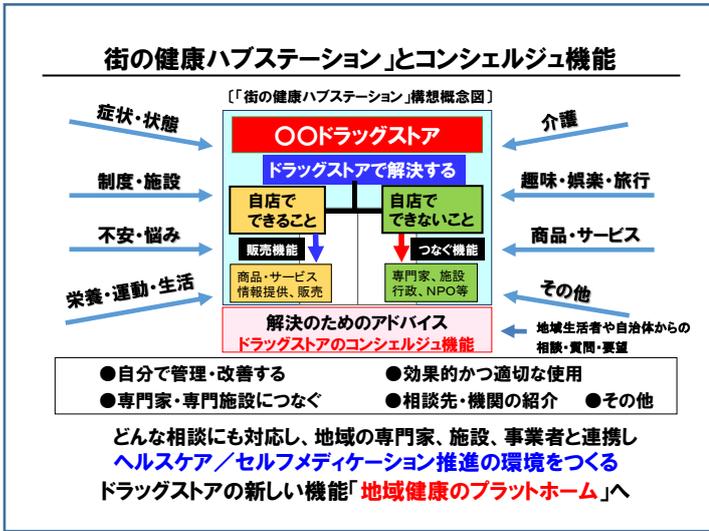


2) OTC医薬品の軽減税率の導入について

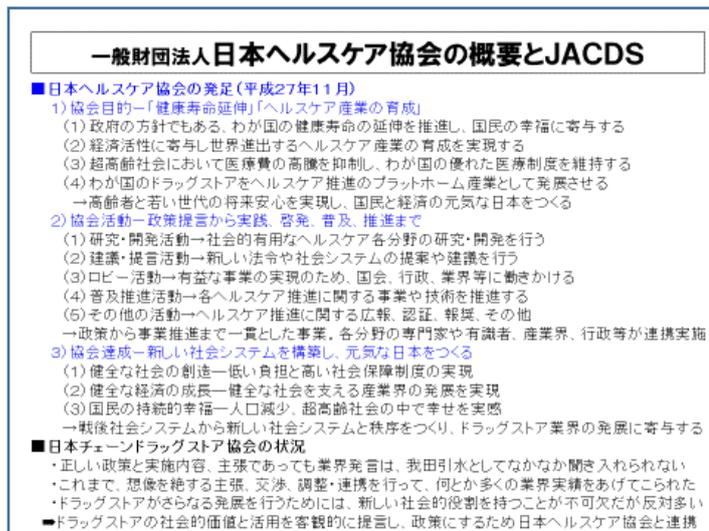
OTC医薬品の軽減税率の導入について

- 消費税引き上げ時期の変更に伴う対応(案)
 - 税率引き上げ関係
 - ・税率引き上げ時期:平成29年4月1日→平成31年10月1日
 - ・請負契約等に係る経過措置の指定日:平成28年10月1日→平成31年4月1日
 - 軽減税率関係
 - ・軽減税率導入時期:平成29年4月1日→平成31年10月1日
 - ・価格請求書等保存方式の導入時期:平成33年4月1日→平成35年4月1日
 - ・税額計算の特例の適用期間:
 - ・売上げ税額の計算の特例:中小事業者向け4年(平成31年10月~35年9月末)
 - ・仕入れ税額の計算の特例:中小事業者向け1年(平成31年10月~32年9月末)
 - ・大規模事業者への特例適用:大規模事業者には措置しないこととする
 - 軽減税率
 - ・消費税軽減税率対策特別措置法の適用期限:平成30年9月30日→平成33年3月31日
 - 軽減税率財源確保関係
 - ・歳入及び歳出における法的措置を講じ、安定的恒久財源確保:平成30年度末までに行う
- 日本チェーンドラッグストア協会の対応
 - セルフメディケーション税制への対応
 - 来年1月より実施されるセルフメディケーション税制(6か年時限立法)にしっかり対応する
 - OTC医薬品および調剤における軽減税率を求める
 - すでにJACDSの決定としたことであるが、OTC医薬品および調剤に軽減税率を求めてゆく
 - 例えば、OTC医薬品においては食品同様の比率、調剤においては「0%」課税とする、など
 - まず食品で軽減税率制度を実施させ、その後の見直しにおいて、医薬品の軽減税率導入を図る
 - 会員企業様のご意見、ご希望があればぜひお伺いしたいと思います、よろしくお願ひいたします

3) 街の健康ステーションとコンセルジュ育成について



4) 一般財団法人日本ヘルスケア協会の活動について



第7回 支部長会 開催報告

ブロック総会と同日に開催の支部長会は、今回7回目となりました。

九州ブロックと中部ブロックは正会員数が少ないため、昨年同様総会と支部長会を合同開催とし、一般会員の方はオブザーバー参加という形で支部長会を開催しました。

東西の支部長会には、ブロック長、副ブロック長、支部長、皆川組織委員長の参加で開催されました。オブザーバーとして樋口副会長、浦上登録販売者制度向上委員長、宗像事務総長が出席されました。会の運営は、副ブロック長の司会とブロック長の議事進行で進められました。東日本ブロックの支部長会には、日本医薬品登録販売者協会の会長にもご参加いただきました。

7月の末から依頼をした支部長の地域薬務課への訪問は、43の都道府県と9の政令指定都市とで実施されました。それぞれの支部長から訪問の報告があり、ドラッグストアに対する理解と期待が高まっているとの感想が聞かれました。訪問を重ねた成果で、薬務課からの依頼や情報提供、または薬務課からの紹介で他部署や警察からの行事への参加依頼なども増えてきています。

今回の支部長会では、議事として「防災協定について」「薬剤師・登録販売者の名札について」「献血活動について」について協議しました。

防災協定については、薬務課訪問の際多数の行政から質問の多かった案件です。防犯有事委員会で協定の結び方について案を作成し、支部長会で協議した結果を理事会で報告する運びとなりました。次回の薬務課訪問に際には、回答も持参することになります。

「薬剤師・登録販売者の名札について」は前回の支部長会で、ある県で行った消費者へのアンケート調査の結果「薬剤師・登録販売者と一般従事者の区別がわからない」という結果が出ていることを県薬務課が憂慮しているとの報告があったため支部長会で意見を聞くことになりました。すでにユニフォームや名札による区別を行っている企業もあるので、事務局から正会員にアンケート調査を行ったほうが良いとの意見が多数ありました。

また献血活動についても多くの地域行政から協力を求められている案件なので、事務局にマニュアルを用意し取り組みを検討している企業に配布するよう準備を進めることになりました。

登録販売者制度向上委員会の浦上委員長からは登録販売者の組織づくりの説明があり、新たに日本チェーンドラッグストア協会の登録販売者支部として支部長に兼任の依頼をされました。



西日本ブロック 支部長会(太閤園 迎賓館)
日 時:9月20日(火)参加支部:11県、3市



東日本ブロック 支部長会(ホテルグランドパレス)
日 時:9月21日(水)参加支部:15県、3市

組織委員会 支部一覧(H28.9.1 現在)

東日本ブロック	ブロック長 関 伸治 副ブロック長 米城 清司		
北海道地区支部長	富山 睦浩	株式会社サッポロドラッグストア	代表取締役会長
北海道支部長	富山 睦浩	株式会社サッポロドラッグストア	代表取締役会長
東北地区支部長	西郷 辰弘	株式会社薬王堂	代表取締役
青森県支部長	櫻井 清	株式会社丸大サクラ中薬局	代表取締役
岩手県支部長	西郷 辰弘	株式会社薬王堂	代表取締役
宮城県支部長	米城 清司	株式会社ヨネキ十字堂	代表取締役社長
秋田県支部長	高橋 康雄	株式会社ツルハホールディングス	東北店舗運営本部 第三店舗運営部長
山形県支部長	山澤 廣	株式会社ヤマザワ薬品	代表取締役社長
福島県支部長	山口 仁	山口薬品株式会社	代表取締役社長
北関東地区支部長	本橋 勝	ウエルシア薬局株式会社	薬剤師・登録販売者教育部 部長
茨城県支部長	本橋 勝	ウエルシア薬局株式会社	薬剤師・登録販売者教育部 部長
栃木県支部長	宮原 誠司	株式会社カワチ薬品	取締役管理部長
群馬県支部長	江黒 純一	株式会社クスリのマルエ	取締役会長
埼玉県支部長	関 伸治	株式会社セキ薬品	代表取締役社長
長野県支部長	佐野 訓久	株式会社とをしや薬局	代表取締役
新潟県支部長	西野 利昭	株式会社マツモトキヨシ甲信越販売	代表取締役
南関東地区支部長	石田 岳彦	ウエルシア薬局株式会社	取締役副社長
千葉県支部長	根本 光男	株式会社千葉薬品	取締役副社長
千葉市支部長	佐久間 雄治	株式会社マツモトキヨシホールディングス	FC企画部長
東京都支部長	徳廣 英之	株式会社トモズ	代表取締役社長
神奈川県支部長	山本 久雄	株式会社クリエイトエス・ディー	代表取締役会長
横浜市支部長	石田 岳彦	ウエルシア薬局株式会社	取締役副社長
川崎市支部長	亀ヶ谷 博之	株式会社カメガヤ	代表取締役会長兼社長
山梨県支部長	樋口 俊英	株式会社クスリのサンロード	代表取締役
中部ブロック	ブロック長 榊原 栄一 副ブロック長 長基 健司		
東海地区支部長	榊原 栄一	株式会社スギ薬局	代表取締役社長
静岡県支部長	高田 智生	ウエルシア薬局株式会社	薬剤師・登録販売者教育部 部長
静岡市支部長	前嶋 克幸	株式会社杏林堂薬局	取締役 調剤営業本部長
浜松市支部長	前嶋 克幸	株式会社杏林堂薬局	取締役 調剤営業本部長
愛知県支部長	榊原 栄一	株式会社スギ薬局	代表取締役社長
名古屋支部長	榊原 栄一	株式会社スギ薬局	代表取締役社長
岐阜県支部長	山口 眞里	中部薬品株式会社	代表取締役社長
三重県支部長	杉浦 幹夫	株式会社スギ薬局	中部第二営業統括部 統括部長
北陸地区支部長	長基 健司	株式会社コメヤ薬局	代表取締役
富山県支部長	藤井 均	ウエルシア薬局株式会社	監査役
石川県支部長	長基 健司	株式会社コメヤ薬局	代表取締役
福井県支部長	森田 忠義	株式会社クスリのアオキ	総務部長
西日本ブロック	ブロック長 奥谷 英一 副ブロック長 西本 誠		
近畿地区支部長	皆川 友夫	株式会社アカカベ	代表取締役会長
滋賀県支部長	藤岡 平一郎	株式会社レークメディカル	代表取締役
京都府支部長	藤田 哲	株式会社フジタ薬局	代表取締役
京都市支部長	尾池 美恵子	光株式会社	代表取締役社長
大阪府支部長	皆川 友夫	株式会社アカカベ	代表取締役会長
大阪市支部長	網巻 秀展	株式会社コクミン	代表取締役社長
兵庫県支部長	浦上 晃之	ゴダイ株式会社	代表取締役
奈良県支部長	竹田 清司	株式会社タケダドラッグ	代表取締役
和歌山県支部長	廣岡 聖司	エバグリーン廣基株式会社	代表取締役社長
中国地区支部長	北山 佑二	金光薬品株式会社	代表取締役
鳥取県支部長	乾 康彦	株式会社イヌイ	代表取締役社長
島根県支部長	飯塚 正	株式会社ジュンテンドー	代表取締役社長
岡山県支部長	北山 佑二	金光薬品株式会社	代表取締役
広島県支部長	梶原 秀樹	株式会社プレヒまわり	代表取締役
山口県支部長	富永 幸朗	株式会社岩崎宏健堂	代表取締役社長
四国地区支部長	佐藤 均	株式会社よどや	取締役会長
徳島県支部長	埴淵 一夫	株式会社キョーエイ	代表取締役社長
香川県支部長	三橋 信也	株式会社ツルハホールディングス	取締役
愛媛県支部長	三橋 信也	株式会社ツルハホールディングス	取締役
高知県支部長	佐藤 均	株式会社よどや	取締役会長
九州ブロック	ブロック長 森 信 副ブロック長 田中 元伸		
九州地区支部長	木元 伸一	株式会社ミス	代表取締役社長
福岡県支部長	森 信	株式会社ドラッグストアモリ	代表取締役社長
北九州市支部長	平野 健二	株式会社サンキュドラッグ	代表取締役社長兼CEO
佐賀県支部長	木元 伸一	株式会社ミス	代表取締役社長
長崎県支部長	松下 琢磨	JR九州ドラッグイレブン	代表取締役社長
熊本県支部長	上野 景昭	株式会社同仁堂	取締役社長
熊本市支部長	上野 景昭	株式会社同仁堂	取締役社長
大分県支部長	宇野 正晃	株式会社コスモス薬品	代表取締役社長
宮崎県支部長	宇野 正晃	株式会社コスモス薬品	代表取締役社長
鹿児島県支部長	山崎 邦夫	株式会社マツモトキヨシ九州販売	代表取締役社長
沖縄県支部長	田仲 康志	株式会社サウスウエスト	代表取締役

セルフメディケーション税制への準備をお願いします

第31回ブロック総会のテーマの一つに「セルフメディケーション税制」がありました。来年1月1日からスタートする税制(医療費控除の特例)ではありますが、対象である一般用医薬品が限定されているため、マークを付けることが製造段階で10月から始まります。店頭においては、この10月からマーク入り医薬品があるため、正しい情報をもって、きちんと説明をしなければなりません。

日本一般用医薬品連合会(三輪会長)が中心となり、この制度の普及と正しい知識を伝えるため、マニュアルやポスター、リーフレットを作成しました。

ブロック総会で説明配布し、先般、事務連絡No.26068(9月29日発出)でもデータ提供しましたが、再度、協会報でもお知らせします。

1. セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)

「薬局、薬店、ドラッグストア 従業員向け参考資料」(PPT)

各店の従業員の方に見ていただけるように、送信(送付)して下さい。

制度の概要がわかる資料ですので、お客様からの質問にも答えられると思います。

2. 啓発ポスター、啓発チラシ

店頭に掲示しセルフメディケーション税制の啓発に役立てていただくためのポスターが作成されました(A3サイズ・カラー)。さらにより詳しい内容をお知らせするための啓発チラシ(A4・カラー両面)も作成されました。

10月からマーク入り商品の出荷が始まるのに合わせて、各社で印刷し、店頭での啓発にご利用下さい。

なお、確定申告における予防接種などの受診証明は、貼付が義務付けられています。写しでもいいことになりましたが、Eタックスの場合、証明書のデータ添付をしなくていいかどうかはまだ調整中です。また、健康診断などの場合は、受診したことのわかる部分のみ提出すればよいということも決まりました。(データも同じ)

今後は、1月1日の制度スタートに向けて、いつまでに何をしたらよいかをご案内する予定です。

セルフメディケーション税制 (医療費控除の特例)

薬局、薬店、ドラッグストア
 従業員様向け参考資料

日本一般用医薬品連合会

1

< 目次 >

1. どのような税制なのか？
参考資料(1種類)
2. 創設の目的は？
3. 一定の取組とは？
4. 特定成分を含んだ
OTC医薬品とは？
5. 告示された82成分とは？
6. 申告対象となる人は？
7. 施行日・1年間の期間は
いつですか？
8. 対象のOTC医薬品は
どこでわかるのか？(①)
9. 対象のOTC医薬品は
どこでわかるのか？(②)
10. 一定の取組の証明書は？
11. いくら税金が戻ってくるの？
12. 確定申告はどのように
すればいいの？(①)
13. 確定申告はどのように
すればいいの？(②)
14. お客様にお伝えすることは？
参考資料(2種類)
15. ご留意いただきたいこと

2

1. どのような税制なのか？

セルフメディケーション
税 控除対象

- ✓ 適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、
- ✓ 健康の維持増進および疾病の予防への取組として一定の取組(P. 6参照)を行う個人が、
- ✓ 平成29年1月1日～平成33年12月31日迄の間に、
- ✓ 自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定成分を含んだOTC医薬品(P.7参照)の購入の対価を支払った場合において、
- ✓ その年中に支払った対価額の合計額が1万2千円を超えるときは、その超える部分の金額(上限:8万8千円)について、
- ✓ その年分の総所得金額等から控除する新税制です。

3

1. どのような税制なのか？

セルフメディケーション
税 控除対象

【参考】厚生労働省 公表資料

セルフメディケーション（自主服薬）推進のためのスイッチOTC薬控除（医療費控除の特例）の創設
(所得税、個人住民税)

1. 大綱の概要

適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、**健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組（※1）を行う個人が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定のスイッチOTC医薬品（※2）の購入の対価を支払った場合において、その年中に支払ったその対価の額の合計額が1万2千円を超えるときは、その超える部分の金額（その金額が8万8千円を超える場合には、8万8千円）について、その年分の総所得金額等から控除する。**

- (※1) 特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診
- (※2) 要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品
(類似の医療用医薬品が医療保険給付の対象外のものを除く。)
- (注) 本特例の適用を受ける場合には、現行の医療費控除の適用を受けることができない。

※セルフメディケーションは、世界保健機関(WHO)において、「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」と定義されている。

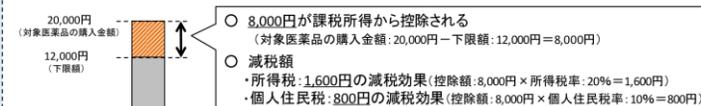
2. 制度の内容

■対象となる医薬品（医療用から転用された医薬品：スイッチOTC医薬品）について

- スイッチOTC医薬品の成分数：82（平成27年12月1日時点）
- 対象となる医薬品の薬効の例：かぜ薬、胃腸薬、鼻炎用内服薬、水虫・たむし用薬、肩こり・腰痛・関節痛の貼付薬
(注) 上記薬効の医薬品の全てが対象となるわけではない。
- 具体的な対象医薬品の範囲等は、税制改正法案成立後、関係者と協力して周知を行っていく。

■本特例措置を利用する時のイメージ

- 課税所得400万円の者が、対象医薬品を年間20,000円購入した場合（生計を一にする配偶者その他の親族の分も含む）



4

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10800000-Iseikyoku/0000124845.pdf>

2. 創設の目的は？

セルフメディケーション
税 控除 対象

- ✓セルフメディケーションを自発的に取り組む環境整備を行うため。
- ✓適切な健康管理の下で医療用医薬品との代替性が高い特定成分を含んだOTC医薬品（要指導医薬品および一般用医薬品）の使用推進を図るため。
- ✓健康の維持増進および疾病の予防の為に一定の取組を行っている申告者が、従来の医療費控除との選択適用を可能にするため。

5

3. 一定の取組とは？

セルフメディケーション
税 控除 対象

- ✓申告者が申告対象の1年間（1～12月）に以下のいずれかを受けることです。

- ・特定健康診査（いわゆるメタボ健診）
- ・予防接種
- ・定期健康診断（事業主健診）
- ・健康診査
- ・がん検診

6

4. 特定成分を含んだ OTC医薬品とは？

セルフメディケーション
税 控除 対象

- ✓ 医療用医薬品から転用された82成分(※1)を含む OTC医薬品(要指導医薬品および一般用医薬品)です。

(※1:本年3月31日付、平成28年厚生労働省告示第178号にて82成分を告示。(P.8参照))

(※1:いわゆるダイレクトOTCは本制度の対象ではありません。)

- ✓ 厚生労働省ホームページ(※2)に対象となるOTC医薬品の品目名が掲載されています。

(※2: <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html>)

- ✓ 平成28年8月17日現在:1,517品目。

(必要に応じて2ヶ月に1回更新することが予定されています。)

7

5. 告示された82成分とは？

セルフメディケーション
税 控除 対象

1 アシクロビル	29 ゲファルナート	57 ビレンゼピン
2 アシタザノラスト	30 シクロピロクスオラミン	58 ビロキシカム
3 L-アスバラギン酸カルシウム	31 ジクロフェナク	59 ファモチジン
4 アゼラスチン	32 シメチジン	60 フェキソフェナジン
5 アモロルフィン	33 ジメメルファン	61 フェルピナク
6 アルミノプロフェン	34 スルコナゾール	62 プチルスコボラミン
7 アンプロキソール	35 セチリジン	63 フッ化ナトリウム(洗口液に限る。)
8 イコサペント酸エチル	36 セトラキサート	64 プテナフィン
9 イソコナゾール	37 ソイステロール	65 プラノプロフェン
10 イソチベンジル(歯痛・歯槽膿漏薬に限る。)	38 ソファルコン	66 フラボキサート
11 イブプロフェン	39 チオコナナジール	67 フレドニゾン吉草酸エステル
12 イブプロフェンピコノール	40 チキジウム	68 フロムヘキシム
13 インドメタシン	41 チメピジウム	69 ベクロメタゾンプロピオン酸エステル
14 ウフェナマート	42 テブレノン	70 ヘプロニカート
15 エキサラミド	43 テルピナフィン	71 ベミロラストカリウム
16 エコナゾール	44 トラニラスト	72 ポリエチレンスルホン酸
17 エバスチン	45 トリアムシノロンアセトニド	73 ポリエチレンホスファチルコリン
18 エピナスチン	46 トリメプテン	74 ミコナゾール
19 エブラジノン	47 トルシクラート	75 メキサジン
20 エメダスチン	48 トロキシビド	76 メコバラミン
21 オキシコナゾール	49 ニコチン	77 コピデカレノン
22 オキシメタゾリン	50 ニザチジン	78 ラニチジン
23 オキサセザイン	51 ネチコナゾール	79 ラノコナゾール
24 カルボシステイン	52 ピコスルファート	80 ロキサチジン酢酸エステル
25 クロトリマゾール(腫瘍ガンジ治療薬に限る。)	53 ピソキサチン酢酸エステル	81 ロキソプロフェン
26 クロモグリク酸	54 ビダラピン	82 ロベラミド
27 ケトチフェン	55 ヒドロコルチゾン酢酸エステル	
28 ケトプロフェン	56 ビホナゾール	

8

6. 申告対象となる人は？

セルフメディケーション
税 控除 対象

以下の3つの事項の全てに該当する人です。

- ✓ 所得税、住民税を納めている。
- ✓ 1年間(1～12月)に健康の維持増進および疾病の予防への取組として一定の取組(詳細はP.6参照)を行っている。
- ✓ 1年間(1～12月)で、対象となるOTC医薬品を12,000円を超えて購入している(扶養家族分を合算)。

9

7. 施行日・1年間の期間はいつですか？

セルフメディケーション
税 控除 対象

- ✓ 施行日:2017年(平成29年)1月1日です。
- ✓ 申告予定者は、1月1日～12月31日の1年間で、対象となるOTC医薬品の購入合計金額をレシート(領収書)で確認することになります。
- ✓ 同様に1月1日～12月31日の1年間に、健康の維持増進および疾病の予防への取組(P.6を参照)を受けているか否かを確認することになります。

10

8. 対象のOTC医薬品はどこで わかるのか？(①)

セルフメディケーション
税 控除 対象

- ✓ 製造メーカーにて、対象となるOTC医薬品のパッケージに右上の識別マークを印刷またはシールにて貼付する準備を進めています。

(右上の識別マークは、商標登録出願中です。)

- ✓ 施行日(2017年1月1日)までに多くの対象製品をマーク付きに置き換えていく予定です。
 - ・10月を目安にマーク付き製品を順次出荷する予定です。
 - ・本マーク表示に法的義務は無く、生産の都合等の理由から表示されていない対象製品もあります。
 - ・POP、プライスカード等にて対象製品である旨の案内にご協力願います。

11

9. 対象のOTC医薬品はどこで わかるのか？(②)

セルフメディケーション
税 控除 対象

- ✓ 施行日(2017年1月1日)以降、対象製品を販売時、レシート(領収書)に以下を明記します。

- ・①商品名、②金額、③当該商品がセルフメディケーション税制対象商品である旨、④販売店名、⑤購入日 の明記が必須。
- ・上記の「③当該商品が税制対象である旨の明示」について、キャッシュレジスターが発行するレシートでの対応例:

ケース1. 商品名の前にマーク(例:★(マークは各社で自由に設定))を付すとともに、当該マークが付いている商品が、セルフメディケーション税制対象商品である旨(★印はセルフメディケーション税制対象商品)をレシートに記載。

ケース2. 対象商品のみの合計額を分けて記載。

12

9. 対象のOTC医薬品はどこでわかるのか？(②)

セルフメディケーション
税 控除 対象

【参考】明細出力されるレジシステムの場合

ケース1: 購入品がまとめて印字される場合

- ・対象商品の欄には★印を印字する。
- ・別欄に、★印は税制対象品目である旨を明示する。

【ケース1】

領収書

TEL03-6907-XXXX

POINTカード会員番号: XXXXXXX

〒100-0001 No. 7777 1111株式会社 1111支店

105 2000 714 000 800 1.00 950

★100 1000 1000 1.00 1000

100 1000 1000 1.00 1000

小計 2.00 1950

消費税 195 402

合計 2.195 2352

現金 2.195 2352

現金不足 14.000

※印はセルフメディケーション税制対象品目であることを示す。

スウィッチOTC医薬品の前に、★印を添付し、レシート上には★印の説明を記載。

- ①商品名
- ②金額
- ③当該商品がセルフメディケーション税制対象品目である旨
- ④販売店名
- ⑤購入日

【ケース2】

ケース2: 購入品が分けて印字される場合

- ・税制対象品目のみまとめて印字する。
- ・同じ欄内に、税制対象品目である旨を明示する。

領収書

TEL03-6907-XXXX

POINTカード会員番号: XXXXXXX

〒100-0001 No. 7777 1111株式会社 1111支店

105 2000 714 000 800 1.00 950

★100 1000 1000 1.00 1000

100 1000 1000 1.00 1000

小計 2.00 1950

消費税 195 402

合計 2.195 2352

現金 2.195 2352

現金不足 14.000

※印はセルフメディケーション税制対象品目であることを示す。

スウィッチOTC医薬品の小計が分かるように記載の上、その他商品と分けて出力。

- ①商品名
- ②金額
- ③当該商品がセルフメディケーション税制対象品目である旨
- ④販売店名
- ⑤購入日

13

9. 対象のOTC医薬品はどこでわかるのか？(②)

セルフメディケーション
税 控除 対象

【参考】

ケース3: 明細出力されないレジでの出力の場合

- ・税制対象品目は、その他の製品と分けて印刷。
- ・その後、手書きで右記の①、③等を記入する。

領収書

TEL03-6907-XXXX

POINTカード会員番号: XXXXXXX

〒100-0001 No. 7777 1111株式会社 1111支店

105 2000 714 000 800 1.00 950

★100 1000 1000 1.00 1000

100 1000 1000 1.00 1000

小計 2.00 1950

消費税 195 402

合計 2.195 2352

現金 2.195 2352

現金不足 14.000

レジでは、先にスウィッチOTC医薬品を入力し、自動領収書発行の上、但書で、販売者が対象商品を記入。

- ①商品名
- ②金額
- ③当該商品がセルフメディケーション税制対象品目である旨
- ④販売店名
- ⑤購入日

ケース4: 手書きの領収書を発行する場合

- ・右記の①～⑤を記入する。

領収書

月○日

1500円

印し、セルフメディケーション税制対象品目である○○○品類を1冊

上記、正に添付しました。

SHOP 薬局

東京都東京1-1-1

00-0000-XXXX

スウィッチOTC医薬品は、手書き領収書を発行。但書で、販売者が対象商品を記入。

- ①商品名
- ②金額
- ③当該商品がセルフメディケーション税制対象品目である旨
- ④販売店名
- ⑤購入日

14

10. 一定の取組の証明書は？

セルフメディケーション
税 控除 対象

- ✓ 現在、当局にて検討中です。
具体的に発表になりましたら、本ページを差し替えます。

15

11. いくら税金が戻ってくるの？

セルフメディケーション
税 控除 対象

- ✓ 例：一定の取組を行った所得税率20%の申告者が、対象製品を年間5万円購入した場合、
 - ・所得税(国税)分：
 $(5万円 - 1万2,000円) \times 20\% = \underline{7,600円}$
 - ・翌年度の住民税(地方税)分：
 $(5万円 - 1万2,000円) \times$
個人住民税率10% = 3,800円
 - ・減税額：所得税 + 住民税 = 11,400円
- 11,400円が減税(戻ってくる)金額になります。**

- ✓ 注意：1万2,000円を超えた金額が減税額(戻ってくる金額)になるわけではありません。

16

12. 確定申告はどのようにすれば セルフメディケーション 税 控除対象 いいの？(①)

- ✓ 確定申告をしたことがない方も多いと思いますが、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」などを利用して、ご自宅のパソコン等で申告書を作成することができます。
- ✓ この特例は、平成29年分の確定申告から適用できます。平成29年分の確定申告の一般的な提出時期は、平成30年2月16日から3月15日までです。
- ✓ 従来の医療費控除制度とセルフメディケーション税制（医療費控除の特例）を同時に利用することはできません。（どちらの適用とするかは、申告者自身で選択することになります。）

17

13. 確定申告はどのようにすれば セルフメディケーション 税 控除対象 いいの？(②)

- ✓ 従来の医療費控除制度では、1年間に自己負担した医療費の合計が10万円を超えている必要がありましたが、セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）であれば10万円以内で適用を受けられる可能性があります。
- ✓ 申告者自身が、どちらの医療費控除制度を選択したらよいかを決めることになります。

18

セルフメディケーション

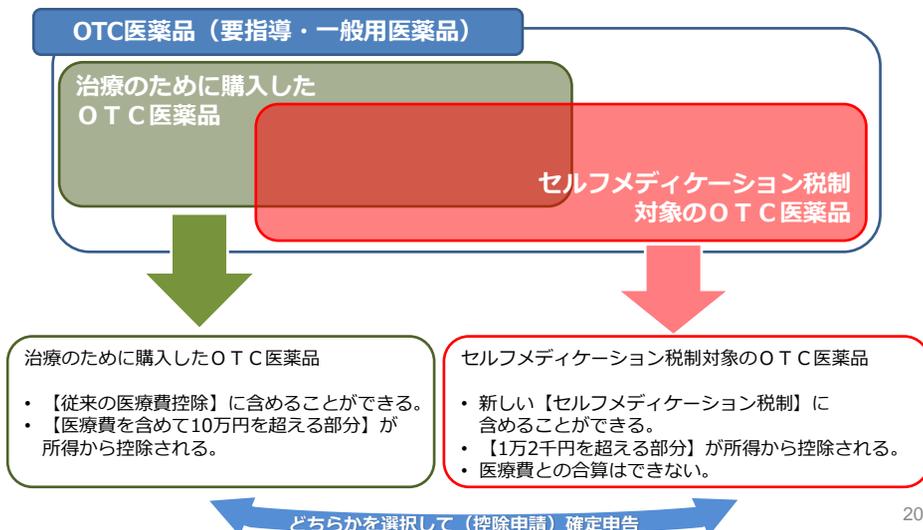
税 控除対象

14. お客様にお伝えすることは？

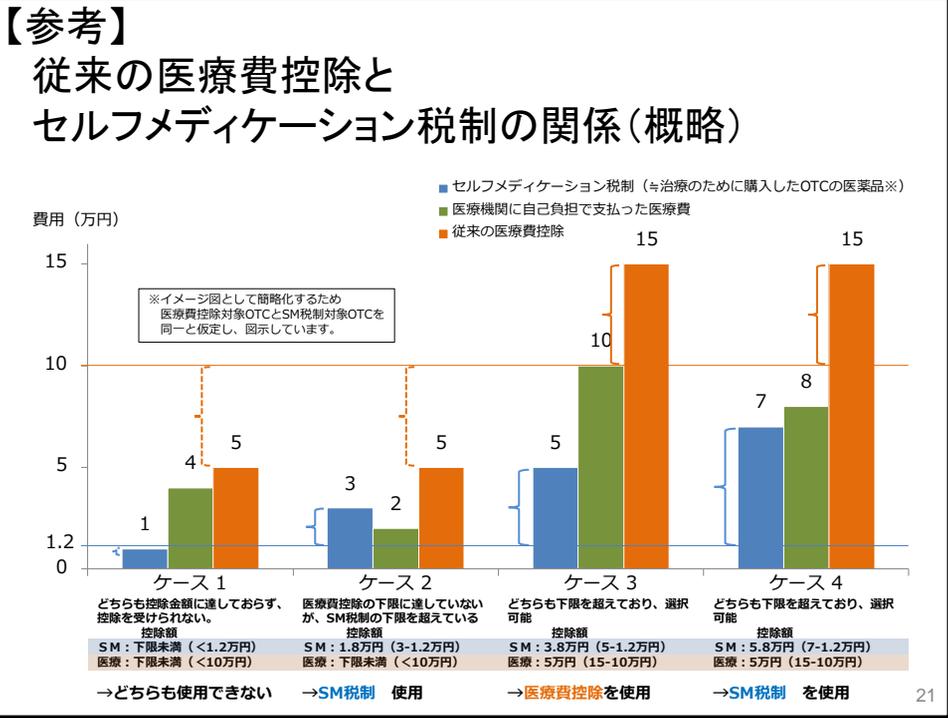
- ✓従来の医療費控除制度でも、治療のために購入したOTC医薬品の購入代金は、自己負担した医療費に含めることができます。
- ✓したがって、OTC医薬品購入時のレシート（領収書）は保管いただくようお願いいたします。
- ✓セルフメディケーション税制の施行日は、2017年（平成29年）1月1日です。2016年（平成28年）12月31日までに購入した対象製品のレシート（領収書）は、セルフメディケーション税制の申告には使用できません。

19

【参考】

従来の医療費控除と
セルフメディケーション税制の関係（概略）

20



15. ご留意いただきたいこと

セルフメディケーション
税 控除対象

- ✓セルフメディケーション税制の対象となるOTC医薬品であれば、製品パッケージに識別マークが無くとも対象となります。(識別マークの有無は、関係ありません。)
- ✓したがって、パッケージに識別マークの無い対象製品であっても、通常通り販売いただきますようお願いいたします。

以上

ご存知ですか？

OTC医薬品の 購入で税金が 戻るかも！

2017年1月から セルフメディケーション税制 (医療費控除の特例)が始まります。

従来の医療費控除制度の特例として、2017年1月から新たに
「セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)」が施行されます。

特定の成分を含んだOTC医薬品の年間購入額が
「合計1万2,000円」を超えた場合に適用される制度です。

※この特例は、平成29年分の確定申告から適用できます。
なお、平成29年分の確定申告の一般的な提出時期は、平成30年2月16日から3月15日までです。

確定申告すれば、
購入金額の一部が
戻ってきます！

こちらが
目印です！

セルフメディケーション

税

控除

対象

公益社団法人 日本薬剤師会
一般社団法人 日本保険薬局協会
日本製薬団体連合会

日本チェーンドラッグストア協会
一般社団法人 日本医薬品卸売業連合会
日本一般用医薬品連合会

ご存知ですか？

2017年
1月から

新しい税制が 始まります！

こちらが目印です！

セルフメディケーション

税 控除 対象

2017年1月から セルフメディケーション税制 (医療費控除の特例)が始まります。

従来の医療費控除制度は、1年間(1月1日～12月31日)に自己負担した医療費が、
自分と扶養家族の分を合わせて「合計10万円」を超えた場合、

確定申告することにより、所得税が一部還付されたり、翌年の住民税が減額される制度です。

治療のために購入したOTC医薬品の代金もこの医療費控除制度の対象となります。

従来の医療費控除制度の特例として、2017年1月から新たに

「セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)」が
施行されます。特定の成分を含んだOTC医薬品の年間購入額が
「合計1万2,000円」を超えた場合に適用される制度です。

確定申告すれば、
購入金額の一部が
戻ってきます！



※この特例は、平成29年分の確定申告から適用できます。なお、平成29年分の確定申告の一般的な提出時期は、平成30年2月16日から3月15日までです。

セルフメディケーション税制 (医療費控除の特例) Q&A



Q1 対象となる特定の成分を含んだOTC医薬品とは？

厚生労働省のホームページ<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html>で、この制度の対象となる具体的なOTC医薬品を確認することができます。現在、製造メーカーは、対象となるOTC医薬品のパッケージに右のような識別マークを印刷またはシールで貼付する作業を行っており、この制度が始まる2017年1月には多くの対象製品をマーク付きに置き換えていく予定です。

<識別マーク>

セルフメディケーション
税 控除 対象

<表示例>



- * 製品の大きさやパッケージの色により、このマークの大きさや色も異なります。
- * 製品は順次マーク付きに置き換わっていきますが、マーク無しでも同じ製品は制度の対象になります。

さらに、購入の際にお客様が受け取るレシートには、この制度の対象製品に★のような印と「セルフメディケーション税制対象」という印字が、手書きの注記がなされますので、そのレシートや領収書は大切に保管ください。

Q2 対象となる人は？

所得税や住民税を納めていて、自分と扶養家族の分を合わせて、対象となるOTC医薬品の年間購入額が1万2,000円を超えた人で、あわせて健康の維持増進や疾病予防のために健康診断等を受けている人が対象になります。



Q3 いくら税金が戻ってくるの？

扶養家族の分を含めた対象となるOTC医薬品の年間購入額が1万2,000円を超えた部分に申告者の所得税率を掛けた金額が所得税(国税)分として戻ってきます。
例えば所得税率20%の申告者が年間5万円分を購入した場合は、
(5万円-1万2,000円)×20%=7,600円が戻ってきます。
加えて、翌年度の住民税(地方税)分として、
(5万円-1万2,000円)×個人住民税率10%=3,800円が戻ってきます。
注: 10万円分の購入、すなわち8万8,000円の所得控除が上限になります。



Q4 確定申告はどのようにすればよいの？

確定申告をしたことがない方も多いと思いますが、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」などを利用して、ご自宅のパソコン等で申告書を作成することができます。

*** 従来の医療費控除制度とセルフメディケーション税制(医療費控除の特例)を同時に利用することはできません。**

購入したOTC医薬品の代金に係る医療費控除制度については、従来の医療費控除制度とセルフメディケーション税制(医療費控除の特例)のどちらの適用とするか、対象者ご自身で選択することになります。

どちらの医療費控除制度を選択したらよいか、よく考えましょう。

これまで、1年間に自己負担した医療費の合計が10万円を超えることがなかった人でも、対象となるOTC医薬品の年間購入額が1万2,000円を超えれば、セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)の適用を受けられる可能性があります。

OTC医薬品を購入した場合のレシート(領収書)は、こまめに保管しておく習慣をつけましょう。



公益社団法人 日本薬剤師会
一般社団法人 日本保険薬局協会
日本製薬団体連合会

日本チェーンドラッグストア協会
一般社団法人 日本医薬品卸売業連合会
日本一般用医薬品連合会

機能性表示食品フォーラム

平成28年9月19日 朝日新聞社主催の「機能性表示食品フォーラム」が、有楽町朝日ホール（東京）にて開催されました。

「知って得する未病対策！毎日の食事で健康を考えよう！」をテーマに、昨年4月より始まった機能性表示食品制度について、講演とパネルディスカッションを通じて一般消費者にも理解を深めていただくイベントで、ほぼ満席の700名近い参加者で関心の高さがうかがわれました。

第1部では、日本ヘルスケア協会の部会長で東海大学医学部附属八王子病院健康管理センター長の高橋英孝先生が「保健機能食品を知っていますか」と題し基調講演を行いました。特定保健用食品（トクホ）や機能性表示食品の有効活用術について、健康診断の受け方や生活習慣や食事の注意を解り易く説明されました。

第2部は企業講演で「機能性表示食品の開発の裏側、その有効成分について」日本水産株式会社 関口氏とアサヒグループ食品株式会社 桜井氏の講演がありました。

第3部はパネルディスカッションで「機能性表示食品の意義について・賢い消費者になるためのコツ」をテーマに商品の選び方から注意点など、一般消費者の関心の高い内容について討議が行われました。

登壇した JACDS 宗像事務総長は「機能性表示食品は薬ではなくあくまで『食品』であることを忘れていただきたい」と注意を呼びかけ、「ドラッグストアでは登録販売者や専門知識を持ったスタッフの教育にも注力しお客様が気軽に相談しやすい環境を整えている」と説明しました。

当日は、同会場内に JACDS と日本ヘルスケア協会の協力監修のもと「協賛企業ブース」が設けられ、最新の機能性表示食品の情報がパネル展示され、食品の展示も行われました。また、パソコンを使って脳年齢をチェックするテストや血圧測定ができるコーナーには長蛇の列ができるほどの盛況ぶりでした。

【プログラム】

開会挨拶 新たな健康概念「未病」と、機能性表示食品

大谷 泰夫（前内閣官房参与、一般社団法人日本健康生活推進協会理事長）

第1部 基調講演 「保健機能食品」を知っていますか？

高橋 英孝（東海大学医学部附属八王子病院健康管理センター長 医学博士）

第2部 企業講演 機能性表示食品の開発の裏側、その有効成分について

関口 洋一（日本水産株式会社 取締役常務執行役員）

桜井 容子（アサヒグループ食品株式会社 部長）

第3部 パネルディスカッション

・機能性表示食品制度の意義について

・賢い消費者になるためのコツ

ゲスト：中島史恵

大谷 泰夫（前内閣官房参与、一般社団法人日本健康生活推進協会理事長）

川口 康裕（消費者庁 次長）

高橋 英孝（東海大学医学部附属八王子病院健康管理センター長 医学博士）

宗像 守（日本チェーンドラッグストア協会、一般財団法人日本ヘルスケア協会 事務総長）



第60回日本医真菌学会総会・学術大会 区民公開シンポジウム

平成28年10月2日 第60回日本医真菌学会総会・学術大会 区民公開シンポジウムが東京都立産業貿易センター台東館にて開催されました。

「毎日健康！健康寿命延伸のための『食と健康』」をテーマに「機能性表示食品」と「スマイルケア食」の適切な活用法や、毎日の食事を通して毎日元気に暮らすための新しい健康法について、各界の専門家が講演されました。会場には一般の消費者の方々のほかに学術大会の参加者も加わり100名を超える盛会でした。

また、同会場では「食と健康」が分かる展示会&試食会も開催され、健康食品の展示や「スマイルケア食」の試食が行われました。展示会に訪れた方は「どんな人に使える商品なのか？」「どんな時に使える商品なのか？」などの質問をしながら、熱心に展示を見たり試食をされていました。

パネリスト：

天ヶ瀬晴信【(社)国際栄養食品協会理事長】

後藤 典子【(社)日本サプリメント協会代表理事、ジャーナリスト】

森田 勉【(株)明治 常務執行役員】



機能性表示食品 第9回検討会報告

消費者庁の「第9回機能性表示食品制度における機能性関与成分の取扱い等に関する検討会」が10月4日（火）、東京・港区の三田共用会議所で開催されました。

今回の検討テーマは、青汁、ローヤルゼリーなど、機能性関与成分が明確でないものの取扱いと、前回の第8回検討会で積み残しになっていたビタミン・ミネラルなどの栄養成分の取扱いの2点。当初の予定では第9回の検討会で、2つのテーマに関する検討は終了し、11月に予定されている第10回目で報告書案を取りまとめることになっていました。

ところが、青汁、ローヤルゼリーなどの機能性関与成分が明確でないものの取扱いについての意見も概ね出尽くし、次の積み残しとなっていたビタミン・ミネラルなどの栄養成分の取扱いのテーマに移る直前に、東京大学大学院医学系研究科教授の佐々木敏氏が、どこがどのように反対かという明確な意見もなく、「私は全面的に機能性関与成分が明らかでないものを機能性表示食品に移行させることには反対です」という旨の発言があり、これに対し座長の寺本民生氏（帝京大学臨床研究センター長）は、「そのような意見がでたからには、初めから検討会をやり直すしかない」という旨の発言で、検討会の流れが大きく紛糾しました。

それぞれの委員が一応の条件をつけながらも、機能性関与成分が明確でないものの食品も機能性表示食品に移行することに賛同する意見が出されたものの、結局、同日の検討会ではまとまらず、予備日に充てられていた10月18日に再度、検討されることとなりました。またビタミン・ミネラルについても同日決着する予定でしたが、この件については同日は時間切れで一切検討されないうちに終わり10月18日の予備日に検討されることとなり、結局第9回目は何も決まらず終わってしまうという状況となりました。

ビタミン・ミネラルについては、すでに栄養機能食品で別途検討する方向でまとまる予定になっています。主な内容は次の通りです。

- ・ ビタミン・ミネラルの機能の表示については、過剰摂取の懸念及び健康・栄養政策との整合性の観点、他の制度との関係を踏まえ現時点において本制度の対象としないことが適当である。
- ・ ビタミン・ミネラルの機能の表示については、健康・栄養政策との整合性を図りつつ、まず栄養機能食品の制度において別途検討すべきである。



議論が大きく紛糾し、結局なにも決まらなかった第9回検討会。次回10月18日の予備日で再検討されることとなっ

平成28年度第2回理事会開催報告

今年度上半期の活動と今後の活動について報告

平成28年度第2回理事会が、平成28年10月7日(金) メルパルク東京3階「牡丹の間」で理事32名、監事1名が参加して行なわれました。

冒頭、青木会長からご挨拶をいただいた後、参加の理事・監事からもご挨拶と近況についてご報告いただきました。



JACDS

9 月 月 次 活 動 報 告

日付・場所	事業活動	活動・討論・検討内容	出席者
9月2日(火) JACDS東京事務所 13:00~17:00	第1回業界標準検討プロジェクト	1. 自己紹介 2. 業界標準検討プロジェクトについて 1) 目的について 2) テーマについて 3) スケジュールについて 2. 次回の開催日程について 3. その他	5名
9月7日(火) JACDS東京事務所 13:00~17:00	第2回ドラッグストアショー実行委員会	1. 出展促進推進活動進捗状況報告 2. JACDS会員ゾーン(案)について 3. イベント計画(案)について 4. イベントステージについて 5. 海外来場動員(案)について 6. 新規展示会(併催)について 7. 次回開催スケジュールについて 8. その他	8名
9月9日(金) JACDS東京事務所 17:00~18:00	第99回JACDS記者意見交換会	1. 業界標準検討プロジェクトをスタート 2. 機能性表示食品制度について 3. 「患者のための薬局ビジョン実現のためのアクションプラン策定に関する検討委員会」 4. 業界関係シンポジウム予定 5. 第31回ブロック総会 6. 宗像の視点 7. 次回開催	27名
9月20日(火) 太閤園 迎賓館 3階 オパール 13:00~14:45	第7回西日本ブロック支部長会	1. 業務課訪問の報告 2. 防災協定(案)の審議について 3. 薬剤師・登録販売者の名札の表示について 4. その他	19名

JACDS

9 月 月 次 活 動 報 告

日付・場所	事業活動	活動・討論・検討内容	出席者
9月20日(火) 大間園 迎賓館 3階 ゴールデンホール 15:00～17:00	第31回西日本ブロック総会	1. 西日本ブロック長 挨拶 2. 組織委員長 挨拶及び「JACDS組織委員会の方針」について 3. 「JACDSの現状と今後の方針」について 4. JACDSの「政治連盟活動」について 5. 登録販売者制度向上委員会の活動について 6. 標準EDI(流通BMS)導入推進に向けた活動について 7. 「JACDS事業活動報告と今後の事業計画」及び「ドラッグストア業界の現状と課題への対応」について 8. 質疑応答	41名
9月21日(水) ホテルグランドパレス 3階 牡丹・あやめ 13:00～15:00	第7回東日本ブロック支部長会	1. 業務課訪問の報告 2. 防災協定(案)の審議について 3. 薬剤師・登録販売者の名札の表示について 4. その他	24名
9月21日(水) ホテルグランドパレス 3階 松の間 15:15～17:15	第31回東日本ブロック総会	1. 東日本ブロック長 挨拶 2. 組織委員長 挨拶及び「JACDS組織委員会の方針」について 3. 「JACDSの現状と今後の方針」及び「標準EDI(流通BMS)導入推進に向けた活動」について 4. JACDSの「政治連盟活動」について 5. JACDS事業活動報告と今後の事業計画について 6. 登録販売者制度向上委員会の活動について 7. 「そらぶちキッズキャンプへの寄付金報告」と「地球温暖化防止対策、自主行動計画」への参加について 8. ドラッグストア業界の現状と課題への対応について 9. 質疑応答	49名
9月23日(金) JACDS東京事務所 16:30～18:00	第104回定例合同記者会	1. 日本チェーンドラッグストア協会から 1)セルフレディケーション税制について 2)朝日新聞主催「機能性表示食品フォーラム」取材ありがとうございました 3)第31回ブロック総会 ※正会員だけの開催です 4)機能性表示食品について 5)業界イベントについて 6)宗像の視点 7)次回の開催案内「第100回記念 JACDS記者意見交換会」 2. 日本ヘルスケア協会から 1)日本ヘルスケア学会 各研究会の活動状況について 2)日本ヘルスケア産業協議会 各支部の活動状況について 3)団体PR活動の報告 4)会員証発行について 5)今後の活動について 3. 日本置き薬協会から 「セルメ税制対象品」配置販売業では? 4. 日本薬業研修センター 28年後期登録販売者資質向上研修(集合研修)10月6日から始まる	20名
9月27日(火) JACDS東京事務所 11:30～14:30	第3回法制委員会	関委員長 挨拶 1. 登録販売者管理者要件問題のフォローアップ 2. 医薬品の陳列について(7メートルルール) 3. その他の陳列問題について 4. 薬剤師・登録販売者の名札について 5. その他 次回の開催日程と内容 など	9名
9月28日(水) ソラリア 西鉄ホテル 7階 ルミナス 14:00～16:00	第31回九州ブロック総会・第7回支部長会	1. 九州ブロック長 挨拶及び政策推進委員会の課題(消費税増税の対応等)について 2. 組織委員長 挨拶及び「JACDS組織委員会の方針」について 3. 「JACDSの現状と今後の方針」について 4. 第7回九州ブロック支部長会 ・地域行政訪問報告について ・防災協定(案)について ・薬剤師・登録販売者の名札について ・献血の実施について ・登録販売者制度向上委員会の活動について 5. 「標準EDI(流通BMS)導入推進に向けた活動」について 6. 「JACDS事業活動報告と今後の事業計画」及び「ドラッグストア業界の現状と課題への対応」について 7. 質疑応答	14名
9月29日(木) 名古屋 観光ホテル 18階 鈴鹿 16:15～17:00	第31回中部ブロック総会・第7回支部長会	1. 中部ブロック長 挨拶 2. 組織委員長 挨拶及び「JACDS組織委員会の方針」について 3. 「JACDSの現状と今後の方針」について 4. 第7回中部ブロック支部長会 ・地域行政訪問報告について ・防災協定(案)について ・薬剤師・登録販売者の名札について ・献血の実施について ・登録販売者制度向上委員会の活動について 5. 「標準EDI(流通BMS)導入推進に向けた活動」について 6. 「JACDS事業活動報告と今後の事業計画」及び「ドラッグストア業界の現状と課題への対応」について 7. 質疑応答	15名

会議議事録**平成28年度 第1回 組織委員会 議事録**

日 時 平成28年7月29日(金) 11:30~14:30

場 所 日本チェーンドラッグストア協会 東京事務所

出席者

委員長 皆川 友夫 (株)アカカベ 代表取締役会長
 東日本ブロック長 関 伸治 (株)セキ薬品 代表取締役社長
 東日本副ブロック長 米城 清司
 (株)コネキ十字堂 代表取締役社長
 中部ブロック長 榊原 栄一 (株)スギ薬局 代表取締役社長
 中部副ブロック長 長基 健司 (株)コメヤ薬局 代表取締役
 九州ブロック長 森 信
 (株)ドラッグストアモリ 代表取締役社長
 九州副ブロック長 田中 元伸
 (株)くすりのコーエイ 代表取締役社長
 登録販売者制度向上委員会 委員長 浦上 晃之
 JACDS事務総長 宗像 守

議事

- ・皆川委員長 挨拶
- ・浦上委員長 挨拶

議事1 第31回ブロック総会開催(9月)および第32回ブロック総会(1月)の日程について

- ①九州ブロック、中部ブロックの開催時間について
 会員が少ないブロックなので、支部長会と総会を同時開催にする。総会の中で支部長会を行い、一般会員はオブザーバー参加とする

13:00-14:00

: 正副ブロック長、委員長、事務総長による打ち合わせ

14:00-16:00 : 支部長会及び総会

16:10-17:00 : 意見交換会

②第32回ブロック総会の日程

- ・東日本ブロック: 2月20日(月) 決定
- ・九州ブロック: 2月24日(金) 決定
- ・西日本ブロック: 2月6日(月)または2月17日(金)
 ブロック長と相談
- ・中部ブロック: 名古屋観光ホテルが取れないので、
 会場探しから検討

③第31回ブロック総会のご案内について

- ・案内の配信は8月19日(金)
- ・申込締切 9月 9日(金)

④当日のテーマ

- ・会員の関心の高い内容にするため、正副ブロック長から募集。
- ・来年1月から始まる所得控除に対する店舗での具体的な対応について
- ・二重申請の運用
- ・消費税増税
- その他、案があれば8月10日までに事務局に連絡する。

議事2 会員拡大について**①正会員の拡大について**

- 登録販売者ができたので、いろいろな業種で医薬品の販売が行われている。
- ・ディスカウントストアなど、異業種も誘っても良いのか?
 →現在、入会の審査を行う機関は無い。
- ・異業種の企業で入会を勧めたい企業があった場合、組織委員会で検討し常任で報告する

②賛助会員の拡大について

ドラッグストアショー出展企業で非会員企業に入会を勧めている

議事3 支部長の業務課訪問について**①訪問期間**

資料の一部が8月5日の常任理事会の承認後になるので、8月20日頃から9月15日の期間に行う

②業務課訪問報告書について

支部長から提出された報告は、ブロック長にも報告する

議事4 愛媛県支部長の対応と茨城県支部長の交代について**①愛媛県**

支部長企業が合併に伴い退会した。存続企業に引き続き支部長は留任していただくよう依頼

②茨城県

支部長企業が合併に伴い退会した。現在栃木県支部長の企業に茨城県支部長への就任を依頼し、栃木県支部長を新たに依頼する。皆川組織委員長が訪問し依頼する予定

議事5 登録販売者制度向上委員会から 支部設立、会員拡大協力 のお願い

- ①理事を依頼する際、理事が異動の時は事務局に連絡するよう併せてお願いする
- ②常任理事の企業に理事をお願いする地区は、一覧にして8月5日の常任理事会の際、委員長から依頼する
- ③前回の支部長会欠席で連絡のつきにくい支部長については、ブロック総会の際依頼する

議事6 その他**平成28年度 第3回 法制委員会 議事録**

日時:平成28年9月27日(火)11:30~14:30

場所:日本チェーンドラッグストア協会 東京事務所

出席者:

委員長 関 伸治 (株)セキ薬品 代表取締役社長
 委員 長基 健司 (株)コメヤ薬局 代表取締役
 委員 梶原 秀樹 (株)プレひまわり 代表取締役
 委員 宮本 幸俊 (株)宮本薬局 代表取締役
 委員 徳廣 英之 (株)トモズ 取締役営業推進部長
 委員 藤代 庸一 (株)マツモトキヨシホールディングス
 人事部 採用担当部長
 委員 関口 一徳 (株)カワチ薬品 ヘルスケア推進部
 ヘルスケアソリューション室兼
 ドラッグインフォメーション室 室長
 委員 田中 賢一 (株)カワチ薬品 店舗運営部
 薬事行政担当サポートリーダー
 事務局 中澤 一隆 JACDS専務理事

議事**議題1 登録販売者管理者要件問題のフォローアップ**

会員企業に情報提供することとし、原案(資料1)が了承された。なお、エリアマネージャー等の文言についてはわかりにくいので、修正することとなった。また、この問題については、継続して厚労省に要望していくことを決定。

議題2-3 医薬品の陳列について(7メートルルール)、その他陳列

審議の結果、次の通り対応することを決定。

- ・第一類医薬品の1、2mルール、指定2類医薬品の7mルールについてはやむを得ないものとする。
- ・これ以外の第二類医薬品、第三類医薬品、医薬部外品の陳列に

については、効能・効果別、商品別の陳列を認め、区分陳列を廃止するよう国に求める。

議題4 ユニフォーム、名札の現状について意見交換。

利用者の視点から協会として統一が望ましいという点で合意。組織委員会が問題提起した案件でもあり、どちらの委員会で取り上げるか、関委員長から皆川委員長に相談することになった。

議題5その他

今回は11月29日。議題は、①陳列ルール見直し要望案(事務局作成)の審議、②健康サポート薬局の問題点に関する意見交換(田中委員が資料作成)。

次々回は3月28日。健康サポート薬局の問題点を整理。5月中に厚労省と意見交換。

平成 28 年度 第3回 調剤事業委員会 議事録

日時:平成28年9月28日(水)10:00~12:00

場所:日本チェーンドラッグストア協会 東京事務所

出席者:

委員長 榊原 栄一(榊スギ薬局 代表取締役社長)

委員 大竹 富治(榊マツモトキヨシホールディングス 調剤推進部長)

委員 福田 美幸(榊トモズ 薬剤部長)

委員 宮田 武志(榊スギ薬局 顧問(広報・IR 担当))

委員 本橋 勝(ウエルシア薬局(株)執行役員 人事総務本部 薬剤師・登録販売者採用教育部 薬剤師教育担当部長)

事務局 中澤 一隆(日本チェーンドラッグストア協会 専務理事)

事務局 鈴木佳志子(日本チェーンドラッグストア協会)

欠席者:なし

内容:

議題1 ドラッグストアショーについて

こどもやくざいし体験コーナーの拡大と募集につき、ドラッグストアショー実行委員会です承されたことを報告。その上で、募集要領を審議。一部字句修正。

このほか、次回ドラッグストアショーのイベントにつき意見交換。次回委員会で再度検討することとなった。

議題2 ドラッグストアとしての調剤事業拡大方策について

ドラッグストアとしての調剤事業拡大方策について意見交換。まだまだ知られていないことをどう改善するか、協会として調剤事業に焦点をあてたビジョンを作成してはどうかなどの意見があった。

かかりつけ薬局や健康サポート薬局の動向も踏まえ、次回に再度検討することとなった。

○第4回委員会日程

平成 28 年 11 月 17 日(木)、10 時 00 分から虎の門事務所にて開催。

議題(予定)

- ・ドラッグストアショー こどもやくざいし応募企業選定
- ・ドラッグストアショー イベントの検討
- ・ドラッグストアの調剤事業拡大方策について

協会からのお知らせ

次々ページ以降に各項目の詳細資料を収載しています。

1.登録販売者試験受験対策支援

☆平成 28 年度 登録販売者試験結果(平成 28 年 10 月 14 日一般社団法人 日本薬業研修センター調べ)を掲載しました。【資料 後頁 1 ページ分あり】

☆登録販売者試験受験対策 2015 年実施過去問題集及び共通テキスト(2016 年度改訂版)は現在販売中です。お申込者には随時発送しております。詳しくは次の案内をご覧ください。

ご案内 URL: http://www.jacds.gr.jp/tourokuhanbaisya/text_kakomon_2016.pdf

申し込み用紙 URL http://www.jacds.gr.jp/tourokuhanbaisya/moushikomi_2016.xls

☆ヘルス&ビューティ用語事典、ドラッグストア・流通用語事典も引き続き販売しております。ご案内と申込用紙はこちらをご覧ください。

ご案内 URL: <http://www.jacds.gr.jp/yougo/yougoannai.pdf>

申し込み用紙 URL <http://www.jacds.gr.jp/yougo/yougomoushikomi.pdf>

2.介護情報提供員の募集について

「介護」に関する様々な内容の概要や介護情報へのアクセス手段等の説明を行うサポートは、店舗の信頼をより高めるものです。ぜひ、地域生活者の信頼を勝ち得ることができる「介護情報提供員」を養成し、今後、介護に関する情報提供体制の環境づくりにご活用願います。

【資料 後頁 2 ページ分あり】

3. 薬剤師資質向上研修ネットセミナー・集合研修募集のご案内

薬剤師への継続研修の実施は「指針の策定」と同様に開設者に求められる義務です。本研修は、厚生労働省に提出し確認していただいた研修内容に沿って実施いたします。

【資料 後頁 2 ページ分あり】

4.「アドバイザー養成講座」受講生募集中

ヘルスケアアドバイザーの 10 月生、漢方アドバイザーの 8 月生の募集中です。一人でも多くの方が受講し、各店頭でのアドバイスのスキルアップを目指してください。

【資料 後頁2ページ分あり】

5.ダブルライセンス認定制度を実施

JACDS では、医薬品の専門家である薬剤師や登録販売者でアドバイザーを取得した方や、複数のアドバイザーを取得した方を、新しい認定名をつけ、生活者の信頼や本人の自信を高める人材育成につなげていくこととなりました。ぜひ、企業や店舗の成長に貢献する人材育成の制度として、ご活用ください。

【資料 後頁 2 ページ分あり】

6.健康食品市場創造研究会 ご案内

健康食品・介護食品の新しいマーケット創造はリアル店舗でないと実現しません。今後、日本で健康食品市場を拡大するためには小売業が連携し、製・配・販が協働する研究会を行う必要があります。この研究会はスーパーマーケットやドラッグストアの企業や団体が参画し、メーカー・卸・サポート企業が協働することで健康食品市場を拡大させる唯一の研究会です。【資料 後頁5ページ分あり】

7.一般財団法人 日本ヘルスケア協会 ご案内

「一般財団法人日本ヘルスケア協会」は、超高齢社会における健康寿命延伸とヘルスケア産業育成の実現を目指す、ヘルスケアに関する有識者、産業、関係者が集まった民間唯一の団体です。【資料 後頁5ページ分あり】

8.「薬剤師賠償責任保険」のご案内

薬局(店舗販売業)契約、勤務薬剤師契約ともに毎月、中途加入が可能です。別紙詳細を参照のうえ、ぜひご加入ください。【資料 後頁3ページ分あり】

9.「そらぶちキッズキャンプを創る会」支援について

今年も引き続き、JACDSではそらぶちキッズキャンプ募金を支援しています。ご協力をお願いします。

【資料 後頁 1 ページ分あり】

10. ドラッグストア業界研究レポート報告会,政治連盟 特別講演 開催決定

11月24日(木)ホテルグランドパレス(東京)で開催します。【資料 後頁 2 ページ分あり】

平成28年度 登録販売者試験結果

一般社団法人 日本薬業研修センター調べ(平成28年10月14日)

都道府県	試験日	合格発表日	合格者数	受験者数	合格率
北海道	8月31日(水)	10月3日(月)	895名	1,652名	54.2%
青森県	8月31日(水)	10月3日(月)	277名	592名	46.8%
岩手県	8月31日(水)	10月3日(月)	245名	481名	50.9%
宮城県	8月31日(水)	10月3日(月)	394名	752名	52.4%
秋田県	8月31日(水)	10月3日(月)	184名	374名	49.2%
山形県	8月31日(水)	10月3日(月)	163名	329名	49.5%
福島県	8月31日(水)	10月3日(月)	433名	879名	49.3%
茨城県	9月14日(水)	10月14日(金)	575名	1,543名	37.3%
栃木県	9月14日(水)	10月14日(金)	362名	1,007名	35.9%
群馬県	9月14日(水)	10月14日(金)	583名	1,443名	40.4%
埼玉県	9月11日(日)	10月11日(火)	678名	2,151名	31.5%
千葉県	9月11日(日)	10月11日(火)	651名	1,987名	32.8%
東京都	9月11日(日)	10月11日(火)	1,732名	5,344名	32.4%
神奈川県	9月11日(日)	10月11日(火)	881名	2,365名	37.3%
新潟県	9月14日(水)	10月14日(金)	269名	828名	32.5%
富山県	9月7日(水)	10月21日(金)			
石川県	9月7日(水)	10月21日(金)			
福井県	8月21日(日)	10月7日(金)	335名	780名	42.9%
山梨県	9月14日(水)	10月14日(金)	145名	402名	36.1%
長野県	9月14日(水)	10月14日(金)	305名	1,001名	30.5%
岐阜県	9月7日(水)	10月21日(金)			
静岡県	9月7日(水)	10月21日(金)			
愛知県	9月7日(水)	10月21日(金)			
三重県	9月7日(水)	10月21日(金)			
滋賀県	8月21日(日)	10月7日(金)	256名	585名	43.8%
京都府	8月21日(日)	10月7日(金)	769名	1,499名	51.3%
大阪府	9月8日(木)	10月21日(金)			
兵庫県	8月21日(日)	10月7日(金)	1,395名	2,498名	55.8%
奈良県	9月1日(木)	10月14日(金)	675名	1,260名	53.6%
和歌山県	8月21日(日)	10月7日(金)	288名	611名	47.1%
鳥取県	11月17日(木)	H29年1月13日(金)			
島根県	11月17日(木)	H29年1月13日(金)			
岡山県	11月17日(木)	H29年1月13日(金)			
広島県	11月17日(木)	H29年1月13日(金)			
山口県	11月17日(木)	H29年1月13日(金)			
徳島県	10月26日(水)	12月2日(金)			
香川県	10月26日(水)	12月2日(金)			
愛媛県	10月26日(水)	12月2日(金)			
高知県	10月26日(水)	12月2日(金)			
福岡県	12月18日(日)	H29年1月26日(木)			
佐賀県	12月18日(日)	H29年1月26日(木)			
長崎県	12月18日(日)	H29年1月26日(木)			
熊本県	12月18日(日)	H29年1月26日(木)			
大分県	12月18日(日)	H29年1月26日(木)			
宮崎県	12月18日(日)	H29年1月26日(木)			
鹿児島県	12月18日(日)	H29年1月26日(木)			
沖縄県	12月18日(日)	H29年1月26日(木)			
計			12,490名	30,363名	41.1%

※詳細は各都道府県に確認願います。

ドラッグストアの新しい役割となる JACDS 認定「介護情報提供員」 受講者募集中

超高齢社会の日本では、ドラッグストアは地域の生活支援はもとより、高齢者の新たなニーズを発掘し、新しい役割を担っていくことが重要です。JACDSでは、複雑な介護サービスについて、その地域にあった適正な情報を提供できる専門家を育成する「介護情報提供員制度」を実施しています。「介護」に関する様々な内容の概要や介護情報へのアクセス手段等の説明を行うサポートは、店舗の信頼をより高めるものです。ぜひ、地域生活者の信頼を勝ち得ることができる「介護情報提供員」を養成し、今後、介護に関する情報提供体制の環境づくりにご活用願います。

■ 受講資格

JACDS「ヘルスケアアドバイザー」認定者または受講者

※「ヘルスケアアドバイザー」受講者は、認定後に介護情報提供員の認定が行われます。

※以前認定者で更新手続きを行わなかった「未更新者」や講座の受講が修了できなかった「未修了者」の方は、再認定および再受講の方法を用意していますので、事務局までお問い合わせ下さい。

■ 受講料

eラーニング … 無料

ネット環境が整っていない方には、別途郵送通信（受講料・税込2570円）も用意しています。

■ 認定方法

eラーニングでテキストを学習後、地域の介護相談内容と相談先一覧マップの作成により、合否判定。

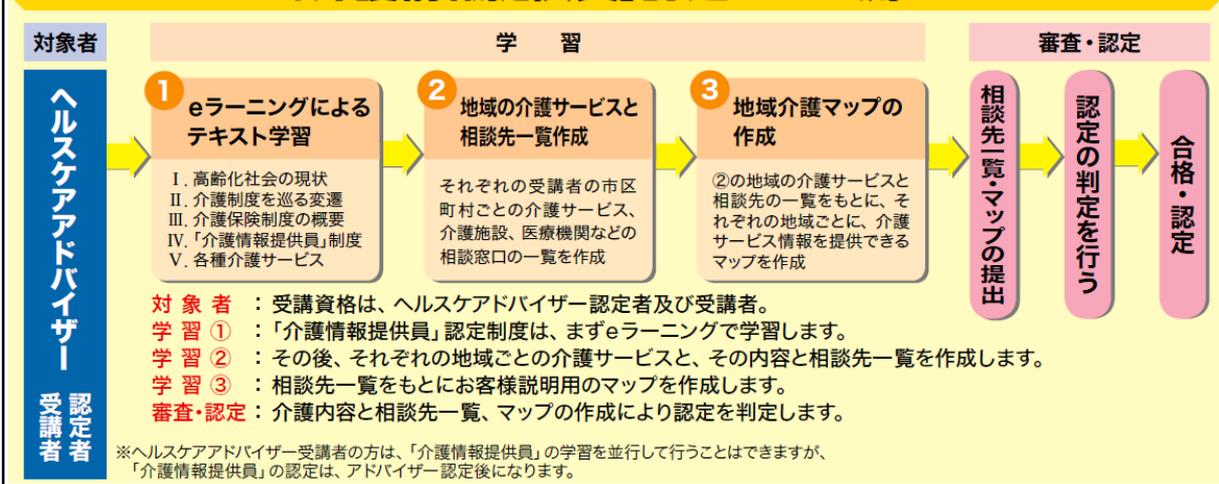
■ 主なカリキュラム

テキスト学習

- I. 超高齢社会を取り巻く日本の現状
- II. 介護制度を巡る変遷
- III. 介護保険制度の概要
- IV. 「介護情報提供員」制度
- V. 各種介護サービス
- VI. サンプル 添削レポートー地域の相談窓口を把握しよう

介護の相談内容と主な相談先一覧の作成
地域の介護マップの作成

「介護情報提供員」認定までの流れ



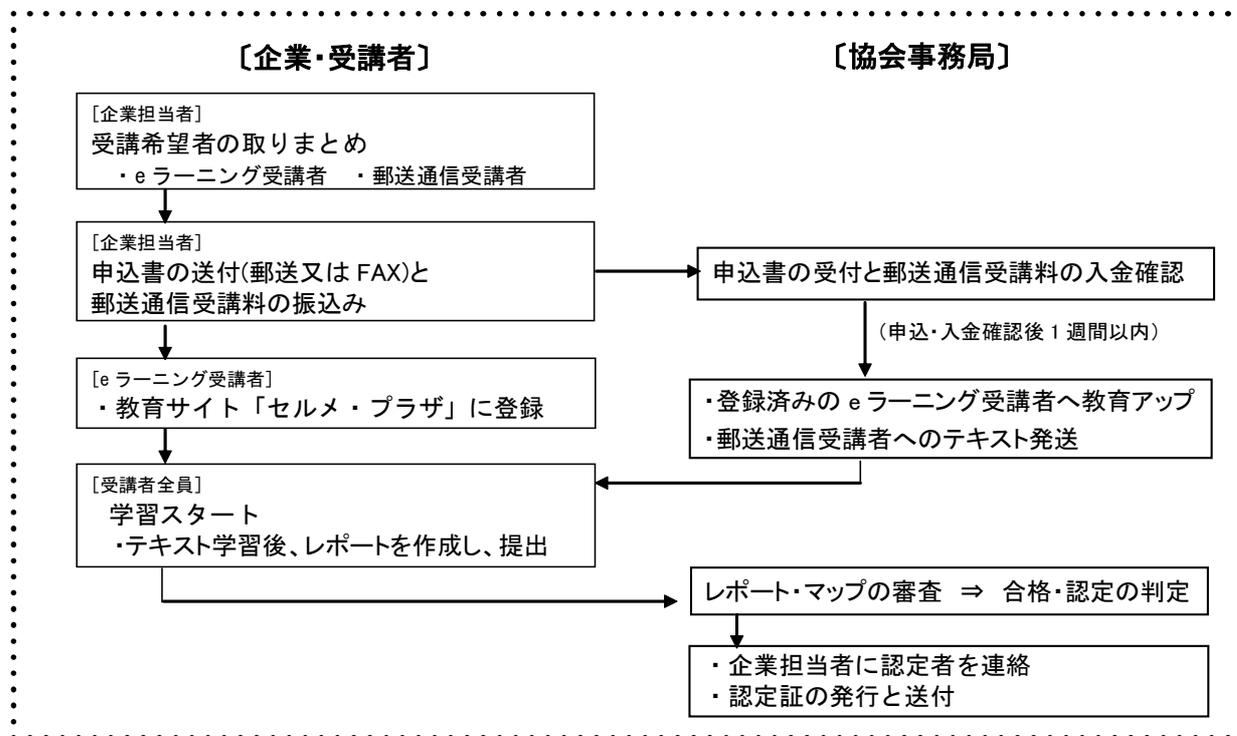
■ 学習の狙い

- ①高齢化社会の現状と介護制度についての概要を学ぶ。
- ②介護・福祉に関わる施設、専門家の役割、サービスについて学ぶ。
- ③地域の実情に合わせた介護・福祉施設、サービスについて学ぶ。
- ④地域の介護事業計画、福祉事業計画、医療計画等について学び、各市町村における介護、福祉、医療施設等の役割を学び、それらとの協力、連携について考える。
- ⑤顧客からの介護に関わる幅広い相談を受けた際に、適切な相談窓口を紹介できる資質を備える。
- ⑥ドラッグストアが地域住民の安心・安全を高めるために、地域の介護・福祉事業者とネットワークを図り、ドラッグストアの新たな役割を創造する。

「介護情報提供員 申込」について

介護情報提供員の企業一括申込みから受講・認定までの流れは以下の通りです。

企業での介護情報体制づくりのためにも、企業で取りまとめたお申込みをお願いします。



「介護情報提供員」の役割

介護情報提供員の役割は、地域ごとの介護サービスとその特徴、それぞれの相談窓口を知り、顧客に適正に相談窓口を提供することです。これから地域包括ケアシステム

の中で、介護、医療、生活支援、予防など分野をシームレスにネットワーク化していく上で、極めて重要な役割が担えるものと期待されます。

受講・申込みにつきましては、ヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センターまでお問い合わせ下さい。

**お申し込み
お問い合わせ先**

JACDS ヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センター

〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階

TEL. 045-478-5451 FAX. 045-478-5461 e-mail info@hbc-ctr.gr.jp

薬剤師資質向上研修 通信研修・集合研修 募集のご案内

● 資質向上研修の実施は開設者の義務

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「薬機法」という。)に伴う体制省令により、薬剤師への継続研修の実施は「指針の策定」と同様に開設者に求められる義務になります。(体制省令 第2条第1項第7号、および第2条第2項)

薬機法では、薬局、店舗販売業の許可の基準に関して、体制省令で定める基準に適合しないときは改善命令等に該当する場合があります、研修の実施は許可要件となります。

(薬局:薬機法第5条第1項第2号 店舗販売業:薬機法第25条第2項第2号)

● 継続的な資質向上研修を実施中

本研修は、厚労省に提出し、確認していただいた研修内容に沿って実施いたします。

■ 薬剤師資質向上研修概要(通信研修と集合研修の2つから構成されています)

通信研修(1年間)	集合研修(前期・後期開催)
eラーニング ※1) パソコンを使用し、ネットを通じたテキスト学習と自動採点の問題回答に取り組む	1日 ※2) (年1回以上参加下さい) 最新情報やネット形式では学習しにくい内容をスクール形式で学習
年間プログラム 1. 症状・部位別医薬品通信研修 12回 2. ヘルスケア実践セミナー 12回	1. 薬事行政情報 2. 医薬品販売業に係る法規と制度 3. 専門家のための技術・知識 4. 確認試験
指定プログラムを修了 1)通信研修受講証明証を発行	年1回以上の受講 2)集合研修受講証明証を発行
※パソコンによるネット環境がなく、通信研修が受講できない場合は、郵送による通信教育も用意しています。(テキスト代、送料等の実費を含み、3,600円)	※1地区50名以上の参加希望者がいた場合に、開催します。

資質向上研修受講証明証の発行

(3)法律が求める資質向上研修受講証明証を発行

(1)と(2)両方をもとに、体制省令に対応する資質向上研修の受講証明証を発行します。

※必要に応じ、都道府県(保健所)へ資質向上研修を修了した薬剤師の名簿提出等の対応を実施

※通信研修受講中で、受講証明を発行出来ない方へは、求めに応じ、受講歴の証明を発送

■ 受講費用

1)通信研修 2,570円(税込)

受講対象者:JACDS 勤務薬剤師会に加入している薬剤師の方
※郵便による通信研修の場合、テキスト、送料等含め 3,600円(税込)

2)集合研修 3,000円(税込)

受講対象者:日本薬業連絡協議会に加盟する団体に加入している企業に勤務している薬剤師の方
※テキスト代を含みます。 ※昼食は各自でご用意願います。

通信研修と集合研修は個別に受講費用が必要となります。

通信研修 集合研修 合計
(2,570円)+(3,000円) = (5,570円)

郵送通信 集合研修 合計
(3,600円)+(3,000円) = (6,600円)

カリキュラム

1) 通信研修

□症状・部位別医薬品通信研修				※基礎講座1から順番に学習します。			
○基礎講座		20	咳の症状②	40	爪から見える疾患②	17	強心薬・高コレステロール改善薬・貧血用薬(前半)
1	胃腸症状	21	禁煙①	41	火傷・傷①	18	強心薬・高コレステロール改善薬・貧血用薬(後半)
2	疲労・虚弱症状	22	禁煙②	42	火傷・傷②	19	抗アレルギー薬・鼻炎用薬・点鼻薬(前半)
3	目の症状	23	肩こり①	○応用講座		20	抗アレルギー薬・鼻炎用薬・点鼻薬(後半)
4	かぜ症候群	24	肩こり②	1	胃腸薬(前半)	21	解熱鎮痛薬・生理痛専用薬(前半)
5	一般検査薬	25	頭痛①	2	胃腸薬(後半)	22	解熱鎮痛薬・生理痛専用薬(後半)
6	アレルギー症状	26	頭痛②	3	便秘薬(前半)	23	眠気防止薬・睡眠改善薬・小児鎮静薬(前半)
7	動悸・更年期症状①	27	腰痛・関節痛①	4	便秘薬(後半)	24	眠気防止薬・睡眠改善薬・小児鎮静薬(後半)
8	動悸・更年期症状②	28	腰痛・関節痛②	5	止瀉薬・整腸薬(前半)	25	皮膚疾患用薬(前半)
9	痛み(解熱鎮痛薬)①	29	口内炎①	6	止瀉薬・整腸薬(後半)	26	皮膚疾患用薬(後半)
10	痛み(解熱鎮痛薬)②	30	口内炎②	7	滋養強壮薬(前半)	27	口腔内用薬・うがい薬・オーラルケア用品(前半)
11	精神神経症状①	31	乗り物酔い①	8	滋養強壮薬(後半)	28	口腔内用薬・うがい薬・オーラルケア用品(後半)
12	精神神経症状②	32	乗り物酔い②	9	眼科用薬(前半)	29	痔疾用薬(前半)
13	虫さされ①	33	スキンケア①	10	眼科用薬(後半)	30	痔疾用薬(後半)
14	虫さされ②	34	スキンケア②	11	検査薬(前半)	31	鎮咳去痰薬(前半)
15	オーラルケア①	35	育毛・発毛①	12	検査薬(後半)	32	鎮咳去痰薬(後半)
16	オーラルケア②	36	育毛・発毛②	13	かぜ薬(前半)	33	禁煙補助薬(前半)
17	痔の症状①	37	水虫①	14	かぜ薬(後半)	34	禁煙補助薬(後半)
18	痔の症状②	38	水虫②	15	女性用薬・ハーブ医薬品(前半)	35	外用消炎鎮痛薬(前半)
19	咳の症状①	39	爪から見える疾患①	16	女性用薬・ハーブ医薬品(後半)	36	外用消炎鎮痛薬(後半)

□ヘルスケア実践セミナー	
1月	オーラルケア対策
2月	水虫対策
3月	アイケア対策
4月	禁煙対策
5月	香り・リラクゼーション対策
6月	セルフチェックと生活習慣病対策
7月	アンチエイジング・シルバー対策
8月	胃腸対策
9月	かぜ対策
10月	花粉症対策
11月	スキンケア対策
12月	ヘアケア対策

※学習月の内容を学びます

○症状・部位別医薬品通信研修は、テーマごとに病理・薬理・対処法や主な薬効を学習し、情報提供のために必要なポイントを学習します。
○ヘルスケア実践セミナーは、仕事で活かせる売場づくりや販売促進方法なども含めた内容を学習します。

※通信研修は、eラーニングと郵送通信の内容は、同一です。応用講座のカリキュラムは、継続します。

2) 集合研修

スケジュール(予定)	
80分	薬事行政情報
60分	医薬品販売業に係る法規と制度 (昼食 30分)
70分	専門家のための技術・知識① (休憩 10分)
70分	専門家のための技術・知識② (休憩 10分)
60分	専門家のための技術・知識③
20分	確認試験

終了 ※昼食は各自でご対応願います。

研修内容
1.薬事行政情報 リスク区分等の変更があった医薬品等、最新の情報について説明します。
2.医薬品販売業に係る法規と制度 最新の法規と制度について説明します。
3.専門家のための技術・知識①②③ 専門家として実践力をつける知識を学習します。
4.確認試験 筆記による確認試験を行います。

※内容、スケジュールについては変更になる場合があります。

申込方法

1) 通信研修

※毎月20日を受付締切とし、翌月より開始できます。随時申込みを行っております。

・通信研修は研修用ホームページ(セルメブラザ: <http://www.selme.jp>)にて実施します。

2) 集合研修

1地区50名以上の参加希望者がいた場合に開催いたします。

・受講をご希望の方は、事務局までお問い合わせ下さい。

研修内容
問い合わせ先

日本チェーンドラッグストア協会 JACDS 勤務薬剤師会

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル4F TEL:045-474-1311 FAX:045-474-2569

第32期
(2016年10月生)
募集中

募集締切日 10月31日まで延長 ※お申込みをご希望の方は
お問い合わせ下さい

セルフメディケーションを支える新しい認定制度

— ドラッグストアに求められている人材 —

地域生活者の健康を守る相談役として活躍できます

ヘルスケアアドバイザーの目的

わが国は本格的な少子・高齢化時代を迎え、急速に高齢者人口比率が拡大しています。それに伴い、疾病構造も大きく変化し、急性疾患から生活習慣病を中心とした慢性疾患が急増しています。ヘルスケアアドバイザーは、これらの疾病構造の変化に十分対応し、地域の生活者が健康で活力ある社会の実現と、セルフメディケーションの受け皿として貢献することを目的としています。

ヘルスケアアドバイザーは何ができるか

地域に暮らす方々の健康維持・増進のために病気や薬・栄養・食事・運動などの正しい知識を習得し、病気の予防や改善について、生活者自らが判断できるための適正なアドバイスができるようになります。

ヘルスケアアドバイザーの狙い

ヘルスケアアドバイザー認定制度は、日本チェーンドラッグストア協会の設立当初から、会員企業の従業員・販売員の資質向上と人材育成を図るために、会員各社から最も多くあがっている要望事項の一つです。ドラッグストアの役割や機能を十分活かし、ヘルスケアを担う人材育成を図り、地域生活者の健康維持・増進、および病気や医薬品、栄養、食事等の指導を通じ、ドラッグストアが地域住民からより高い信頼を得ることを狙いとしています。

ヘルスケアアドバイザー

養成講座

養成方法	通信教育、DVD学習
養成期間	12ヶ月
教材内容	テキスト：6分冊 DVD：1枚 添削問題：12回
認定方法	学科試験
受講料	会員企業価格 62,640円(税込)
募集締切	2016年10月31日

主なカリキュラム
ヘルスケアに関する基礎知識編
・体の構造と働き ・医薬品
・栄養、食生活、運動
・病態生理 ・関係法規、制度
・自己責任とセルフメディケーション
ヘルスケアに関する実践知識編
・病気とヘルスケア ・薬とヘルスケア
・体の症状とヘルスケア
・こころとヘルスケア
・代替・補完医療 ・妊娠、出産、育児
・介護 ・応急処置
ドラッグストアの対応に関する知識・技術編
・対応に関する知識
・ドラッグストアに関する基礎知識
DVD
・対応基本技術編

受講・申込みの詳細については、パンフレットをご覧いただくか、各社の人事・教育部・HBCA養成講座担当者、またはヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センターまでお問合せください。

JACDS

日本チェーンドラッグストア協会

ヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センター

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4F

Tel.045-478-5451 Fax.045-478-5461

E-mail : sec@jacds.gr.jp hp : http://www.jacds.gr.jp (日本チェーンドラッグストア協会)

E-mail : info@hbc-ctr.gr.jp hp : http://www.hbc-ctr.gr.jp (H&B C人材育成センター)

第24期生
(2016年12月生)
募集中

募集締切日 2016年11月20日

高齢化社会が求める新しい認定制度

— 予防・未病改善で、健やかな生活支援 —

漢方の知識で健康づくりをサポートします

漢方アドバイザー

養成講座

漢方アドバイザーの目的

漢方アドバイザー認定制度は、東洋医学への関心が高まる中、漢方についての正しい知識を普及する人材を育成します。

新しい漢方の可能性について学び、一般生活者の正しくかつ効果的な漢方利用に貢献していくことを目的としています。

漢方アドバイザーは何ができるか

漢方の考え方や治療法などについて幅広く学習し、生活者の健康維持・増進、病気の予防や体質改善のアドバイスができるようになります。

また、症状別に多くの人に対応できる製剤化された漢方薬・サプリメントについてのアドバイスができるようになります。

漢方アドバイザーの狙い

予防・未病の改善を重点においている漢方の考え方は、セルフメディケーションの推進において、非常に有効と期待されています。

漢方の考え方や知識を習得し実践することは、体質改善、免疫能力の向上、健康増進や病気の予防や治療に効果をもたらします。これにより、高齢化社会が急速に進むわが国において、国民のさらなる健やかな生活を支援することを狙っています。

養成方法

通信教育、DVD学習

養成期間

10ヶ月

教材内容

テキスト：5分冊＋別冊1冊

DVD：1巻

添削問題：10回

認定方法

学科試験

受講料

会員企業価格

101,800円(税込)

募集締切

2016年11月20日

主なカリキュラム

漢方に関する基礎知識編

- ・ 中医薬学小史
- ・ 中医薬学基礎知識
- ・ 中医診断学概要
- ・ 中薬の基本知識(上)

漢方に関する実践知識編

- ・ 中薬の基本知識(下)
- ・ 常用中薬
- ・ 常用の方剂(上)
- ・ 常用の方剂(下)
- ・ 食物の医療・保健作用
- ・ 病気と中医弁証治療

(別冊：一般用漢方製剤の承認基準概要)

DVD

- ・ 漢方の世界「中医薬学基礎講座」

(編集・監修：国立北京中医薬大学)

受講・申込みの詳細については、パンフレットをご覧いただくか、各社の人事・教育部・HBCA養成講座担当者、またはヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センターまでお問合せください。

JACDS

日本チェーンドラッグストア協会

ヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センター

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4F

Tel.045-478-5451 Fax.045-478-5461

E-mail : sec@jacds.gr.jp hp : http://www.jacds.gr.jp (日本チェーンドラッグストア協会)

E-mail : info@hbc-ctr.gr.jp hp : http://www.hbc-ctr.gr.jp (H&BC人材育成センター)

専門領域をさらに広げた人材として高く評価

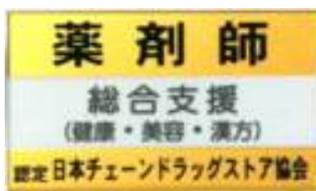
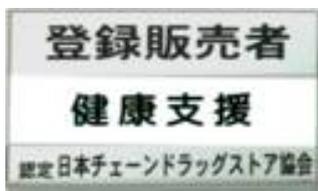
ダブルライセンス認定制度

これからのドラッグストアは、セルフメディケーションの推進のための知識や技術を習得し、生活者の生活をより健やかにするための人材が重要です。

JACDSでは、医薬品の専門家である薬剤師や登録販売者で各種アドバイザーを取得した方や、複数のアドバイザーを取得した方を、「ダブルライセンス認定者」として新しい認定名をつけ、生活者にアピールしています。

ぜひ、企業や店舗の成長に貢献する人材育成制度として、ご活用ください。

- 認定者の方には新しい認定名のネームプレートを発行します（配布物1）



対象者と新しい認定名

- それぞれ取得したアドバイザーにより、専門領域の支援名をつけます

ヘルスケアアドバイザー	…	健康支援
ビューティケアアドバイザー	…	美容支援
ベビーケアアドバイザー	…	育児支援
漢方アドバイザー	…	漢方支援

（表①）

- 薬剤師・登録販売者で1つのアドバイザーを取得した場合

	薬剤師	登録販売者
ヘルスケアアドバイザー取得	健康支援 薬剤師	健康支援 登録販売者
ビューティケアアドバイザー取得	美容支援 薬剤師	美容支援 登録販売者
ベビーケアアドバイザー取得	育児支援 薬剤師	育児支援 登録販売者
漢方アドバイザー取得	漢方支援 薬剤師	漢方支援 登録販売者

- 薬剤師・登録販売者で複数のアドバイザーを取得した場合、アドバイザーが複数認定を受けた場合

総合支援（支援名）※1 + 資格・認定名※2

※1：支援名 → 取得したアドバイザーにより支援名をつけます。表①を参照ください。

※2：資格名・認定名 → 薬剤師、登録販売者、アドバイザー

- 例** ヘルスケアアドバイザーと漢方アドバイザーを持っている薬剤師
総合支援（健康・漢方）薬剤師
ビューティケアアドバイザーとベビーケアアドバイザーを持っているアドバイザー
総合支援（美容・育児）アドバイザー

より意欲の高い専門家としてダブルライセンス取得者を広くアピール

●お客様にダブルライセンスの方をアピールするポスター（配布物2）

当店にはWライセンス認定者がいます

ダブルライセンス認定者

薬剤師や登録販売者の資格を持ち、さらに皆様の悩みや相談に応える知識を習得したアドバイザーや、複数の専門領域を学んだ、JACDS認定アドバイザーがいます。

ネームプレートに、皆様の悩みや相談にお答えできる専門分野(認定名)が明記されています。

健康支援 健康づくり **漢方支援** 漢方薬の活用
育児支援 妊娠・出産・育児 **美容支援** 美と健康

総合支援 複数領域を学んでいる認定者です

お気軽にご相談ください! **JACDS**

薬剤師
健康支援
■日本フェーンドラッグストア協会
○ヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センター

登録販売者
総合支援 (健康・美容)
■日本フェーンドラッグストア協会
○ヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センター

JACDS 認定 アドバイザー
総合支援 (健康・育児・漢方)
■日本フェーンドラッグストア協会
○ヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センター

より専門領域を広げたダブルライセンスの方を、紹介するポスターを作成。認定者に送付しますので、店頭でお客様にアピールしていただくため活用ください。

申込・手続き方法と認定者への配布物

●現在、認定者の方で、ダブルライセンス認定の対象者

登録内容の確認のため、申込用紙に必要事項を記入の上、事務局までお申し込み下さい。ネームプレートとポスターを無料で発行します。(新規更新登録の場合は、更新料に含まれます) 申込用紙は、人材育成センターのHPに掲載していますので、ダウンロードして下さい。または、お電話でお問い合わせください。

●認定者への配布物

◆1：ネームプレート（横6cm×縦3.5cm） ◆2：告知用ポスター（A3サイズ）

現在、未更新者の方

●過去にアドバイザーの認定を受け、認定期間中にポイントを達成できなかった方や更新手続きを行わなかった方は、現在「未更新者」となっており、ダブルライセンスの対象となっておりません。再認定のための条件を用意しておりますので、事務局までお問い合わせください。

●以前、1つだけアドバイザーを取得されていて現在未更新の方で、ダブルライセンスを目指したい方も、同様に救済策の対象となります。

- 【救済例】 ①問題・レポートでポイント達成を目指す
②認定試験を受験する、他

未更新期間や認定時の状況により、有料の場合もあります。
再認定の時は、登録費用は有料となります。

お問合せ先

JACDS ヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センター

〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階

TEL. 045-478-5451 FAX.045-478-5461 e-mail info@hbc-ctr.gr.jp

H&BC 人材育成センター HP (<http://www.hbc-ctr.gr.jp>) E-mail info@hbc-ctr.gr.jp

2015年4月健康食品機能性表示制度スタート
健康食品（健康食品・一般食品）10兆円産業を実現する

健康食品市場創造研究会

わが国唯一の小売店舗連携の研究会

— 発足のご案内と会員募集 —

「健康食品市場創造研究会」の特徴

■小売業（スーパーマーケット、ドラッグストア）連携の唯一の研究会

米国でもそうであったように、健康食品、介護食品の新しいマーケット創造は、リアル店舗によって実現します。スーパーマーケット、ドラッグストアの企業や団体が参画した唯一の研究会です。

■国が食品の新産業創出戦略策定

国は、「健康寿命延伸産業の育成」（日本再興戦略）に基づき、機能性を持つ農林水産物を含めた、健康食品、一般食品・介護食品の新産業を育成するための、民間主導による新市場形成促進策を打ち出しました。

■小売業連携で、メーカー、卸、サポート企業が協働し健康食品市場を拡大する

リアル店舗で行われる新しい商品構成、販売方法、情報提供方法を構築し、それに適したメーカーや卸企業の商品開発や情報提供、チャンネル政策を行うことが極めて重要になります。

■健康食品（健康食品・一般食品）の新しい10兆円マーケット創造を実現する

わが国が進める「健康寿命延伸」を実現させるため、2015年4月より健康食品や一般食品の機能性表示が可能となる。10兆円の新しいマーケットが創造されると期待されています。

■健康食品・介護食品を市場拡大させ、製・配・販各社の新たな成長を実現する

マーケット創造を実現し、これに参画したスーパーマーケット、ドラッグストア、メーカー、卸（ベンダー）、サポート企業の成長につなげます。介護食品市場の拡大策もこの研究会で行います。

■取引する全ての製・配・販企業にボーダーレスなマーケットチャンスを実現する

この市場創造は、ドラッグストアやスーパーマーケット、関係するメーカー、卸（ベンダー）、サポート企業だけでなく、これらと取引する全ての企業のマーケットチャンスとなります。

**製・配・販が連携した10兆円マーケット創造に、
全てのドラッグストア、スーパーマーケット企業
および取引する全てのメーカー、卸、サポート企業は、ぜひご参加ください。**

主催

健康食品市場創造研究会

（運営責任者 宗像 守 / 運営協力事務局 (株)日本リテイル研究所)

特別協力

一般社団法人 新日本スーパーマーケット協会 / 日本チェーンドラッグストア協会

協力

ドラッグストアMD研究会 / 一般社団法人 日本薬業研修センター / 株式会社 日本リテイル研究所

健康食品・一般食品、介護食品の新しいマーケットを創造し 健康食品・健康食材、在宅介護・高齢者食品 トータル10兆円産業化を実現する

2015年4月より 健康食品機能性表示制度がスタート

「食品の機能性表示」を国策で実施

- 国は高齢社会に「健康寿命延伸とセルフメディケーションの推進」を図るため、食品の機能性を活用した「健康食品機能性表示制度」を、2015年4月より実施する。
- これまでトクホと栄養機能食品以外の食品には、機能を表示することが不可だったが、今後は食品の持つ健康に良い機能性を、メーカー責任で表示が可能。

すべての食品に機能性表示が可能

- 機能性表示ができる食品の範囲は、薬剤の形状をしたサプリメントだけでなく、加工食品や生鮮食品にいたるまで、全ての食品に機能性を表示することが可能。

わが国でも健康食品・一般食品 10兆円マーケット創造を実現

- わが国においても、この新しい表示制度の導入により、10兆円規模の新しい巨大な食品マーケット（健康食品、一般食品）が創造されると考えられる。

市場創造拡大には、リアルな店舗が不可欠

- 新マーケットの創造や健康食品マーケットの拡大には、米国と同じくリアル店舗や小売企業の参加が不可欠。スーパーマーケットとドラッグストアがその主役に。
- また、米国のDSHEA同様の表示制度が日本において行われると、TPP加盟国の貿易自由化により、日本の優れた健康食品を大量に輸出することが可能となる。

アメリカにおけるDSHEA法の導入と 巨大な食品マーケットの創造

米国の同制度導入で、実店舗によるマーケット拡大を実現

- 米国では、日本で導入されるものと同様の制度（DSHEA法）が94年より導入され、健康食品（ダイエタリーサプリメント）のマーケットは4～5倍に拡大した。
- 米国でこのDSHEA法が導入される前は、無店舗販売が圧倒的に健康食品の販売を行っていたが、同法導入後は70%が実店舗の販売となった。実店舗によりマーケット拡大が実現したのである。

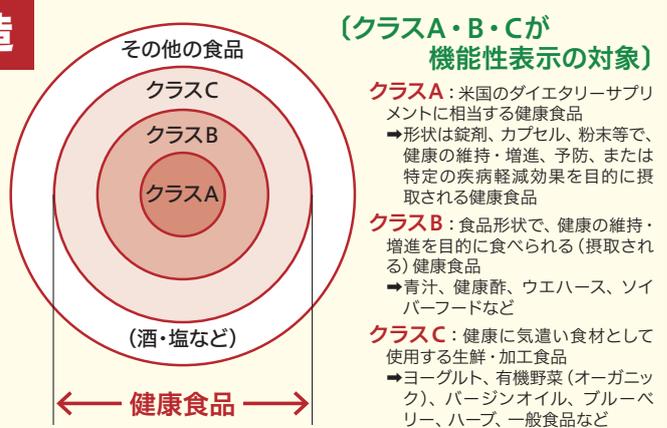
同制度導入でSM業界の新しい成長を創出

- この影響を受けて、一般食品に健康に良い食材（加工食品や生鮮食品）への新しいニーズが急拡大し、10兆円近い新しい一般食品マーケットが創造された。
- この米国民の健康に対する関心の高まりにより、ウォルマートのディスカウントに翻弄される米国SM業界の中で、「健康」をコンセプトとしたホールフーズやトレーダージョーズ、スプラウツなど多くのヘルシーSMが急成長したといわれている。



健康食品の3分類とマーケットの創造

- 「健康に関する食品」は、医薬品の形状をしているダイエタリーサプリメント（クラスA）、健康機能を期待して飲食するヘルスフード（食品・クラスB）、特に健康に良い成分が含まれているヘルシーフード（食材・クラスC）の3分類に分けることができる。
- 米国ではクラスA、B、Cいずれも巨大マーケットが創造され、わが国においてもクラスA、B、Cのトータルで、10兆円前後のマーケット創造が期待されている。
- 日本の健康食品機能性表示による、クラス（分野）別マーケット創造の可能性は、クラスAが2.5～3兆円、クラスBが1.5～2兆円、クラスCが4～5兆円、そして輸出が2兆円の巨大マーケットが創り出されるものと期待されている。



小売にとって 『健康食品を制するもの、小売業態を制す』
メーカー・卸にとって 『小売業態を制するもの、健康食品を制す』

※健康食品=クラスA・B・Cのいずれか 小売業態=ドラッグストア・スーパーマーケットのいずれか

健康食品(クラスA、クラスB、クラスC)と在宅介護食品における健康・介護に寄与する食品マーケットを創造し、製・配・販の新たな成長を実現する

安さや商品の差別化による競争力強化策では総マーケット減少は止められない

総需要の減少と各社の競争力強化策

- 少子化、高齢化により既存の食品や医薬品のコモディティマーケットは確実に減少する。これまでと同じものを同じように販売しても、やがて経営は行き詰まる。
- SM企業の多くは、食材の品質やメニュー、ディスカウントに関心が高く、DgS企業の多くは、シェアの低い調剤や食品のマーケット奪取に関心が高いのが現状。
- 自由競争の中において他社や他業態にあるマーケットおよび売上げを、自社や自店が奪う戦術を行うことは、それぞれの各社の自由であり、当然の行為でもある。
- 人口増加による需要拡大の時や普及率の低いカテゴリにおいては、こうした競争戦術を行うと購入率や普及率が高まり、そのマーケットは拡大される。

競争策だけでは、業界の発展はない

- しかし、今日のような総需要の減少の時には、既に普及率の高い食品や医薬品カテゴリ分野において、こうした競争を行うだけではマーケット縮小の一途を辿るだけで拡大することはない。
- 同業態同士の熾烈な戦いにだけ終始すると、他業態の高い利便性や大手資本小売業の圧倒的な仕入れにより、大きなマーケットが奪われることになる。
- 競争力強化だけでは業界マーケットは縮小し、SMやDgSの継続的な発展は難しくなる。当然この影響は、取引するメーカー、卸企業も大きく受けることになる。

国も食品の新産業創出に向けて全面的にバックアップ

健康食品の新産業創出に国がバックアップ

- 2014年5月に成立した「健康・医療戦略推進法」に基づく新「健康・医療戦略」では、「健康食品・介護食品・農林水産物等」をわが国の新たな産業の創出分野として明記し、機能性を持つ食品の普及・拡大に国を挙げてバックアップする方針を打ち出している。
- 産業界も、この流れを受け新マーケットを創造する、今が絶好の機会といえる。

在宅介護・高齢者食品のマーケット拡大策も取り扱う

- 農林水産省は、国が進めている施設介護から在宅介護へのシフトに向けて、在宅における介護食品の選び方を2014年11月に発表し、市場拡大に力を入れている。
- この施策により、現在150億円の在宅介護食(施設介護食は1000億円)が、今後は7000億円から1兆円市場に拡大されると予測。さらに介護食品の輸出も極めて有望。
- 経産省や農水省、厚労省などの指導を得て、ドラッグストア、スーパーマーケットが在宅介護食マーケットにどう対応しマーケット拡大を行うか、この研究会で取り扱い明らかにする。

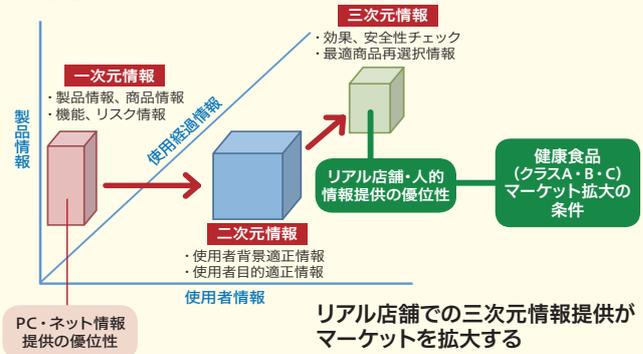
マーケット創造・拡大にはリアル店舗の主体的参加が条件

リアル店舗の新しい販売方法がマーケットを拡大させる

- 米国でマーケット拡大を実現したのは、一人ひとりに合った商品選びのため、リアル店舗での情報提供を行ったことであった。わが国でもリアル店舗の主体的参加と情報提供が不可欠。
- 健康食品マーケット拡大には、リアル店舗が主体となった業界標準商品体系の構築、これに基づいた商品開発、販売方法の開発、業界をあげた製・配・販の連携が必要である。

一人ひとりに合った「三次元情報」を開発し提供

- 特に、重要になるのが店舗の販売者より提供される「三次元情報」である。期待される巨大マーケットの創造には、この一人ひとりに合った「三次元情報」の提供が必要である。
- 「三次元情報システム」およびこの情報活用に関する「販売担当者養成研修(eラーニング)」を会員企業(後援団体会員企業含む)に提供する。(会員に無料または低料金での提供を予定)



業界が連携し一丸となった取り組み「新しいカテゴリに新しいマーケットが創造される」

新しいカテゴリを創造し、巨大マーケットを創出する

- 限界普及率にあるカテゴリにおいては、いくら安売りをしても消費数量が増えたり、総マーケットが拡大することはない。
- マーケット拡大には、単価のアップ策か新しいカテゴリ(生活、買い物、価値)を作り出すかになる。「健康食品機能性表示」および「在宅介護食品への取り組み」は、まさに新しいカテゴリの創造であり、ここに新しいマーケットが創出されるのである。
- SM業界にとっては、「健康な食生活」の新しいカテゴリ、DgS業界にとっては、「健康維持・予防生活」の新しいカテゴリの創造となり、どちらにも巨大マーケットが創出されると考えられる。

超高齢社会に寄与し、業界各社の成長を図る

- SM業界とDgS業界の「新カテゴリづくり」に共通するのは、国策の「健康寿命延伸」に基づく「セルフメディケーションの推進」への対応であり、社会的要請の実現なのである。
- 市場では競争関係にある、SM業界とDgS業界が連携するのは、それぞれの業界が力をあわせ巨大な「新しいカテゴリの新マーケット創造」を実現させ、それぞれの会員各社の継続的成長を図っていただく環境づくりを行うために必要なことなのである。

現在ライバルである業界や企業同士が力を合わせ、新しいマーケットを創造し共に成長する環境をつくるのが、この「健康食品市場創造研究会」なのです。

『健康食品市場創造研究会』の概要と入会のご案内

(運営責任者 宗像 守 / 運営協力事務局 (株)日本リテイル研究所)

■ 健康食品市場創造研究会の目的

1. 健康食品(クラスA・B・C)のマーケット創造を図り10兆円産業化を実現する
2. 小売店舗の効果的な健康食品販賣体制をつくり、マーケット拡大を実現する
3. 製造メーカーにおいて、流通・店舗との連動を円滑にしかつ効果的な商品開発を図る
4. 効果的な健康食品・介護食品マーケットの育成と販賣強化を図る製・配・販連携体制を確立する
5. 製・配・販の発展を通じて、我が国のセルフメディケーション推進に寄与する

■ 本研究会の特徴

- この「健康食品市場創造研究会」は、リアル店舗が主体的に参加しメーカー・卸企業と連携した、健康食品マーケットを創造する唯一の健康食品研究会である。
- 各分野の専門家により、健康に寄与する食品全般(クラスA・B・C)の業界標準商品体系、商品開発、商品構成、販賣方法、情報提供システム、販賣者養成の研究を行う。
- 健康食品マーケットを創造するリアル店舗の業務および手順、これにしっかり対応するための商品開発および情報提供内容、効果的な製・配・販の連携を会員に提供する。
- 在宅介護食品・高齢者食品のマーケット拡大のための商品開発、販賣方法、情報提供方法の研究を行い、その研究内容と効果的な製・配・販の連携を会員に提供する。
- 日本チェーンドラッグストア協会、(社)新日本スーパーマーケット協会の正会員に、経産省および農水省、厚労省などの指導を得て構築した「情報提供システムの配信」と「販賣者システム活用研修(eラーニング)」を提供する。(会員に無料または低料金での提供を予定)

■ 本研究会の活動内容

1. 業界標準商品体系、商品開発、店舗販賣、情報提供、制度運用、その他の実施内容に関する研究を行う
2. 日本を代表する研究家を集結し、実施内容およびマーケット拡大の研究を行う
3. 分かりやすく、実行しやすい内容について、専門家による会員対象セミナーを実施する
4. 健康食品の開発や販賣のリスク軽減策などの、専門家による相談やサポートを行う
5. その他、会員要望に対応した活動とサポートを実施する

■ 専門家による研究テーマおよび会員サポート内容

1. 業界標準商品体系の研究—これに基づいて商品開発および販賣方法が連動
2. 商品体系に基づく商品開発の研究—エビデンスを表示、消費者庁届出、開発プロセスが明らかに
3. 商品体系に基づく商品政策、商品構成の研究—店舗における新しい商品構成が明らかに
4. 棚割り、プレゼンテーション、販賣促進の研究—店舗における販賣方法が明らかに
5. 販賣方法および販賣情報提供の研究—三次元情報提供のシステム化
6. 医薬品資格者および販賣員の販賣研修の研究—e-ラーニングによるマニュアルの修得
7. 法務相談対応の研究—法律的な問題と解決への対応
8. 健康被害救済制度の研究—製造メーカー、卸、小売店舗のリスク軽減策を図る

■ 定例研究セミナーの開催予定

分かりやすく、実行しやすい内容の専門家による会員対象セミナーを下記の予定で実施

◇上期(1月～6月):定例研究セミナー

- | | | |
|-----|----------------------------|------------|
| 第1回 | 健康食品市場拡大および育成、業界標準商品体系 | (2014年12月) |
| 第2回 | 健康食品の流通チャンネル政策、商品開発 | (2015年1月) |
| 第3回 | 商品政策および商品構成、商品陳列および棚割り | (2015年2月) |
| 第4回 | プレゼンテーションおよび販賣促進、仕入および利益計画 | (2015年3月) |
| 第5回 | 三次元情報提供と情報提供システム、販賣者育成と研修 | (2015年4月) |
| 第6回 | 法的対応とリスク軽減策、総括 | (2015年5月) |

◇下期定例研究セミナーは上期セミナー状況や実施状況より、セミナー内容と回数を決定し実施

■ 研究会の運営

1. 会員制 本研究会は会員制。
2. 運営方法 会員の年会費によって、専門家の研究活動、情報提供システム配信、販賣者養成、テーマ別セミナー、会員サポート、ロビー活動などを行う。
3. 期間 1月～12月(1年間)※1年ごとの更新制。途中入会も受け付け可能。
4. 会員対象 健康食品(クラスA・B・C)に携わるすべての小売企業、メーカー、バンダー、ストアサポートの全ての企業が対象。
5. 事務局運営 日本リテイル研究所が全面的にバックアップして運営する。

■ 会費および入会方法

1. 年会費 1社 120,000円(税込) 一括払い ※製・配・販同額
◇定例セミナーに加え、テーマ別研究の参加、各種セミナー受講、出張セミナー、問い合わせ・相談、その他などが受けられる。
2. 入会(申し込み)方法
◇入会申込用紙に記入しFAXまたはホームページよりお申し込み下さい。
◇定例セミナー・参加者2名を登録し、継続的、体系的に習得していただく。(参加者の変更は可能。会員で3名以上のセミナー受講は、お一人2万円(12回分)で受講可能。参加者登録が必要)
3. 入金方法…年会費は下記口座にお振込み下さい。
銀行:みずほ銀行 新横浜支店
口座名義:健康食品市場創造研究会 口座番号:(普通)1664764

お問い合わせ先

健康食品市場創造研究会 事務局 担当:小林・森本

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階

TEL:045-474-2521 (NRKグループ・日本リテイル研究所) FAX:045-474-2520

Mail=kenshoku@jahi.jp URL=http://www.jahi.jp

FAX:045-474-2520 (ホームページからの申し込みも可能です)

健康食品市場創造研究会 入会申込書

■「健康食品市場創造研究会」に入会致します。

該当区分に○印をして下さい。

年会費 : 1社12万円(税込)一括払い※製・配・販同額
(1年間 1月～12月末日まで)

※途中入会も可能です(詳細は事務局にお問い合わせ下さい)

小売業	メーカー	卸	ストアパートナー、他

参加登録 : セミナー参加者2名を登録(参加費は不要)

※3名以上のセミナー受講は、1名様2万円(12回分)で受講可能。(参加者登録が必要)

入金方法 : 年会費は下記口座にお振込みください

銀行口座:みずほ銀行 新横浜支店 普)1664764

口座名義:健康食品市場創造研究会 (カナ:ケンコウショクヒンシジョウソウゾウケンキュウカイ)

■基本情報

申込日 年 月 日

(カナ) 企業名			
代表	役職		
	氏名カナ		
	氏名		
連絡担当	役職		
	氏名カナ		
	氏名		
住所	郵便番号	都道府県	
	住所		
TEL		FAX	
メールアドレス			

■定例セミナーの参加者登録合計人数 → 名

※セミナー参加が3名以上になる場合は、年会費に1名様2万円(税込)を加えてお振込みください。

■定例セミナーの参加者登録情報(2名まで記入可)※3名以上の場合は、コピーしてご記入ください。

1	部署・役職		2	部署・役職	
	氏名カナ			氏名カナ	
	氏名			氏名	

■事務局入力欄

No.	受付日	担当印	その他

【問い合わせ・連絡先】

健康食品市場創造研究会 事務局 担当; 小林・森本

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階

TEL: 045-474-2521 (NRKグループ・日本リテイル研究所) Mail: kenshoku@jahi.jp URL: http://www.jahi.jp

一般財団法人 日本ヘルスケア協会

活動の紹介と入会のご案内

一般財団法人日本ヘルスケア協会は、超高齢社会における健康寿命延伸とヘルスケア産業育成の実現を目指す、ヘルスケアに関する有識者、産業、関係者が集まった民間唯一の団体です。

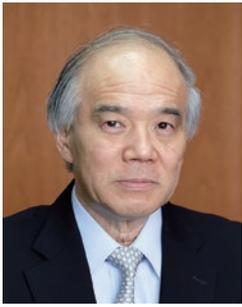
当協会は、ヘルスケア産業育成のために次の事業を実践します。

1. ヘルスケアに寄与する制度、社会システム、事業等の研究と政策建議、提言を実践します
2. ヘルスケア産業育成および事業推進に向けた事業連携と、実現のための支援活動を実践します
3. 社会的価値を有する、ヘルスケアに寄与する業界および企業活動への支援を実践します
4. ヘルスケア推進に寄与する制度や事業、システム等を生活者に啓発並びに普及推進するための活動を実践します
5. その他、ヘルスケアの推進および産業育成に関する事業を実践します



一般財団法人 日本ヘルスケア協会
Japan Association of Health care Initiative

■ ごあいさつ



一般財団法人
日本ヘルスケア協会
会長 **大西 隆**
(豊橋技術科学大学 学長
日本学術会議 会長)



一般財団法人
日本ヘルスケア協会
理事長 **松本 南海雄**
(株)マツモトキヨシホールディ
ングス 代表取締役会長)

我が国の健康政策は、これまでの「生命寿命延伸医療政策」から「健康寿命延伸健康政策」への転換を図り、これを実現する「ヘルスケア産業」を育成する方針が出されました。

この政策を受け、各省庁および地方行政において様々な施策や検討が行われており、民間企業や団体においても多くのヘルスケアに寄与する事業が行われています。また、官民や産学が連携した、ヘルスケア推進団体も多く誕生しています。しかし、この政策に反発する反対勢力が強く、確実にヘルスケアに寄与する施策や事業、活動がほとんど実践できない状況にあります。

新しい政策や事業を実現するためには、そのための新しいロジックや枠組みなどの環境整備が不可欠ですが、それはまだ整っていない状況にあります。

そこで、健康寿命を延伸させるヘルスケア産業界の意見を政策に反映し、しかもその振興および推進を支援する第三者機関が熱望され、よりよい日本の社会づくりに貢献するために「一般財団法人日本ヘルスケア協会」を発足いたしました。

ヘルスケアに関する有識者、産業、関係者の多くの方々に、当協会活動にご参加いただきますようお願い申し上げます。

■ 日本ヘルスケア協会の目的——健康寿命延伸とヘルスケア産業の育成を図ります。

1) わが国のヘルスケアを実践する

新しいロジックの研究と実現環境を整備します

新しい政策を実施する場合には、これまでの政策との整合性と新政策が効果的かつ合理的に実践されるため、新しい論理や枠組みを構築し、その環境整備を行うことが不可欠である。当協会では新しい政策を実践するためのロジックや環境を整備する。

2) ヘルスケア産業育成と効果的かつ効率的実践を実現します

ヘルスケア推進を効果的かつ効率的に実践する様々な業界のヘルスケア産業を育成する。ヘルスケア産業育成の制度化や生産から流通、生活者への普及推進に関する支援活動を行う。

3) 健康寿命延伸を実現し、

現行の医療制度を維持させます

ヘルスケア産業がわが国の健康寿命延伸を実現し、高騰する医療費を抑制し、世界にも冠たる医療制度を維持する。これまでの医療や介護に従事する者にとっても、良好な仕事環境を実現する。

4) 社会制度に関する不安を解消し、国民の幸福に寄与します

こうした当協会の活動は、単に産業界の発展に寄与するだけでなく、わが国の高齢者および若い世代の社会保障の維持と将来不安を解消し、安心して暮らせる持続的な国民の幸福に寄与することが真の目的である。

■ 日本ヘルスケア協会の主な活動——強力な推進力・実践力を発揮します。

1) 研究、協議活動

ヘルスケア推進に関する①政策および施策、社会環境に関する研究、②産業、企業活動、サービスに関する研究、③生活者への啓発、普及、推進に関する研究、④その他の研究を行い、その実現のための協議を行います。

2) 建議・提案活動

ヘルスケア推進に寄与し社会的価値のある政策や施策、事業について、関係行政や関係機関にその実現に向けた建議や提言、提案を力強く行ってゆきます。

3) ロビー活動

制度や規制、事業推進などに関するヘルスケア推進の環境整備について、関係者に力強く働きかけ、問題の解決や新しい施策の実現を図ります。

4) 業界、事業連携活動

優れた政策や施策および各業界や企業のヘルスケア推進活動やサービスを、より効果的効率的に実現するために、関係する機関や業界、企業と連携を図ってまいります。

5) 啓発、普及推進活動

各業界や企業が提供する優れたヘルスケア推進活動やサービスについて、行政や業界、マスコミ等とも連携し、生活者への啓発と普及推進を行います。

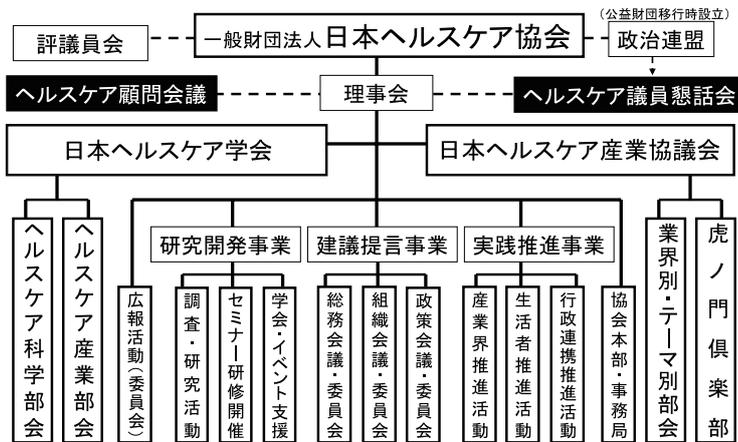
6) その他

学術大会や健康イベントの開催など、ヘルスケア推進およびヘルスケア産業育成の活動に力を入れてまいります。

■ 日本ヘルスケア協会と構成する組織の概要——ヘルスケア推進の唯一の組織です。

「一般財団法人日本ヘルスケア協会」組織概要

※2016年度4月現在、当協会は公益財団への移行を予定



○日本ヘルスケア学会 会長(2人制)



(一財)日本ヘルスケア協会 副会長
ヘルスケア産業部会 部会長
上原 征彦
(昭和女子大学現代ビジネス研究所
特命教授)



(一財)日本ヘルスケア協会 副会長
ヘルスケア科学部会 部会長
今西 信幸
(東京薬科大学 理事長)

○日本ヘルスケア産業協議会 会長



(一財)日本ヘルスケア協会 副会長
池野 隆光
(ウエルシアホールディングス(株)
代表取締役会長)

■ 基盤組織法人：一般財団法人 日本ヘルスケア協会

国民の健康寿命延伸とそれを支える産業の育成を図り、わが国の優れた医療制度を維持する諸活動を行う基盤組織が、一般財団法人 日本ヘルスケア協会です。

一般財団法人 日本ヘルスケア協会は、その組織を構成する「日本ヘルスケア産業協議会」および「日本ヘルスケア学会」の研究や検討の課題を受け、さらに「ヘルスケア顧問会議」「ヘルスケア議員懇話会」等からの支援を受け、実現のための政策提言・建議、業界・事業の連携、ヘルスケア推進に有益な制度、商品、サービス等の啓発・普及・推進活動を総合的に行う組織です。

■ 日本ヘルスケア協会の構成組織

◎ 日本ヘルスケア学会

わが国のヘルスケア推進に関する科学分野と産業分野のあり方について、現実的かつ臨牀的な論理と技術の研究を行い、独立性を保ちかつ客観的に、わが国の国民や国政、産業界に提言します。また、ヘルスケア産業の社会的価値およびレベルの向上のため、業界が行う事業の評価や提言を行い、さらに、国や行政が行っているまたは行おうとしている政策や制度を研究し、その提言や問題提起を行います。

日本ヘルスケア学会は、産業や制度を研究する「ヘルスケア産業部会」と予防や医療、介護、専門家等について研究する「ヘルスケア科学部会」からなります。

◎ 日本ヘルスケア産業協議会

ヘルスケア産業に関する各業界および研究機関が部会を構成し、さらに各部会に関係団体や関係企業が所属し、それぞれの業界や企業が有するヘルスケア活動を行うための問題や課題を解決する活動を行います。また、それぞれの業界や企業の事業については関係業界と連携し、さらに各業界の施策や企業の優れた商品、サービスを国民に広く啓発、普及、推進を図ります。

日本ヘルスケア産業協議会は、産業・業界別およびヘルスケア推進テーマ別に「部会」を設置し、各分野における問題や課題の解決を図るとともに各事業普及推進の活動を行います。また、ヘルスケアへの知識や経験を持つ方が集まる「虎ノ門倶楽部」を置き、これらの活動が実現するためのご協力をいただきます。

◎ ヘルスケア顧問会議

行政、学界、産業界、企業、有識者などの、トップクラスを経験し、政策的かつ実務的な見識と影響力を持つ方により組織された会議体です。日本ヘルスケア協会の活動が、社会的に有益でかつ継続的な事業活動になるように、ヘルスケア顧問会議からのヘルスケアの推進に関する様々な提案、意見、指導を受けて活動してまいります。

◎ ヘルスケア議員懇話会

ヘルスケア事業の推進には、規制緩和や事業推進環境の整備など様々な制度や施策が行われなければなりません。ヘルスケア議員懇話会において、こうした新しい制度や施策について検討し、その実現に向けたご意見をいただきます。現在、約20名の国会議員の先生により、ヘルスケア推進の活発な議論と実現のためのアドバイスをいただいております。

◎ 理事会、評議員会

理事会は、日本ヘルスケア協会の組織目的を達成するための、事業活動や運営に係る要件を決定する組織です。評議員会は、日本ヘルスケア協会の事業が、公益性の高い事業として健全に行われているかを評議する組織です。

※日本ヘルスケア学会および日本ヘルスケア産業協議会の部会、委員会、研究会において、独立した組織化や部会への昇格等を行う場合、その支援策を行います。

■ 会員のメリット——貴業界・貴社の問題・課題を解決します。

1) 各業界および企業の商品、サービスの推進に関する支援

ヘルスケア推進に寄与する各業界および各社の商品、サービスの普及や推進に関する内容を相談し、実現に向けたアドバイスや支援を得ることができます。

また、必要に応じて連携すべき業界や企業、有識者等の紹介も行います。(但し、販売先の斡旋、紹介は行いません)

2) 日本ヘルスケア産業協議会の部会への参加

(無料、複数部会の参加可能)

各業界や企業が、推進したいテーマについて、部会を通じて実現することができます。また、各業界や企業で抱えている問題の解決に向けて部会で協議し、その実現に必要な政策提言や関係業界・機関との連携、普及推進策を図ってゆきます。各部長の了承のもと複数の部会に参加することができます。また、簡単な所定の手続きにより新しい部会、委員会、研究会等の立ち上げ、設置も可能です。

3) 日本ヘルスケア学会の部会への参加

(無料、複数部会の参加可能)

日本ヘルスケア産業協議会の部会だけでなく、学術的研究のテーマについては、日本ヘルスケア学会の部会活動にも参加することができます。制度や産業育成、マーケティング等に関する研究は、ヘルスケア産業部会に参加いただきま

す。また、予防や医療、介護、専門家等に関する研究は、ヘルスケア科学部会に参加していただきます。各部長の了承のもと複数の部会に参加することができます。また、簡単な所定の手続きにより新しい部会、委員会、研究会等の立ち上げ、設置も可能です。

4) 協会の主催するイベント等に会員価格で参加

日本ヘルスケア協会および日本ヘルスケア産業協議会、日本ヘルスケア学会が主催するイベントやセミナー、学術大会等に会員価格で参加することができます。最新情報をいち早く知ることができ、ヘルスケアの研究や産業に携わる方の活動や仕事に大いに役立ちます。

5) 日本ヘルスケア協会の会員限定HPにアクセスが可能

会員限定ホームページにアクセスし、新制度や運用の最新情報や各部会での活動(会員公表分)、会員サービス情報などを入手することができます。また、各会員の持つ疑問や相談、要望についてもご連絡いただけます。迅速に誠意をもって対応いたします。

6) その他

限定出版物の会員価格での購入など、多くの会員サービス事業を増やしてまいります。会員の皆様の要望があればぜひお寄せください。

■ 入会申し込み要領

会員の種別(「虎ノ門倶楽部」は別に定めます)

- 1) 法人会員：本会の目的に賛同し、入会した法人(企業)
- 2) 個人会員：本会の目的に賛同し、入会した個人
- 3) 特別会員：本会の目的に賛同し、特別に入会を招聘された法人、個人
- 4) 登録協力団体会員：本会の目的に賛同し、登録した協力団体

年会費(入会金はありません)

- 1) 法人会員：一口10万円/年一口以上
- 2) 個人会員：3千円(人/年)
- 3) 特別会員：会費なし
- 4) 登録協力団体会員：会費なし
但し、登録協力団体会員からの活動費用賛助、活動協力はお受けいたします。ご協力ください。

備考

※会計年度は4月1日より翌年3月31日までですが、当面の間、会費を納入した翌月から12カ月分(1年間)を年会費とします。

※会費は理事会の決定により、変更される場合があります。会員には事前に連絡を行います。

※個人会員、特別会員、登録協力団体会員は、協議会および学会の各部会への参加を希望される場合、部会長の特別推薦、または招へいが必要などの制限がありますのでご了承ください。

■ 入会申し込み手順

- 1) 同封の「入会申込書」(申込書はホームページからもダウンロード可能)に必要事項を記入して、団体、法人内容のわかるもの(ご案内やパンフレットなど)を添えて、協会事務局まで郵送する。FAXまたはメールでも申込みが可能。
- 2) 会費を指定口座に振り込む。なお、請求書が必要な場合は、「入会申込書」送付時にその旨を記入する。
- 3) お振込み確認後、受領書並びに協会ホームページのID、パスワードなどを送信する。

■ お振込み先

● 振込み口座
みずほ銀行新横浜支店普通：1692873

● 振込み口座名
一般財団法人 日本ヘルスケア協会

※恐れ入りますが、振込み手数料はご負担願います。

一般財団法人 **日本ヘルスケア協会** Japan Association of Health care Initiative

(2015年11月設立)

(本部) 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目15-10 名和ビル3階
TEL03-5510-7274 FAX03-3504-8103 <http://www.jahi.jp> E-Mail: info@jahi.jp
(横浜事務所) 〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階(NRKグループ内)
TEL045-474-2521 FAX045-474-2520

FAX:045-474-2520 または E-mail:info@jahi.jp

一般財団法人日本ヘルスケア協会(J A H I)入会申込書

私は、一般財団法人 日本ヘルスケア協会の趣旨に賛同し、入会を申し込みます。

①申込日と、該当する会員区分を、チェックしてください。

申込日 年 月 日

会員区分 法人会員 個人会員 (どちらか一方をしてください)

②法人会員にお申込みの方はA欄の太線枠内、個人会員にお申込みの方はB欄の太線枠内に、もれなくご記入ください。

【A欄】法人会員の申込み記入欄

法人情報	法人名	(フリガナ) 氏名		
	代表者	(フリガナ) 氏名	役職名	
	法人所在地 (連絡先)	〒		
	業種	TEL: FAX:		
連絡先情報	担当者	(フリガナ) 氏名	役職名	
	担当者所在地 (連絡先)	〒		
		TEL: FAX: E-mail:		
年会費 (一口10万円/年 一口以上) ※申込口数と合計金額を記入				請求書 (どちらかに○)
申込口数 → 口、合計金額(年会費) → 万円				必要 ・ 不要

【B欄】個人会員の申込み記入欄

本人情報	氏名	(フリガナ)	勤務先名 (学校名)	
	住所 (連絡先)	〒		
		TEL: FAX: E-mail:		
年会費	3千円(人/年)		請求書(どちらかに○)	必要 ・ 不要

(注) 1) 入会金はありません 2) 会計年度は4月1日より翌年3月31日まで

◆入会申し込み手順

(入会申込書はホームページからもダウンロードすることができます)

1. 入会申込書に必要事項を記入し、法人案内等を添えて協会事務局まで郵送 (FAXまたはメールでも可) する。
2. 会費を指定口座に振り込む。なお、請求書が必要な場合は、「入会申込書」送付時にその旨を記入する。
銀行口座：みずほ銀行 新横浜支店 (普通) 1692873 口座名義：一般財団法人日本ヘルスケア協会
※恐れ入りますが、振込手数料は御社でご負担願います。
3. お振込み確認後、受領書並びに協会ホームページのID、パスワードなどを送信する。

※事務局入力欄(何も記入しないでください)

・備考欄 会員 No.

--	--	--	--	--	--	--	--

受付	法人案内	入金			
/		/			

日本チェーンドラッグストア協会 「薬剤師賠償責任保険」について

当団体保険制度の特色

本制度は当協会正会員（従業員・使用人を含む）、正会員企業に勤務する薬剤師及び登録販売者の方が、ドラッグストア特有の次の事故等により、お客様の身体に障害を与えたり、お客様の持ち物を壊して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

また、本保険制度は契約者を日本チェーンドラッグストア協会、被保険者を各正会員とする団体契約のため、加入者数により団体割引が適用されるのが特長です。

■薬剤師業務に関する事故

- 医薬品等の販売に起因する賠償事故
- 調剤業務に起因する賠償事故

■店舗等の施設に関する事故

- 店舗等施設の構造上の欠陥や管理の不備に起因する賠償事故
【薬局および店舗販売業契約のみ対象】
- 店舗等施設において行う薬剤師業務以外の仕事の遂行に起因する賠償事故

■人格権侵害に関する事故

- 不当な身体の拘束等による名誉毀損やプライバシーの侵害による賠償事故

ご加入にあたって

◆ご加入いただける方

- 日本チェーンドラッグストア協会の正会員のみ
 - ・契約者：日本チェーンドラッグストア協会
 - ・被保険者（補償の対象となる方）：会員各社（使用人を含む）
および勤務する薬剤師・登録販売者（各々契約が必要）

◆保険期間

- 平成28年2月15日午後4時から平成29年2月15日午後4時まで

◆保険適用地域

- 日本国内のみ

補償内容と保険料

【薬局および店舗販売業契約】

1店舗あたり年間保険料

区分	支払限度額			免責金額
	1名	1事故	保険期間中	
業務危険		1億円	3億円	3万円
施設危険	対人	5,000万円	5,000万円	3万円
	対物		5,000万円	3万円
人格権侵害	業務危険:1事故1億円 保険期間中3億円 免責金額3万円 施設危険:1名5,000万円 1事故5,000万円 免責金額3万円 ※業務危険の支払限度額または施設危険の対人賠償支払限度額と共有となります。			
保険料(注)	3,460円			

【勤務薬剤師・勤務登録販売者契約】

1名あたりの年間保険料

区分			Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
業務危険	支払限度額	1事故	1,000万円	3,000万円	1億円
		保険期間中	3,000万円	9,000万円	3億円
	免責金額		0円	0円	0円
人格権侵害	※各タイプの業務危険の支払限度額と共有となります。				
保険料(注)			1,260円	1,420円	1,610円

中途加入手続き

◆毎月25日締切り、翌月15日からの加入となります。

◆加入依頼書の送付先：

〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4F

日本チェーンドラッグストア協会事務局（薬剤師賠償責任保険担当）

◆保険料を下記口座へお振込みください。

振込先：（銀行名・支店名）三井住友銀行 新横浜支店

（口座番号）普通口座 0406415

（口座名義）日本チェーンドラッグストア協会

【中途加入保険料表】平成27年

■ 薬局および店舗販売業契約(1店舗あたり保険料)

＜補償内容＞

業務危険:1事故1億 保険期間中3億 免責3万

施設危険:対人1名5,000万 1事故5,000万 免責3万/対物1事故5,000万 免責3万

※人格権侵害の支払限度額、免責金額は、基本契約(業務危険・施設危険)と同一

＜年間保険料＞

3,460円

加入締切日	保険開始日	加入月数 (ヶ月)	保険料(円)
2月25日(水)	3月15日	11	3,170
3月25日(水)	4月15日	10	2,890
4月27日(月)	5月15日	9	2,600
5月25日(月)	6月15日	8	2,300
6月25日(木)	7月15日	7	2,010
7月27日(月)	8月15日	6	1,740
8月25日(火)	9月15日	5	1,450
9月25日(金)	10月15日	4	1,160
10月26日(月)	11月15日	3	870
11月25日(水)	12月15日	2	580
12月25日(金)	1月15日	1	290

■ 勤務薬剤師・勤務登録販売者契約(1名あたり保険料)

＜補償内容＞

Aタイプ:業務危険1事故1,000万円 期間中3,000万円 免責0

Bタイプ:業務危険1事故3,000万円 期間中9,000万円 免責0

Cタイプ:業務危険1事故1億 期間中3億 免責0

※人格権侵害の支払限度額、免責金額は、基本契約と同一

＜年間保険料＞

Aタイプ:1,260円

Bタイプ:1,420円

Cタイプ:1,610円

加入締切日	保険開始日	加入月数 (ヶ月)	保険料(円)		
			Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
2月25日(水)	3月15日	11	1,160	1,300	1,480
3月25日(水)	4月15日	10	1,050	1,180	1,340
4月27日(月)	5月15日	9	950	1,070	1,210
5月25日(月)	6月15日	8	840	950	1,070
6月25日(木)	7月15日	7	740	830	940
7月27日(月)	8月15日	6	630	710	810
8月25日(火)	9月15日	5	530	590	670
9月25日(金)	10月15日	4	420	470	540
10月26日(月)	11月15日	3	320	360	400
11月25日(水)	12月15日	2	210	240	270
12月25日(金)	1月15日	1	110	120	130

「笑顔」は子供たちの 生きていく「チカラ」



現在、日本では
約20万人の
子どもたちが
難病と
たたかっています。

「そらぶちキッズキャンプ」では、
病気とたたかう子どもたちのために特
別に配慮された常設のキャンプ場を北海
道の大自然の中に創ろうとしています。
病気の子どもたちやその家族が、自然の中
で楽しいときを過ごし、「生きるちから」を
得ることができる場所を提供します。
子供たちの夢のキャンプを実現するた
めには、皆様の支援が必要です。



難病の子どものための診療所付自然体験施設

そらぶちキッズキャンプ

公益財団法人 そらぶちキッズキャンプ



〒079-0461 北海道滝川市江部乙町丸加高原 4264-1
TEL 0125-75-3200 FAX 0125-75-3211

<http://www.solaputi.jp/>

日本チェーンドラッグストア協会



〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第二ビル 4 階
TEL 045-474-1311 FAX 045-474-2569

<http://www.jacds.gr.jp/>

募金に
ご協力
ください



日本チェーンドラッグストア協会はそらぶちキッズキャンプを応援しています

ドラッグストア業界研究レポート報告会

2016年◎後期

●主催:日本チェーンドラッグストア協会

業界
関係者
必見!

「ドラッグストア業界研究会」からの報告

平成28年11月24日(木) 15:15~17:00(予定)
ホテルグランドパレス 2階 ダイヤモンドルーム

晩秋の候 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日本チェーンドラッグストア協会では、永年に渡る業界研究の成果をもとに時々刻々と変化している内外の最新情報を加えた「ドラッグストア業界研究レポート報告会」を春と秋の年2回開催しています。今回は今年6月に開催いたしました大変多くの方にお越しいただき、ご来場の皆様からは絶賛の声をいただきました。

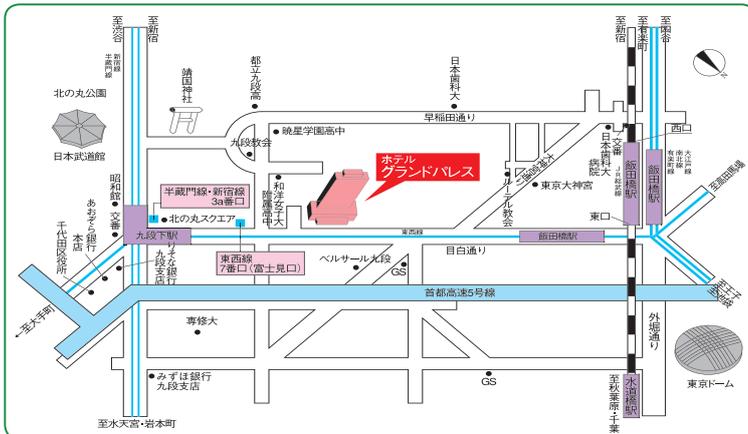
今回も前回に引き続き、ドラッグストア業界の現状と課題を整理し、それに対応するための最新のマーケット情報や経営情報をご提供したいと考えています。特に、協会で行っている次世代ドラッグストアビジョン、関係団体の日本ヘルスケア協会の活動状況、健康寿命延伸に関わる機能性表示食品、スマイルケア食、健康サポート薬局の動向についてなど、JACDSの方針・方向性についての最新情報をご報告いたします。

どうか多くの方にご参加いただき、貴社の事業発展にお役立っていただきたく、ここにご案内申し上げます。

日本チェーンドラッグストア協会 会長 青木 桂生

- 日時:平成28年11月24日(木) 15:15~17:00(予定)
- 会場:ホテルグランドパレス 2階 ダイヤモンドルーム
東京都千代田区飯田橋1-1-1 TEL 03-3264-1111
- 会費:15,000円(お1人様)

※同時開催される「政治連盟主催 特別講演」のチケットと同時購入された場合は「ドラッグストア研究レポート報告会」の会費を5,000円値引きいたします。



ドラッグストア業界や関連企業がさらに発展するための経営情報やマーケット情報を客観的かつ時系列的に把握し、ドラッグストアに関する業界や企業ビジネスに寄与することを目的としています。

今回は以下の内容で、いずれも、これから成長するドラッグストア事業の発展に不可欠な情報となります。

■ドラッグストア業界レポート 2016年後期 テーマ

第1章 ドラッグストアの現状

1. ドラッグストア業界の動き
2. 業界ヘッドライン

第2章 次世代ドラッグストアビジョン

1. 店舗状況(施設・設備・備品)
2. カテゴリー別商品構成・情報提供
3. 運営、運営システム
4. 制度対応、地域対応
5. コンプライアンス・ガバナンス、その他

第3章 日本ヘルスケア協会の活動状況

1. 総論(活動と連携)
2. 各部会・研究会の動向

第4章 数値で見るドラッグストアの状況

1. 経営数値と経営分析
2. ドラッグストア関連市場の動向

第5章 日本チェーンドラッグストア協会の活動報告

1. 2016年7月~2016年11月までの活動
2. 各委員会における主な活動
3. JACDSのその他の活動

第6章 健康寿命延伸関連政策の動向

1. 機能性表示食品制度の動向
2. スマイルケア食制度の動向
3. 健康サポート薬局研修の動向
4. その他

※テーマ内容は変更の可能性がございます

■「ドラッグストア研究レポート(2016年◎後期)」を会場内にてお配りいたします。

- 地下鉄九段下駅
東西線7番口(富士見口)より徒歩1分。
半蔵門線・都営新宿線3a番口より徒歩3分。
- JR・地下鉄飯田橋駅より徒歩7分
総武線・有楽町線・南北線・大江戸線。

●申込み・お問合せ先

日本チェーンドラッグストア協会
神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階(〒222-0033)
TEL.045-474-1311 FAX.045-474-2569

●締切

平成28年11月17日(木)

●お振込先

三井住友銀行 新横浜支店(普通) 1480713 又は、三菱東京UFJ銀行 新横浜支店(普通) 0196944
口座名義:日本チェーンドラッグストア協会 ※ご注意:「政治連盟主催特別講演」とは振込先が異なります。

政治連盟主催 特別講演

●主催：日本チェーンドラッグストア協会政治連盟

「2016～17年にかけての日本の政治を占う」(仮題)

平成28年11月24日(木) 昼食(立食) 12:00～13:00 3階 白樺、鶴、亀の間
ホテルグランドパレス 講演 13:00～15:00(予定) 2階 ダイヤモンドルーム

暮秋の候 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より日本チェーンドラッグストア協会政治連盟の活動にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、安倍内閣では軽減税率を延期し、参議院選挙には勝利はしましたが、財政の立て直しが進んでいません。このままでは高齢化による医療費増加に伴い、社会保険制度は破たんしてしまいます。

私共、ドラッグストア業界ではセルフメディケーションを推進し、機能性表示食品、スマイルケア食やOTC医薬品など、健康、美容、運動、生活にかかわる様々な商品をお客様に使っていただき、市場拡大や社会保険制度維持に寄与していきたいと考えています。

ドラッグストアが信頼されることで全ての商品の売り上げに大きく貢献すると考えています。

それには、制度改正や新しい制度が我々の目指すことに沿った内容にするための主張をしていかなければならず、継続した政治的交渉が必要になります。

その他にもドラッグストア業界に関わる規制や制度改革など多くの課題が山積しており、その解決には今まで以上の政治力が必要となります。

日本チェーンドラッグストア協会政治連盟では積極的なロビー活動を行い、これらの課題解決に向けて邁進して参ります。

ぜひとも、このセミナーに多くのご参加をいただきますよう、心よりお願いを申し上げます。

日本チェーンドラッグストア協会政治連盟
会長 松本 南海雄

「2016～17年にかけての日本の政治を占う」(仮題)

東京新聞・中日新聞論説副主幹、ジャーナリスト
長谷川 幸洋 先生

●はせがわ・ゆきひろ

1953年千葉県生まれ。慶応義塾大学経済学部卒。

77年に中日新聞社入社。東京本社(東京新聞)経済部勤務、ジョンスホブキンス大学高等国際問題研究大学院(SAIS)で国際公共政策修士(MIPP)、ブリュッセル支局長などを経て論説委員、2010年から現職。06～09年に政府税制調査会委員、05～08年に財政制度等審議会臨時委員、12年～13年に大阪府人事監察委員会部会長など。07年から日本記者クラブ企画委員、13年から政府の規制改革会議委員など多数の公職を務める。

著書『日本国の正体 政治家・官僚・メディア…本当の権力者は誰か』(講談社)で09年の山本七平賞受賞。

近著は『2020年新聞は生き残れるか』(講談社)。

趣味はスキー。SAJスキー指導員の資格を持つ。

●テレビ/TOKYO MX(DHCシアター)「ニュース女子」※メインMC、YTV「そこまで言って委員会NP」、EX「朝まで生テレビ!」、BS朝日「激論!クロスファイア」、TOKYO MX「モーニングCROSS」、EX「ピートたけしのTVタックル」、EX「情報満載ライブショー モーニングバード!」、EX「ワイド!スクランブル」、BSスカパー!「Newsザップ」、テレビ愛知「激論コロシアム」ほか多数

●ラジオ/ニッポン放送「ザ・ボイス そこまで言うか!」、J-WAVE「JAM THE WORLD」ほか多数

●著書/「2020年新聞は生き残れるか」(講談社)2013年11月、「政府はこうして国民を騙す」(講談社)2013年1月、「官邸敗北」(講談社)2010年5月、「日本国の正体 政治家・官僚・メディア…本当の権力者は誰か」(講談社)2009年7月、「百年に一度の危機から日本経済を救う会議」(PHP研究所)2009年2月、「官僚との死闘七〇〇日」(講談社)2008年7月 ほか



- 日時：平成28年11月24日(木) 12:00～15:00(予定)
- 会場：ホテルグランドパレス 白樺、鶴、亀の間/ダイヤモンドルーム
東京都千代田区飯田橋1-1-1 TEL 03-3264-1111
- 会費：15,000円(お1人様)

※ 同時開催される「ドラッグストア研究レポート報告会」のチケットと同時購入された場合は「ドラッグストア研究レポート報告会」の会費を5,000円値引きいたします。

※「ドラッグストア業界研究レポート報告会」と同一会場につき、会場案内図は裏面を参照ください。
(注) この催物は、政治資金規正法第8条の2に規定する政治資金パーティーです。

- 申込み・お問合せ先 日本チェーンドラッグストア協会政治連盟
神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル9階(〒222-0033)
TEL.045-474-0097 FAX.045-474-2569
- 締切 平成28年11月17日(木)
- お振込先 三井住友銀行 新横浜支店(普通)0298388 又は、三菱東京UFJ銀行 新横浜支店(普通)0196960
口座名義：日本チェーンドラッグストア協会政治連盟 ※ご注意：「ドラッグストア研究レポート報告会」とは振込先が異なります。

行政からのお知らせ

次ページ以降に各項目の該当資料を掲載しています。

【厚生労働省】

1. **長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」に向けた取組に関する要望書の送付について**
—労働基準局(9月20日)
11月は「過労死等防止啓発月間」とされており、厚生労働省では「過重労働解消キャンペーン」を実施します。周知依頼がありましたので、資料を掲載します。【資料:後頁7ページ分あり】
2. **「一般用医薬品の区分リストについて」の一部変更について**—医薬・生活衛生局(9月21日)
一般用黄体形成ホルモンキット、一般用グルコースキット、一般用総蛋白キット、一般用ヒト絨毛性性腺刺激ホルモンキットが改正になりました。周知のほど、お願いします。【資料:後頁5ページ分あり】
3. **セルフメディケーション税制の適用を受ける際に必要となる証明書類(レシート等)の記載事項について**—医政局(10月4日)
セルフメディケーション税制の適用を受ける際に必要となる証明書類(レシート等)の記載事項について協力をお願いします。法的拘束力のあるものではありませんので、レジスターのシステム変更をせずに、領収書対応でも可能です。必要項目の確認をお願いします。【資料:後頁2ページ分あり】

【経済産業省】

4. **ドラッグストア販売統計月報について**—経済産業省(7月分)
ドラッグストア販売統計月報(確定版)の今年の7月分がアップされていますのでお知らせします。対象となっている企業様には引き続き販売等のデータ提供をよろしくお願い申し上げます。【資料:後頁15ページ分あり】

【農林水産省】

5. **福島県をはじめとする被災地産品の利用、販売のお願いについて**—食料産業局(10月6日)
復興の手助けになります。できる範囲でけっこうですので、ご協力をお願いします。【資料:後頁3ページ分あり】

【内閣官房】

6. **平成29年度大学等卒業・修了予定者(2018年就職予定者の就職・採用活動時期について**
—再チャレンジ担当(10月7日)
今年度に引き続き、広報活動開始は3月1日以降、採用選考活動開始は6月1日以降となりました。周知依頼がありましたので、連絡しました。よろしくお願いします。【資料:後頁3ページ分あり】

【消費者庁】

7. **食品のインターネット販売に関する事業者アンケートの結果について**

—食品表示企画課(9月13日)

会員企業の皆様にもご協力をいただきました事業者アンケート結果については、第8回の「資料1」にとりまとめ、消費者庁ウェブサイトに掲載しております。なお、2ページ目にも記載しておりますが、業態の構成比は今回のアンケートにおけるものであり、市場構成比とは異なる点に御留意ください。ご興味のある会員企業様には以下のURLをクリックしてご覧下さい。

- 食品のインターネット販売における情報提供の在り方懇談会

<<http://www.caa.go.jp/foods/index26.html>>

【資料なし】

【公正取引委員会】

8. 下請取引適正化推進月間の実施について—公正取引委員会、中央企業庁(10月3日)

11月を「下請取引適正化推進月間」とし、下請法の普及・啓発に係る取組を集中的に行います。講習会などもありますので、参加を希望される企業様には資料をご覧下さい。【資料:後頁9ページ分あり】

【島根県】

9. 独立行政法人医薬品医療機器総合機構が実施する健康被害救済制度に関する集中広報の周知について(協力依頼)—健康福祉部(10月11日)

10月17日から12月までの3か月を「健康被害救済制度集中広報期間」として、キャンペーンを行うそうです。のWeb 広告は以下のURLに掲載されています。

<http://www.pmda.go.jp/kenkouhigai_camp/index.html>

【資料:後頁1ページ分あり】

平成 28 年 9 月 20 日

経営者団体の長 殿

厚生労働省労働基準局監督課

長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」に向けた取組に関する要請書の送付について

労働基準行政の運営につきまして、平素より格別の御協力を頂き感謝申し上げます。

平成 26 年 11 月に施行された「過労死等防止対策推進法」において、11 月は「過労死等防止啓発月間」とされています。このため、厚生労働省では、同月間において、過労死等の一つの原因である長時間労働の削減等、過重労働解消にむけた集中的な周知・啓発等の取組を行う「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

つきましては、貴団体におかれましても、過重労働解消キャンペーンの趣旨を御理解いただき、傘下の団体・企業等への周知啓発に御協力いただきますようお願い申し上げます。

【担当者】

厚生労働省労働基準局監督課

特定分野労働条件対策係

宮本、杉山

【連絡先】

03-5253-1111

(内線 5543)

平成 28 年 9 月 20 日

経営者団体の長 殿

長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」 に向けた取組に関する要請書

デフレから完全に脱却し、経済の好循環を回し続けるためにも、長時間労働を是正し、労働の質を高め、生産性を向上させることが非常に重要です。また、少子高齢化で労働力人口の減少が懸念される中で、女性をはじめとするすべての人々が社会で活躍できるよう、安心して働くことができる環境を整備することも重要です。

しかしながら、我が国においては、依然として長時間労働の問題が認められ、年次有給休暇の取得率が低い水準にとどまるなど、長時間労働の削減を始めとした働き方の見直しが求められています。

こうした中、平成 28 年 6 月 2 日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」や「日本再興戦略 2016—第 4 次産業革命に向けて—」において、働き方改革の実行・実現のため長時間労働の是正に向けた取組を強化する旨が盛り込まれました。また、政府全体としても、去る 9 月 2 日に「働き方改革実現推進室」を設置するなど、長時間労働の是正を含めた働き方改革実現に向けた取組を開始しています。

この長時間労働問題については、厚生労働省に私自身を本部長とする「長時間労働削減推進本部」を設置し、

- ① 著しい過重労働や賃金不払残業などを行う企業の撲滅に向けた監督指導の強化
- ② 休暇の取得促進をはじめとした「働き方の見直し」に向けた企業への働きかけの強化

を 2 つの柱として、省を挙げて取り組んでまいりました。特に監督指導に

については、本年4月に、月残業100時間超から80時間超のすべての事業場へ監督対象を拡大するなど、その取組を強化したところです。また、平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法(平成26年法律第100号)」において、11月は過労死等防止啓発月間とされております。そのため、本年も、昨年に引き続き10月を「年次有給休暇取得促進期間」、11月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、長時間労働削減の取組を推進することとしました。

長時間労働の削減や年次有給休暇の取得促進のためには、これまでの働き方を見直し、効率的な働き方を進めていくことが必要です。このため、長時間労働を前提としたこれまでの労働慣行から、早く帰る労働慣行への転換を図るための施策や年次有給休暇を取得しやすい雰囲気醸成するための施策等、各々の企業の実情に応じた取組を行うことが望まれます。具体的には、経営トップによるメッセージの発信、朝型勤務やフレックスタイム制、年次有給休暇の計画的付与制度などの導入、ノー残業デーや年次有給休暇取得奨励日の設定、年次有給休暇取得計画の策定、年次有給休暇取得による連休の実現(「プラスワン休暇」)のほか、ボランティア休暇をはじめとする、働く方々の実情に応じた特別な休暇制度の導入等が挙げられます。

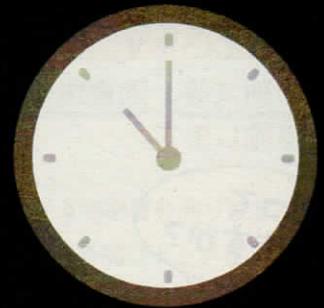
これまでも貴団体からは、傘下団体・企業等への働き方改革や夏の生活スタイル変革に関する周知啓発に関し格別の御協力を賜ってきたところではありますが、改めてこの取組の趣旨を御理解いただき、傘下団体・企業等に対します周知啓発に向けた御協力の程、何とぞよろしくお願い申し上げます。

厚生労働大臣

遠崎恭久

～トップが決意を持って、長時間労働の削減に向けた取組を推進しましょう。～

11月は「過重労働解消キャンペーン」期間です。



働き過ぎではありませんか？



あなたは一日の中でどのくらい仕事をしていますか？
効率の良い仕事をする環境がありますか？
健康なからだ、適切な労働時間、健全な労働環境。
この機会に一度、見直してみませんか？

無料

過重労働等に関する相談はこちら
「過重労働解消相談ダイヤル」



なくしましょう 長い 残業
0120-794-713

11月6日(日) 9:00～17:00

専用WEBサイト

過重労働解消キャンペーン

検索



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



11月は「過重労働解消」

平成26年11月に施行された「**過労死等防止対策推進法**」において、11月は「**過労死等防止啓発月間**」とされています。このため、厚生労働省では、同月間において、過労死等の一つの要因である長時間労働の削減等、過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行う「**過重労働解消キャンペーン**」を実施します。

知っていますか？

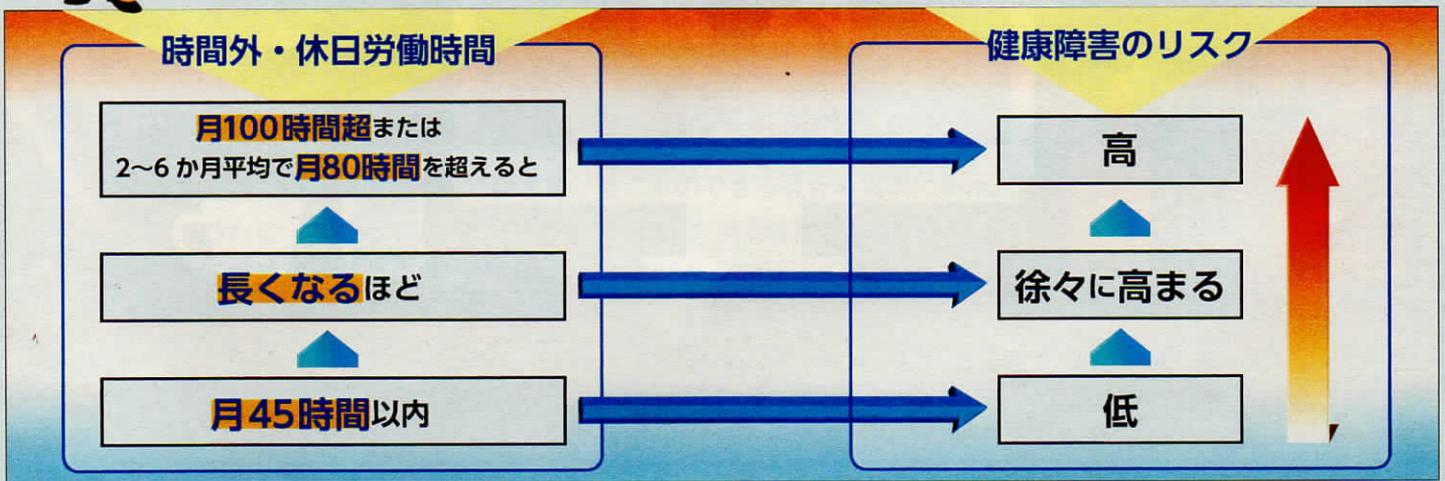


労働時間等の現状

労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は近年低下傾向であるものの、いまだ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患等に係る労災支給決定件数についても依然として高い水準で推移するなど、過重労働による健康障害も多い状況にあるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところです。

過重労働と健康障害の関連性

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。具体的には、時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。



(上の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。)

厚生労働省では、過重労働解消キャンペーン期間中に、次の取組を行います。

- 1 労使の主体的な取組を促します。**
使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発などの実施についての協力要請を行います。
- 2 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します。**
都道府県労働局長が管内の主要な企業の本社等を訪問し、当該企業の長時間労働削減に向けた積極的な取組事例を収集・紹介します。
- 3 重点監督を実施します。**
 - ①長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等、
 - ②離職率が極端に高い等、若者の「使い捨て」が疑われる企業等への監督指導を行います。
- 4 電話相談を実施します。**
「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、過重労働をはじめとした労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に対応します。

実施日時：平成28年11月6日(日) 9:00～17:00 **0120-794-713**

フリーダイヤル なくしましよる 長い残業

キャンペーン」期間です。

過重労働による健康障害等を防止するためにも、労働時間を適正に把握^{※1}し、次の措置を講じましょう。

過重労働による健康障害を防止するために^{※2}

- ①時間外・休日労働時間を削減しましょう。
 - 36協定（時間外労働・休日労働に関する協定）で定める延長時間は、限度基準^{※3}に適合したものとする必要があります。
 - 特別条項付き協定^{※4}により月45時間を超える時間外労働が可能な場合にも、実際の時間外労働は月45時間以下とするよう努めましょう。
 - 休日労働についても削減に努めましょう。
- ②年次有給休暇の取得を促進しましょう。
 - 年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくり、計画的付与制度の活用などにより、年次有給休暇の取得促進を図りましょう。
- ③労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。
 - 健康管理体制を整備するとともに、健康診断を実施しましょう。
 - 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。

賃金不払残業を解消するために^{※5}

- ①職場風土を改革しましょう。
- ②適正に労働時間の管理を行うためのシステムを整備しましょう。
- ③労働時間を適正に把握するための責任体制を明確化しチェック体制を整備しましょう。

※1 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」（平成13年4月、厚生労働省）

※2 「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」（平成18年3月、厚生労働省）

※3 「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」（平成10年労働省告示第154号）

※4 臨時的に限度時間を超えて時間外労働を行わなければならない特別の事情が予想される場合に、特別条項付き協定を結べば、1年の半分を超えない範囲で、限度時間を超える時間を延長時間とすることができます。

※5 「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」（平成15年5月、厚生労働省）

これらについて、あなたの職場で守られているか疑問のある方は

平成28年11月6日(日) フリーダイヤル 休日電話相談▶ なくしよう **0120-794-713** 長い残業 にご相談ください。

以下の窓口でも労働相談や情報提供を受け付けています。

都道府県労働局または労働基準監督署（開庁時間 平日 8:30～17:15）

フリーダイヤル 労働条件相談ホットライン **0120-811-610**（月・火・木・金 17:00～22:00、土・日 10:00～17:00）

労働基準関係情報メール窓口（情報提供）

労働基準 メール窓口

検索

企業における自主的な過重労働防止対策を推進します。

業の労務担当責任者などを対象に、9月から11月にかけて、全都道府県で計60回、「過重労働解消のためのセミナー」（委託事業）を実施します。

専用ホームページ】 <http://partner.lec-jp.com/ti/overwork/>



毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。



過労死等防止対策推進法では、国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるため、毎年11月を「**過労死等防止啓発月間**」と定めています。

国民一人ひとりが自身にも関わることとして過労死とその防止に対する理解を深めて「**過労死ゼロ**」の社会を実現しましょう。

※「過労死等」とは、業務における過重な負荷による脳・心臓疾患や業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする死亡やこれらの疾患のことです。

過重労働解消キャンペーンのほか、「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します。

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死とその防止について考えるシンポジウムを、過労死等防止啓発月間を中心とした期間に開催します。

また、過労死等防止啓発のためのパンフレットの配布や新聞、インターネットなど各種媒体を活用した周知・啓発を行います。

■ 過労死等防止対策推進シンポジウム

全国42都道府県において計43回開催します。開催会場によって開催日時やプログラムは異なりますので、詳細は専用ホームページで御確認ください。

【開催地】

北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	茨城県	栃木県	群馬県
埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県
長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県
奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	愛媛県
福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県			

【専用フリーダイヤル】 0120-976-344

【専用ホームページ】 <https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>



事 務 連 絡
平成 28 年 9 月 21 日

日本チェーンドラッグストア協会御中

厚生労働省医薬・生活衛生局安全対策課

「一般用医薬品の区分リストについて」の一部変更について

標記について、別添のとおり各都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部（局）長あてに通知したのでお知らせします。



薬生安発 0921 第1号
平成 28 年 9 月 21 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局安全対策課長
(公 印 省 略)

「一般用医薬品の区分リストについて」の一部改正について

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第36条の7第1項第1号及び第2号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品の一部を改正する件」（平成28年厚生労働省告示第345号。以下「改正告示」という。）が平成28年9月21日に告示され、下記のとおり適用されます。

これに伴い、「一般用医薬品の区分リストについて」（平成19年3月30日付け薬食安発第0330007号厚生労働省医薬食品局安全対策課長通知）について、別添1のとおり改正し、別添2のとおり今回の改正を反映させた区分リストを作成しましたので、貴管下関係業者、団体等に対する周知方よろしくお願いします。

記

1. 改正告示の反映

改正箇所	改正の概要
一般用黄体形成ホルモンキット	第一類医薬品に指定することに伴い、別紙1（第一類医薬品）に一般用黄体形成ホルモンキットを追加する。
一般用グルコースキット	一般用黄体形成ホルモンキットを第一類医薬品に指定することに伴い、既に第二類医薬品として承認されている体外診断用医薬品を別紙2（第二類医薬品）に規定するとともに、その他所要の改正を行う。
一般用総蛋白キット	
一般用ヒト絨毛性性腺刺激ホルモンキット	

2. 改正告示の適用日

告示日（平成28年9月21日）

別添 1

「一般用医薬品の区分リストについて」の一部改正について 新旧対照表

改正後	改正前
<p>別紙 1 第一類医薬品 (1) ~ (4) (略) <u>(5) 下記に掲げる体外診断用医薬品</u> <u>一般用黄体形成ホルモンキット</u></p>	<p>別紙 1 第一類医薬品 (1) ~ (4) (略) (新設)</p>
<p>別紙 2 第二類医薬品 (1) ~ (2) (略) (削る) <u>(3) ~ (4) (略)</u> (5) (4) に示した第二類医薬品のうち 下記に掲げるもの、その水和物及びそれ らの塩類を有効成分として含有する製剤 については、特に注意を要する医薬品 (指 定第二類医薬品) として指定されている。 ただし、医薬品、医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律 第 36 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号の規 定に基づき厚生労働大臣が指定する第一 類医薬品及び第二類医薬品 (平成 19 年厚 生労働省告示第 69 号) 別表第 2 に掲げる 漢方処方製剤は除く。 (略) <u>(6) 下記に掲げる体外診断用医薬品</u> <u>1 一般用グルコースキット</u> <u>2 一般用総蛋白キット</u> <u>一般用ヒト絨毛性性腺刺激ホル</u> <u>3 モンキット</u></p>	<p>別紙 2 第二類医薬品 (1) ~ (2) (略) <u>(3) 体外診断用医薬品</u> <u>(4) ~ (5) (略)</u> (6) (5) に示した第二類医薬品のうち 下記に掲げるもの、その水和物及びそれ らの塩類を有効成分として含有する製剤 については、特に注意を要する医薬品 (指 定第二類医薬品) として指定されている。 ただし、医薬品、医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律 第 36 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号の規 定に基づき厚生労働大臣が指定する第一 類医薬品及び第二類医薬品 (平成 19 年厚 生労働省告示第 69 号) 別表第 2 に掲げる 漢方処方製剤は除く。 (略) (新設)</p>

下線：変更箇所

別紙 1

平成 28. 9. 21 最終改正

第一類医薬品

- (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 14 条の 4 第 1 項第 2 号に規定する厚生労働大臣が指示する医薬品であって、同号に規定する厚生労働大臣が指示する期間に 1 年を加えた期間を経過していないもの
- (2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 14 条第 8 項第 1 号に該当するものとして承認され、同法第 79 条第 1 項の規定に基づき、製造販売の承認の条件として当該承認を受けた者に対し製造販売後の安全性に関する調査を実施する義務が課せられている医薬品（その製造販売の承認のあった日後調査期間を経過しているものを除く。）と有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が同一性を有すると認められる医薬品であって、調査義務が課せられている医薬品のうち、調査期間に 1 年を加えた期間を経過していないもの
- (3) 専らねずみ、はえ、蚊、のみその他これらに類する生物の防除のために使用されることが目的とされる医薬品のうち、人の身体に直接使用されることのないもの（毒薬又は劇薬に限る。）
- (4) 下表の「告示名」欄に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤

	告示名	別名等
1	アシクロビル	
2	アミノフィリン	
3	イソコナゾール	硝酸イソコナゾール
4	オキシコナゾール。ただし、膣カンジダ治療薬に限る。	硝酸オキシコナゾール、オキシコナゾール硝酸塩
5	クロトリマゾール。ただし、膣カンジダ治療薬に限る。	
6	ジェチルスチルベストロール	
7	ジクロルボス。ただし、プラスチック板に吸着させた殺虫剤（ジクロルボス 5%以下を含有するものを除く。）に限る。	
8	シメチジン	
9	ストリキニーネ	硝酸ストリキニーネ
10	テオフィリン	
11	テストステロン	
12	テストステロンプロピオン酸エステル	プロピオン酸テストステロン

13	トラネキサム酸。ただし、しみ（肝斑に限る。）改善薬に限る。	
14	ニコチン。ただし、貼付剤に限る。	
15	ニザチジン	
16	ビダラビン	
17	ファモチジン	
18	ミコナゾール。ただし、膣カンジダ治療薬に限る。	ミコナゾール硝酸塩
19	ミノキシジル	
20	メチルテストステロン	
21	ヨヒンビン	塩酸ヨヒンビン
22	ラニチジン	塩酸ラニチジン
23	ロキサチジン酢酸エステル	塩酸ロキサチジンアセテート
24	ロキソプロフェン	ロキソプロフェンナトリウム水和物

注) 「告示名」欄中の有効成分は、その塩類及びそれらの水和物を含めた形で表記したものであること。また、特に記載がない限り、それらの光学異性体、立体異性体及び構造異性体を含む表記であること。

(5) 下記に掲げる体外診断用医薬品

一般用黄体形成ホルモンキット

事務連絡
平成28年10月4日

各位

厚生労働省医政局経済課

セルフメディケーション税制の適用を受ける際に必要となる
証明書類（レシート等）の記載事項について

平成29年1月1日よりセルフメディケーション税制の運用が始まることに伴い、スイッチOTC医薬品を取り扱う各店舗におかれましては、確定申告の際、本税制の適用に係る証明書類であるレシート等について、購入品目が本税制対象品目であることがわかるよう、下記の点について御留意いただく必要があります。

貴会におかれましては、傘下企業様等あて周知いただくとともに、本税制の円滑な運用に向けて今後とも御理解、御協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 証明書類には、①商品名、②金額、③当該商品がセルフメディケーション税制対象商品である旨、④販売店名、⑤購入日が明記されていることが必要です。
2. 1の③当該商品がセルフメディケーション税制対象商品である旨の明記について、キャッシュレジスターが発行するレシートで対応する場合は、ア又はイのとおりとすることが必要です。

- ア. 商品名の前にマーク（例えば「★」）を付すとともに、当該マークが付いている商品がセルフメディケーション税制対象商品である旨（例えば「★印はセルフメディケーション税制対象商品」）をレシートに記載
- イ. 対象商品のみ合計額を分けて記載

3. 1の①～⑤の事項が明記されているのであれば、キャッシュレジスターが発行するレシートであるか、手書きの領収書であるか等を問いません。

商業動態統計月報

Monthly Report on the Current Survey of Commerce

平成 2 8 年 7 月 分

July, 2016

経済産業省 大臣官房 調査統計グループ

Research and Statistics Department
Minister's Secretariat
Ministry of Economy, Trade and Industry

商業動態統計調査 -利用上の注意-

本月報の内容は、商業動態統計調査（以下、「本調査」という。）の結果によるもので、その概要は次のとおりである。

1. 調査の目的

全国の商業を営む事業所及び企業の販売活動などの動向を明らかにすることを目的としている。

2. 根拠法規

本調査は、統計法に基づく基幹統計調査として、商業動態統計調査規則(昭和28年通商産業省令第17号)に基づいて実施している。

3. 調査の範囲

日本標準産業分類「大分類I-卸売業, 小売業」(平成25年10月改定)のうち代理商, 仲立業を除く全国の事業所(企業)である。

4. 調査の方法及び経路

本調査は、経済産業省から委任を受けた都道府県が調査員を通じて対象事業所に調査票の記入を依頼し、回収する。ただし、百貨店・スーパー、コンビニエンスストア、家電大型専門店、ドラッグストア及びホームセンターの企業本部については、経済産業省が直接企業又は対象事業所に調査票の記入を依頼し、回収する。

5. 調査期日

調査期日は、毎月末日現在である。

なお、商品手持額は、四半期(3月、6月、9月及び12月)末日現在である。

6. 標本設計

本調査は、平成24年経済センサス-活動調査の対象事業所を母集団とし、標本理論に基づいて抽出された事業所を対象として平成27年7月分から実施している。標本は、下記のとおり個別標本と地域標本の2種類から構成されている。なお、標本の抽出に当たっては、業種別に目標精度が5%以下(卸売業は8%以下)(標準誤差率表示)となるように設計されている。

(1) 個別標本

①個別標本は全ての卸売事業所、自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所及び従業者20人以上の小売事業所(百貨店・スーパーを含む)を対象としている。なお、企業調査の対象企業傘下の事業所については、標本設計の対象から除外している。

②業種別、従業者規模別に標本抽出枠(以下「セル」という)を設定し、セルごとに標本数を決定している。

(2) 地域標本

①地域標本は調査区(143調査区)を指定し、その調査区内の従業者19人以下の小売事業所(自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所を除く)を対象としている。

②調査区の抽出は平成24年経済センサス-活動調査の調査区を母集団とし、層別(4層)に抽出を行っている。

7. 調査票の種類及び対象

調査票の種類は、甲票、乙票、丙票及び丁1～4票の7種類に区分される。

(1) 甲票の対象範囲

従業者100人以上の各種商品卸売事業所及び従業者200人以上の卸売事業所で、経済産業大臣が指定する事業所。

(2) 乙票の対象範囲

① 甲票の対象を除いた卸売事業所、自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所及び従業者20人以上の小売事業所のうち、丙票対象及び丁1～4票対象企業傘下事業所を除いた小売事業所で経済産業大臣が指定する事業所。

② 経済産業大臣が指定する調査区内に所在する従業者19人以下の小売事業所(自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所及び丁1～4票対象企業傘下事業所を除く)。

(3) 丙票の対象範囲

従業者50人以上の小売事業所のうち、百貨店及びスーパー(11.(3)参照)に該当する、経済産業大臣が指定する事業所。

(4) 丁1票の対象範囲

一定規模以上のコンビニエンスストア(日本標準産業分類 細分類5891)のチェーン企業本部で、経済産業大臣が指定する企業。

(5) 丁2票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類5931-電気機械器具小売業(中古品を除く)又は細分類5932-電気事務機械器具小売業(中古品を除く)に属する事業所(売場面積500㎡以上の家電大型専門店)を10店舗以上有する企業で、経済産業大臣が指定する企業。

(6) 丁3票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類6031-ドラッグストアに属する事業所を50店舗以上有する企業もしくはドラッグストアの年間販売額が100億円以上の企業で、経済産業大臣が指定する企業。

(7) 丁4票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類6091-ホームセンターに属する事業所を10店舗以上有する企業もしくはホームセンターの年間販売額が200億円以上の企業で、経済産業大臣が指定する企業。

本統計表で用いている商品分類は、以下のとおりである。

商品分類等	内 容 例 示
AV家電	テレビ・プロジェクタ（CRT、液晶、PDP）、ビデオディスク、BD・DVD（再生専用、録画再生機）、BS・CS機器、ステレオ、スピーカ、AV編集機器、ラジオ・ポータブルオーディオ、GPSナビゲーション、ヘッドホン、マイクロホン、AV接続機器、電子楽器、VTR、携帯オーディオ機器、ホームオーディオ機器、メディアクリーナなど
情報家電	パソコン・パソコン周辺機器（デスクトップ型・ノート型パソコン、タブレット端末、モニタ、プリンタ等）、ゲーム関連機器、電子手帳・辞書、コピー・シュレッダーなど
通信家電	移動体通信機器（携帯電話機、パーソナル無線、データ通信カード・端末）、電話機・FAXなど
カメラ類	ビデオカメラ・デジキ、デジタルスチルカメラ（コンパクト型、一眼レフ）、カメラアクセサリ、交換レンズなど
生活家電	家事・調理家電（洗濯機・衣類乾燥機、ふとん乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、炊飯器、電子レンジ、オープンレンジ、食器洗い機・乾燥機、電磁調理器、クッキングヒーター、ホームベーカリー、トースター、電子炊飯ジャー、ジャーポット、電気ケトル、コンロ・ガステーブル、電気プレート・鍋、ジューサー・ミキサー類、コーヒーマーカー、もちつき機、精米機、家庭用ゴミ処理機、浄水器・カートリッジ、アイロン・ズボンプレスサ、クリーナ、スチーム・高圧洗浄クリーナ、掃除機等） 理美容・健康関連（シェーバー、ドライヤー・ヘアサロン、フェイスケア器具、ボディケア器具、散髪器具、電動歯ブラシ、電気測定器具（電子血圧計、電子体温計、電子歩数計等）、フィットネス機器、電気マッサージ器具・治療器、吸入器等） 空調・季節家電（エアコン、冷風機・冷風扇、扇風機、換気扇、空気清浄機・除湿機・加湿器、石油暖房器具、温水ルームヒータ、電気温風機・電気ストーブ、家具調こたつ、電気カーペット、電気掛・敷毛布等）
その他	温水洗浄便座、24時間風呂、モニタ付ドアホン、火災警報器、照明器具、電池、管球、配線器具、自然冷媒ヒートポンプ給湯器など

(6) 第6部 ドラッグストア販売

本統計表は、丁3票（7. (6)参照）について集計した表である。

①本統計表で用いている商品分類は、以下のとおりである。

商品分類等	内 容 例 示
調剤医薬品	医師の処方箋に基づき調剤する医療用医薬品・漢方薬・生薬
OTC医薬品	医薬品（医師の処方箋によるものを除く）、漢方薬（医師の処方箋によるものを除く）、生薬（医師の処方箋によるものを除く）など 風邪薬、胃腸薬、目薬、皮膚治療薬、湿布薬、滋養強壮剤（医薬品）など
ヘルスケア用品 （衛生用品）・介 護・ベビー	ヘルスケア（脱脂綿、ほう帯、ガーゼ類、サポータ、マスク、体温計、紙おむつ、殺虫剤（農業用、産業用は除く）、コンタクトレンズ洗浄剤・保存液、衛生用品等） 介護（大人用紙オムツ、尿取りパット、介護用品、ステッキ、介護食等） ベビー（育児用ミルク、ベビーフード、ベビー飲料、紙オムツ、授乳用品等）
健康食品	健康食品、サプリメント、ダイエット食品等
ビューティー ケア（化粧品・ 小物）	化粧品（口紅、ファンデーション、化粧水、フレグランス、男性化粧品、浴用化粧品等） ビューティーケア小物（化粧品雑貨、化粧用ブラシ、コットン・スポンジ、つけまつげ、つけ爪、あぶらとり、ヘアブラシ等）
トイレタリー	歯みがき、歯ブラシ、シャンプー、リンス、ボディシャンプー、ヘアカラー、入浴剤、ハンドソープ、石けん（化粧、洗顔、浴用、薬用のもの）など
家庭用品・日用 消耗品・ペット 用品	家庭用品（バス・トイレ・キッチン用品、ファブリック、なべ、かま、キッチン用刃物、食器、卓上用品、清掃用品、包装用品、保安防災、避難用具等） 日用消耗品（住まいの洗剤、防虫剤、トイレトーパー、芳香剤、食器洗剤、ティッシュペーパー等） ペット・ペット用品（愛玩用・鑑賞用（動物、魚類、鳥類、爬虫類等）、愛玩用・鑑賞用飼料（ペットフード）、鑑賞魚用水槽、鳥かご、ペット用小屋（犬小屋、巣箱等）、ペット用装飾品（首輪、衣服等）、ペット用医薬品、ペット用シャンプー、ペット用リード、ペット用シーツ、ペット用キャリーケース等）
食品	菓子類、米、飲料、日配品、加工品、酒類、冷凍食品など
その他	上記以外の衣料品、履物、カバン・袋物、書籍、文具・玩具など

②リンク係数表については、付表参照のこと。

5. 家電大型専門店販売額の動向

平成28年7月の家電大型専門店販売額は4202億円、前年同月比で見ると1.6%の増加となった。商品別にみると、通信家電が同14.6%の増加、AV家電が同8.1%の増加、生活家電が同2.0%の増加となった。

一方、カメラ類が同▲15.8%の減少、情報家電が同▲2.1%の減少、その他が同▲1.5%の減少となった。

(単位:億円、店、%)

合計	AV 家電	情報 家電	通信 家電	カメラ類	生活 家電	その他	店舗数
4,202	514	672	276	158	2,179	402	2,446
1.6	8.1	▲2.1	14.6	▲15.8	2.0	▲1.5	1.5

6. ドラッグストア販売額の動向

平成28年7月のドラッグストア販売額は4985億円、前年同月比で見ると5.9%の増加となった。

商品別にみると、食品が同9.4%の増加、その他が同8.3%の増加、家庭用品・日用消耗品・ペット用品が同6.8%の増加、トイレタリーが同5.5%の増加、ビューティケア（化粧品・小物）が同5.5%の増加、OTC医薬品が同5.2%の増加、ヘルスケア用品（衛生用品）・介護・ベビーが同1.1%の増加、調剤医薬品が同1.0%の増加となった。

一方、健康食品が同▲0.3%の減少となった。

(単位:億円、店、%)

合計	調剤 医薬品	OTC 医薬品	ヘルスケア 用品(衛生 用品)・介 護・ベビー	健康 食品	ビューティ ケア(化粧 品・小物)	トイレ タリー	家庭用品・ 日用消耗 品・ペット 用品	食 品	その他	店舗数
4,985	311	714	331	173	775	508	773	1,286	113	13,815
5.9	1.0	5.2	1.1	▲0.3	5.5	5.5	6.8	9.4	8.3	3.5

7. ホームセンター販売額の動向

平成28年7月のホームセンター販売額は2935億円、前年同月比で見ると3.7%の増加となった。

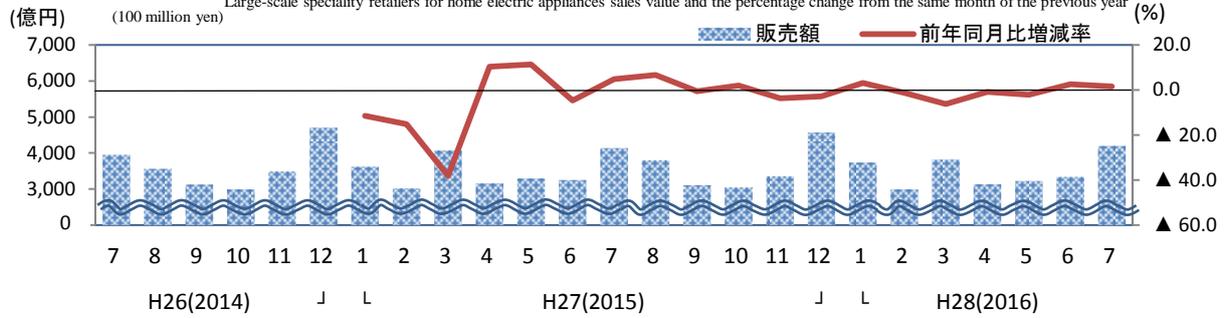
商品別にみると、園芸・エクステリアが同8.0%の増加、オフィス・カルチャーが同5.6%の増加、ペット・ペット用品が同5.2%の増加、カー用品・アウトドアが同4.7%の増加、DIY用具・素材が同3.7%の増加、家庭用品・日用品が同3.2%の増加、インテリアが同2.6%の増加、その他が同0.1%の増加となった。

一方、電気が同▲1.3%の減少となった。

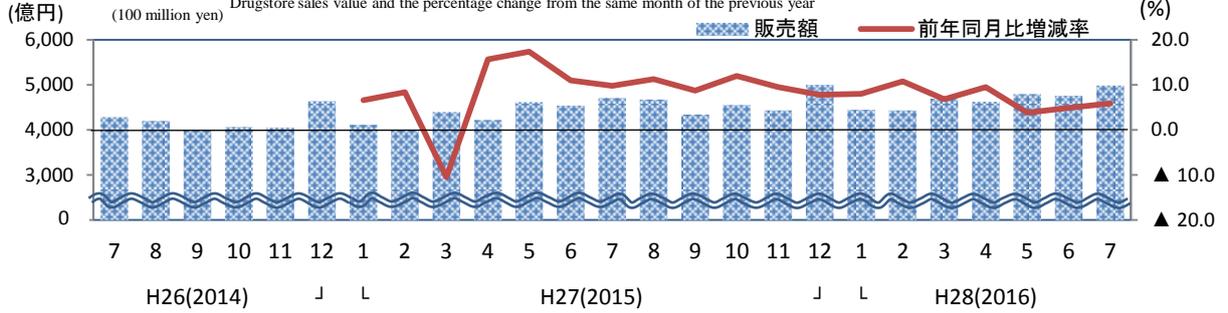
(単位:億円、店、%)

合計	DIY用具 ・素材	電 気	インテリア	家庭用品 ・ 日用品	園 芸・ エクステ リア	ペット・ ペット用 品	カー用 品・アウ トドア	オフィス ・カル チャー	その他	店舗数
2,935	596	191	234	682	428	229	182	135	258	4,242
3.7	3.7	▲1.3	2.6	3.2	8.0	5.2	4.7	5.6	0.1	1.8

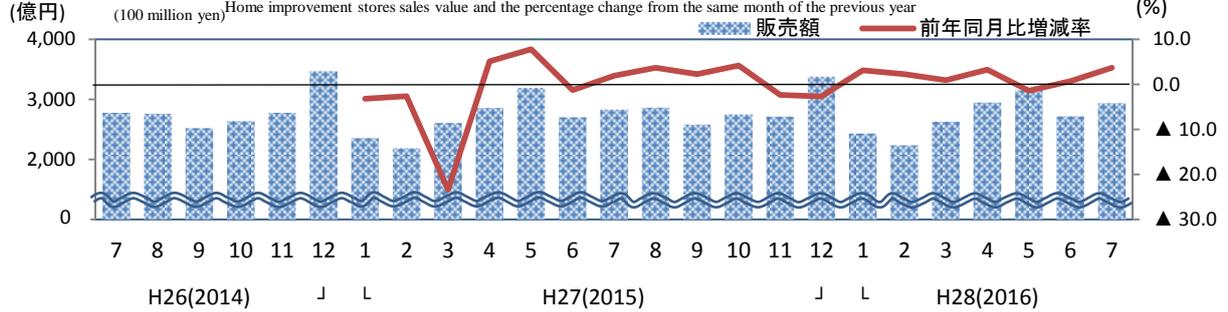
家電大型専門店販売額・前年同月比増減率の推移



ドラッグストア販売額・前年同月比増減率の推移



ホームセンター販売額・前年同月比増減率の推移



家電大型専門店、ドラッグストア、ホームセンター販売額、前年(度、同期、同月)比増減率及び店舗数

Large-scale specialty retailers for home electric appliances, Drugstore and Home improvement stores sales value and the percentage change from the same month/term of the previous year and number of establishments

(単位:億円、店、%) (100 million yen)

年月	家電大型専門店 Large-scale specialty retailers for home electric appliances			ドラッグストア Drugstore			ホームセンター Home improvement stores			Year and month
	販売額	前年比	店舗数(店)	販売額	前年比	店舗数(店)	販売額	前年比	店舗数(店)	
	Sales value	(%)	establishments	Sales value	(%)	establishments	Sales value	(%)	establishments	
平成 25 年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C.Y. 2013
26	45,311	-	2,443	49,375	-	13,069	33,452	-	4,124	2014
27	42,467	▲6.3	2,432	53,609	6.4	13,547	33,012	▲1.3	4,209	2015
平成 25 年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y. 2013
26	41,781	-	2,446	49,423	-	13,157	32,517	-	4,139	2014
27	42,288	1.2	2,430	54,670	9.0	13,638	33,158	2.0	4,217	2015
平成 27 年 4~6月	9,711	5.2	2,412	13,381	12.4	13,288	8,750	3.9	4,154	Q2 2015
7~9	11,050	3.8	2,417	13,726	7.8	13,402	8,272	2.6	4,170	Q3 2015
10~12	10,983	▲1.8	2,432	13,982	7.5	13,547	8,841	▲0.5	4,209	Q4 2015
平成 28 年 1~3月	10,544	▲1.7	2,430	13,582	8.5	13,638	7,295	2.0	4,217	Q1 2016
4~6	9,697	▲0.1	2,441	14,182	6.0	13,775	8,816	0.8	4,234	Q2 2016
平成 27 年 5月	3,293	11.3	2,451	4,619	15.1	13,282	3,193	7.8	4,153	May 2015
6	3,252	▲4.6	2,412	4,540	8.8	13,288	2,702	▲1.3	4,154	Jun. 2015
7	4,135	4.8	2,411	4,709	7.6	13,353	2,831	1.9	4,168	Jul. 2015
8	3,804	6.7	2,414	4,675	9.1	13,372	2,862	3.7	4,167	Aug. 2015
9	3,111	▲0.6	2,417	4,342	6.5	13,402	2,579	2.3	4,170	Sep. 2015
10	3,050	2.0	2,427	4,551	9.7	13,461	2,749	4.2	4,179	Oct. 2015
11	3,358	▲3.7	2,430	4,432	7.3	13,510	2,716	▲2.3	4,197	Nov. 2015
12	4,575	▲2.8	2,432	5,000	5.7	13,547	3,376	▲2.7	4,209	Dec. 2015
平成 28 年 1月	3,737	3.2	2,427	4,447	8.0	13,582	2,431	3.1	4,207	Jan. 2016
2	2,989	▲1.2	2,429	4,436	10.8	13,604	2,234	2.3	4,203	Feb. 2016
3	3,818	▲6.3	2,430	4,698	6.8	13,638	2,630	0.9	4,217	Mar. 2016
4	3,137	▲0.9	2,435	4,625	9.5	13,714	2,949	3.3	4,233	Apr. 2016
5	3,224	▲2.1	2,433	4,794	3.8	13,750	3,148	▲1.4	4,230	May 2016
6	3,336	2.6	2,441	4,763	4.9	13,775	2,719	0.7	4,234	Jun. 2016
7	4,202	1.6	2,446	4,985	5.9	13,815	2,935	3.7	4,242	Jul. 2016

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。
Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

第6部 ドラッグストア販売

Part6 Drugstore sales value

第1表 商品別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table1 Sales value by goods and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年月	商品販売額 Sales of goods	調剤医薬品 Dispensing pharmaceutical products	OTC医薬品 Over the counter medical products	ヘルスケア用品(衛生用品)・介護・ベビー Health care (sanitary goods), nursing care, and baby products	健康食品 Health foods	ビューティケア(化粧品・小物) Beauty care (cosmetic products and goods)	トイレタリー Toiletry goods	家庭用品・日用消耗品・ペット用品 Household utensils, daily necessities, pet products	食品 Food	その他 Others	店舗数(店) Number of establishments	Year and Month
平成25年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C.Y. 2013
26	4,937,496	345,127	736,637	356,282	164,669	726,156	511,691	769,489	1,206,513	120,932	13,069	2014
27	5,360,899	364,366	791,064	388,937	190,617	811,167	535,639	813,831	1,339,365	125,913	13,547	2015
平成25年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y. 2013
26	4,942,326	348,874	735,340	355,660	163,453	723,102	500,564	769,228	1,227,941	118,164	13,157	2014
27	5,467,027	376,166	804,497	396,420	193,033	825,168	543,935	826,861	1,373,254	127,693	13,638	2015
平成27年 4~6月	1,338,082	90,287	194,328	95,728	48,189	204,920	134,204	204,127	334,934	31,365	13,288	Q2 2015
7~9	1,372,589	89,748	200,242	95,546	50,396	210,034	138,447	211,043	345,935	31,198	13,402	Q3
10~12	1,398,196	96,189	206,136	102,283	48,057	211,788	139,743	213,837	346,173	33,990	13,547	Q4
平成28年 1~3月	1,358,160	99,942	203,791	102,863	46,391	198,426	131,541	197,854	346,212	31,140	13,638	Q1 2016
4~6	1,418,175	92,421	202,828	98,011	48,625	213,985	142,307	217,304	369,922	32,772	13,775	Q2
平成27年 5月	461,910	30,193	67,302	33,022	16,355	70,544	46,576	70,980	116,087	10,851	13,282	May 2015
6	453,959	30,503	65,500	32,318	16,819	69,198	45,450	70,169	113,493	10,509	13,288	Jun.
7	470,861	30,816	67,932	32,747	17,300	73,509	48,184	72,366	117,603	10,404	13,353	Jul.
8	467,480	29,593	68,196	32,204	17,305	71,878	46,974	71,685	118,797	10,848	13,372	Aug.
9	434,248	29,339	64,114	30,595	15,791	64,647	43,289	66,992	109,535	9,946	13,402	Sep.
10	455,060	31,315	67,850	32,652	16,190	68,994	45,691	68,436	113,316	10,616	13,461	Oct.
11	443,178	30,887	65,106	32,963	15,373	65,498	44,503	67,201	110,940	10,707	13,510	Nov.
12	499,958	33,987	73,180	36,668	16,494	77,296	49,549	78,200	121,917	12,667	13,547	Dec.
平成28年 1月	444,727	30,776	65,772	33,618	15,339	66,154	43,679	66,361	112,225	10,803	13,582	Jan. 2016
2	443,629	33,348	65,958	34,441	15,418	62,846	42,835	64,118	114,743	9,922	13,604	Feb.
3	469,804	35,818	72,061	34,804	15,634	69,426	45,027	67,375	119,244	10,415	13,638	Mar.
4	462,507	32,389	66,664	32,602	15,648	69,817	45,406	68,828	120,584	10,569	13,714	Apr.
5	479,382	29,464	68,741	33,066	16,377	72,180	48,662	74,263	125,384	11,245	13,750	May
6	476,286	30,568	67,423	32,343	16,600	71,988	48,239	74,213	123,954	10,958	13,775	Jun.
7	498,468	31,111	71,437	33,109	17,256	77,530	50,829	77,281	128,648	11,267	13,815	Jul.
平成25年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C.Y. 2013
26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2014
27	6.4	6.6	4.7	6.3	6.6	8.9	2.6	5.3	8.8	0.4	3.7	2015
平成25年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y. 2013
26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2014
27	9.0	8.6	7.3	9.3	11.1	12.0	7.1	7.1	10.2	5.1	3.7	2015
平成27年 4~6月	12.4	8.4	10.6	14.7	16.9	17.5	10.7	11.5	11.9	8.5	3.6	Q2 2015
7~9	7.8	4.5	6.3	7.4	12.8	12.4	5.7	5.0	9.1	4.7	3.5	Q3
10~12	7.5	7.9	5.6	7.6	9.7	10.8	5.4	5.4	9.1	1.7	3.7	Q4
平成28年 1~3月	8.5	13.4	7.1	7.8	5.5	7.6	6.7	7.0	10.9	6.1	3.7	Q1 2016
4~6	6.0	2.4	4.4	2.4	0.9	4.4	6.0	6.5	10.4	4.5	3.7	Q2
平成27年 5月	15.1	8.9	13.1	17.5	18.0	21.0	14.3	16.0	13.6	11.1	3.6	May 2015
6	8.8	8.5	8.3	11.6	15.6	12.8	6.2	5.5	8.9	3.7	3.6	Jun.
7	7.6	4.3	6.3	7.9	13.0	12.2	6.3	4.6	8.3	7.3	3.6	Jul.
8	9.1	5.2	7.5	7.7	15.6	14.8	6.5	6.2	10.9	3.1	3.5	Aug.
9	6.5	4.2	5.1	6.6	9.7	10.2	4.2	4.0	8.1	3.8	3.5	Sep.
10	9.7	8.6	10.1	11.2	12.9	14.5	7.9	7.3	9.5	1.1	3.7	Oct.
11	7.3	9.6	4.6	8.5	9.3	9.4	4.7	5.2	9.4	2.3	3.7	Nov.
12	5.7	5.8	2.7	3.9	7.2	8.7	3.8	3.9	8.3	1.6	3.7	Dec.
平成28年 1月	8.0	9.2	3.3	3.5	7.7	9.7	8.5	7.8	11.5	4.6	3.9	Jan. 2016
2	10.8	15.4	11.3	12.3	8.7	8.3	8.5	8.4	12.8	9.3	3.8	Feb.
3	6.8	15.2	6.9	7.9	0.5	5.0	3.5	5.1	8.4	4.7	3.7	Mar.
4	9.5	9.5	8.4	7.3	4.2	7.1	7.7	9.3	14.5	5.6	3.7	Apr.
5	3.8	▲2.4	2.1	0.1	0.1	2.3	4.5	4.6	8.0	3.6	3.5	May
6	4.9	0.2	2.9	0.1	▲1.3	4.0	6.1	5.8	9.2	4.3	3.7	Jun.
7	5.9	1.0	5.2	1.1	▲0.3	5.5	5.5	6.8	9.4	8.3	3.5	Jul.

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。
Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	北海道 Hokkaido		青森 Aomori		岩手 Iwate		宮城 Miyagi		秋田 Akita		山形 Yamagata		Year and Month
	店舗数 Establishments												
平成 25年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C.Y. 2013
26	209,770	587	40,073	111	56,279	160	85,711	236	28,308	91	33,286	99	2014
27	223,651	616	43,523	127	63,359	170	103,311	240	31,120	98	40,680	104	2015
平成 25年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y. 2013
26	210,738	584	40,073	113	57,539	163	88,903	239	28,586	91	34,844	100	2014
27	229,820	621	44,565	128	63,531	168	103,105	243	31,988	99	40,652	107	2015
平成 27年 4~6月	53,693	590	10,729	118	15,488	166	25,053	240	7,700	93	9,980	101	Q2 2015
7~9	59,044	606	11,444	123	16,543	169	26,805	242	8,219	96	10,552	104	Q3
10~12	58,487	616	11,382	127	16,045	170	25,752	240	8,106	98	10,034	104	Q4
平成 28年 1~3月	58,596	621	11,010	128	15,455	168	25,495	243	7,963	99	10,086	107	Q1 2016
4~6	58,612	629	11,931	133	16,255	170	26,503	247	8,597	103	10,892	109	Q2
平成 27年 5月	17,742	590	3,543	114	5,271	166	8,609	241	2,555	93	3,387	101	May 2015
6	18,890	590	3,734	118	5,223	166	8,616	240	2,678	93	3,432	101	Jun.
7	19,583	597	3,845	119	5,574	167	8,913	242	2,709	91	3,546	103	Jul.
8	20,361	602	4,015	121	5,787	167	9,156	241	2,895	94	3,663	103	Aug.
9	19,100	606	3,584	123	5,182	169	8,736	242	2,615	96	3,343	104	Sep.
10	19,161	611	3,759	125	5,239	170	8,456	240	2,654	97	3,283	104	Oct.
11	19,198	615	3,683	126	5,160	170	8,391	240	2,621	97	3,384	105	Nov.
12	20,128	616	3,940	127	5,646	170	8,905	240	2,831	98	3,367	104	Dec.
平成 28年 1月	20,455	616	3,827	127	5,289	168	8,757	240	2,772	98	3,471	104	Jan. 2016
2	19,613	619	3,497	127	4,991	168	8,270	241	2,588	98	3,324	105	Feb.
3	18,528	621	3,686	128	5,175	168	8,468	243	2,603	99	3,291	107	Mar.
4	19,223	623	3,869	129	5,295	168	8,713	248	2,788	101	3,550	108	Apr.
5	19,028	624	3,972	132	5,416	169	8,745	248	2,844	103	3,575	110	May
6	20,361	629	4,090	133	5,544	170	9,045	247	2,965	103	3,767	109	Jun.
7	20,710	635	4,175	136	5,732	170	9,290	248	3,021	103	3,794	109	Jul.
平成 25年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C.Y. 2013
26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2014
27	6.9	5.5	8.6	14.4	5.4	6.3	4.4	2.1	9.9	7.7	5.6	5.1	2015
平成 25年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y. 2013
26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2014
27	9.3	6.3	11.2	13.3	5.2	3.1	4.5	1.7	11.9	8.8	5.0	7.0	2015
平成 27年 4~6月	5.1	3.3	12.7	9.3	8.8	7.8	7.7	2.6	12.6	2.2	8.5	6.3	Q2 2015
7~9	9.4	4.7	11.6	10.8	7.3	7.6	8.1	3.9	10.5	7.9	8.4	8.3	Q3
10~12	10.6	5.5	10.1	14.4	3.7	6.3	3.3	2.1	12.3	7.7	3.6	5.1	Q4
平成 28年 1~3月	11.8	6.3	10.5	13.3	1.1	3.1	▲0.8	1.7	12.2	8.8	▲0.3	7.0	Q1 2016
4~6	9.2	6.6	11.2	12.7	5.0	2.4	5.8	2.9	11.6	10.8	9.1	7.9	Q2
平成 27年 5月	17.0	3.5	16.8	5.6	13.9	8.5	15.8	3.4	19.2	2.2	20.1	6.3	May 2015
6	9.2	3.3	13.4	9.3	5.5	7.8	8.0	2.6	12.5	2.2	10.5	6.3	Jun.
7	8.0	4.6	13.5	9.2	7.5	7.7	6.8	3.0	9.9	0.0	10.1	7.3	Jul.
8	11.0	5.1	12.2	12.0	7.0	7.1	8.0	3.0	12.4	5.6	9.6	7.3	Aug.
9	9.3	4.7	9.0	10.8	7.3	7.6	9.6	3.9	9.2	7.9	5.6	8.3	Sep.
10	11.1	5.7	10.4	11.6	4.2	8.3	3.9	3.0	13.7	9.0	3.2	4.0	Oct.
11	10.8	5.7	12.0	13.5	3.4	6.9	3.4	3.0	10.1	6.6	4.5	5.0	Nov.
12	10.0	5.5	8.2	14.4	3.6	6.3	2.7	2.1	13.2	7.7	3.1	5.1	Dec.
平成 28年 1月	8.1	5.5	11.6	14.4	8.2	5.0	8.0	2.1	9.7	7.7	8.2	5.1	Jan. 2016
2	13.9	6.5	9.9	12.4	1.5	3.7	0.1	1.7	14.6	7.7	0.8	6.1	Feb.
3	13.8	6.3	9.8	13.3	▲5.6	3.1	▲9.3	1.7	12.7	8.8	▲8.8	7.0	Mar.
4	12.7	5.8	12.1	14.2	6.0	2.4	11.3	3.8	13.0	9.8	12.3	6.9	Apr.
5	7.2	5.8	12.1	15.8	2.8	1.8	1.6	2.9	11.3	10.8	5.6	8.9	May
6	7.8	6.6	9.5	12.7	6.1	2.4	5.0	2.9	10.7	10.8	9.8	7.9	Jun.
7	5.8	6.4	8.6	14.3	2.8	1.8	4.2	2.5	11.5	13.2	7.0	5.8	Jul.

Sales value (million yen) ・ Number of establishments

Percentage change from the same month/term of the previous year (%)

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	福島 Fukushima		茨城 Ibaraki		栃木 Tochigi		群馬 Gunma		埼玉 Saitama		千葉 Chiba		東京 Tokyo	
	店舗数 Establishments													
平成 25年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26	59,218	144	140,068	313	103,733	180	90,456	235	324,756	901	230,788	659	514,041	1,449
27	75,209	155	146,294	324	102,348	200	102,000	273	338,126	935	266,785	698	589,413	1,483
平成 25年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26	62,458	148	138,246	319	100,506	185	91,786	262	320,456	918	232,203	678	519,803	1,459
27	75,092	161	149,617	326	105,791	202	104,238	268	344,165	937	274,103	700	603,678	1,485
平成 27年 4～6月	18,301	149	36,475	316	25,398	189	25,272	265	84,662	921	66,042	685	148,605	1,472
7～9	19,405	154	38,836	326	27,436	198	26,426	265	85,649	924	69,072	690	150,068	1,486
10～12	18,648	155	37,196	324	26,491	200	26,445	273	88,984	935	70,356	698	154,218	1,483
平成 28年 1～3月	18,738	161	37,110	326	26,466	202	26,095	268	84,870	937	68,633	700	150,787	1,485
4～6	19,500	162	38,300	326	27,366	202	27,038	269	87,447	939	70,317	705	155,049	1,505
平成 27年 5月	6,334	148	13,002	317	9,285	187	9,005	264	29,666	922	22,971	686	50,878	1,470
6	6,337	149	12,821	316	9,082	189	8,748	265	28,784	921	22,560	685	50,060	1,472
7	6,493	151	12,999	329	9,358	198	8,983	265	29,755	915	23,767	690	52,230	1,488
8	6,808	154	13,698	327	9,627	197	9,205	266	28,635	918	23,388	685	50,165	1,485
9	6,104	154	12,139	326	8,451	198	8,238	265	27,259	924	21,917	690	47,673	1,486
10	6,139	155	12,281	324	8,673	198	8,472	268	28,973	929	22,663	690	50,306	1,486
11	6,125	155	11,993	323	8,506	198	8,472	269	28,219	937	22,663	695	48,717	1,490
12	6,384	155	12,922	324	9,312	200	9,501	273	31,792	935	25,030	698	55,195	1,483
平成 28年 1月	6,415	157	12,501	324	8,820	200	8,720	269	27,271	935	22,327	695	48,304	1,491
2	6,183	158	12,249	326	8,760	201	8,582	269	27,653	935	22,570	698	49,180	1,484
3	6,140	161	12,360	326	8,886	202	8,793	268	29,946	937	23,736	700	53,303	1,485
4	6,332	160	12,324	327	8,926	202	8,825	267	28,283	935	22,800	704	50,835	1,497
5	6,441	161	12,900	326	9,200	203	9,056	267	29,982	939	23,895	704	52,492	1,499
6	6,727	162	13,076	326	9,240	202	9,157	269	29,182	939	23,622	705	51,722	1,505
7	6,867	163	13,513	326	9,466	200	9,345	269	30,733	941	24,757	707	54,064	1,506
前年(度・同期・同月)比増減率 (%)														
平成 25年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
27	3.7	8.4	2.9	2.9	2.7	7.0	7.6	5.4	5.6	2.5	5.7	3.7	8.8	1.8
平成 25年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
27	3.9	8.8	7.0	2.2	8.6	9.2	9.7	2.3	8.6	2.1	10.4	3.2	11.7	1.8
平成 27年 4～6月	6.7	7.2	8.4	2.6	7.2	5.0	12.0	4.7	13.5	2.2	13.0	4.7	17.0	1.5
7～9	6.9	9.2	7.5	4.8	9.0	8.2	9.2	1.9	6.6	1.2	9.1	4.2	11.2	2.2
10～12	3.1	8.4	2.7	2.9	3.8	7.0	8.3	5.4	6.9	2.5	8.1	3.7	8.7	1.8
平成 28年 1～3月	▲0.6	8.8	9.8	2.2	15.0	9.2	9.4	2.3	7.7	2.1	11.9	3.2	10.4	1.8
4～6	6.6	8.7	5.0	3.2	7.7	6.9	7.0	1.5	3.3	2.0	6.5	2.9	4.3	2.2
平成 27年 5月	15.6	6.5	13.6	2.9	13.2	3.9	17.9	5.6	14.2	2.1	14.2	4.9	17.8	1.7
6	8.8	7.2	8.2	2.6	9.1	5.0	10.5	4.7	11.4	2.2	9.0	4.7	13.1	1.5
7	7.7	7.9	6.0	6.1	9.8	9.4	9.1	4.3	7.6	1.0	9.2	4.9	11.1	2.7
8	9.7	9.2	11.6	5.5	13.3	7.7	13.3	4.7	6.9	0.5	9.9	3.5	12.4	2.3
9	3.1	9.2	4.8	4.8	3.5	8.2	5.0	1.9	5.1	1.2	8.1	4.2	10.0	2.2
10	4.4	9.9	4.1	2.5	3.9	7.0	8.9	3.5	9.7	2.2	9.7	3.6	13.0	2.1
11	2.5	8.4	3.0	2.5	3.0	7.0	8.3	3.5	8.1	2.7	10.2	4.2	8.8	2.5
12	2.5	8.4	1.2	2.9	4.3	7.0	7.7	5.4	3.5	2.5	4.8	3.7	4.9	1.8
平成 28年 1月	10.1	9.8	7.9	2.5	8.3	7.0	9.5	3.5	6.2	2.6	11.0	3.0	10.3	2.1
2	1.9	9.0	19.9	2.5	29.9	9.2	14.7	2.3	12.1	2.4	17.8	3.1	14.1	1.6
3	▲11.7	8.8	3.2	2.2	9.2	9.2	4.5	2.3	5.2	2.1	7.7	3.2	7.4	1.8
4	12.5	8.1	15.7	2.8	27.0	8.6	17.4	1.1	7.9	1.3	11.2	3.4	6.6	2.0
5	1.7	8.8	▲0.8	2.8	▲0.9	8.6	0.6	1.1	1.1	1.8	4.0	2.6	3.2	2.0
6	6.2	8.7	2.0	3.2	1.7	6.9	4.7	1.5	1.4	2.0	4.7	2.9	3.3	2.2
7	5.8	7.9	4.0	▲0.9	1.2	1.0	4.0	1.5	3.3	2.8	4.2	2.5	3.5	1.2

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

神奈川 Kanagawa		新潟 Niigata		富山 Toyama		石川 Ishikawa		福井 Fukui		山梨 Yamanashi		長野 Nagano		Year and Month	
店舗数 Establishments															
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C.Y.	2013
386,247	896	87,014	262	56,534	154	62,800	148	42,309	101	41,534	118	61,923	190		2014
406,054	912	90,697	269	60,477	153	66,839	148	46,009	100	42,584	130	63,376	201		2015
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y.	2013
384,905	895	85,594	262	56,743	155	63,801	151	43,413	99	40,926	119	60,888	193		2014
413,327	921	93,174	269	62,255	152	67,880	148	45,900	101	43,634	131	65,024	200		2015
101,528	906	22,331	264	14,625	150	16,354	150	11,357	99	10,557	117	15,440	202	Q2	2015
102,375	904	23,785	266	15,915	152	17,119	150	10,937	99	10,907	117	16,470	201	Q3	
106,576	912	23,970	269	16,036	153	17,223	148	11,118	100	11,297	130	16,580	201	Q4	
102,848	921	23,088	269	15,679	152	17,184	148	12,488	101	10,873	131	16,534	200	Q1	2016
106,252	932	24,179	271	16,460	152	17,449	146	11,719	103	11,401	129	16,722	203	Q2	
35,275	911	7,721	264	5,050	154	5,608	150	3,680	100	3,655	118	5,400	201	May	2015
34,411	906	7,602	264	4,914	150	5,440	150	3,544	99	3,584	117	5,237	202	Jun.	
35,460	905	8,025	266	5,287	152	5,652	149	3,575	99	3,748	117	5,615	201	Jul.	
34,383	902	8,366	269	5,673	152	6,088	152	3,863	99	3,698	118	5,708	201	Aug.	
32,532	904	7,394	266	4,955	152	5,379	150	3,499	99	3,461	117	5,147	201	Sep.	
34,660	908	7,577	265	5,076	152	5,433	149	3,516	100	3,724	131	5,214	199	Oct.	
33,801	906	7,580	269	5,215	153	5,624	148	3,611	100	3,571	130	5,364	200	Nov.	
38,115	912	8,813	269	5,745	153	6,166	148	3,991	100	4,002	130	6,002	201	Dec.	
33,337	912	7,662	271	5,218	154	5,778	152	4,265	100	3,568	130	5,397	200	Jan.	2016
33,793	920	7,517	271	5,148	153	5,671	148	4,164	100	3,560	130	5,430	200	Feb.	
35,718	921	7,909	269	5,313	152	5,735	148	4,059	101	3,745	131	5,707	200	Mar.	
34,727	933	7,824	269	5,491	153	5,894	149	4,130	102	3,795	131	5,496	202	Apr.	
36,288	933	8,131	271	5,354	153	5,635	146	3,704	102	3,859	129	5,625	202	May	
35,237	932	8,224	271	5,615	152	5,920	146	3,885	103	3,747	129	5,601	203	Jun.	
37,090	937	8,533	272	5,640	153	5,846	147	3,776	104	3,970	129	5,905	203	Jul.	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C.Y.	2013
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		2014
4.6	1.9	5.4	2.7	7.4	0.0	6.8	0.7	8.7	▲1.0	4.5	10.2	5.0	5.8		2015
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y.	2013
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		2014
7.0	2.9	9.7	2.7	10.1	▲1.9	6.6	▲2.0	5.7	2.0	8.2	10.1	8.9	3.6		2015
10.5	3.0	13.4	6.0	5.2	▲3.2	6.1	4.2	17.2	▲2.0	9.1	▲1.7	9.7	8.0	Q2	2015
5.0	2.0	7.5	4.3	10.4	▲1.9	6.9	2.0	5.2	▲2.0	4.5	▲0.8	8.2	7.5	Q3	
5.0	1.9	6.6	2.7	11.8	0.0	7.1	0.7	3.7	▲1.0	8.7	10.2	6.8	5.8	Q4	
7.6	2.9	12.0	2.7	12.8	▲1.9	6.4	▲2.0	▲0.9	2.0	10.7	10.1	11.1	3.6	Q1	2016
4.7	2.9	8.3	2.7	12.5	1.3	6.7	▲2.7	3.2	4.0	8.0	10.3	8.3	0.5	Q2	
12.4	4.1	18.0	6.0	12.4	0.0	16.4	4.9	20.4	▲1.0	12.7	▲0.8	12.1	8.6	May	2015
7.1	3.0	5.9	6.0	0.0	▲3.2	0.1	4.2	4.1	▲2.0	5.3	▲1.7	8.2	8.0	Jun.	
5.3	1.9	7.9	5.6	10.4	▲2.6	7.7	2.8	6.0	▲2.0	4.4	▲1.7	8.5	6.3	Jul.	
6.3	1.7	8.6	5.5	13.0	▲2.6	9.3	4.1	5.9	▲2.0	4.6	0.0	9.6	6.9	Aug.	
3.4	2.0	6.0	4.3	7.6	▲1.9	3.4	2.0	3.5	▲2.0	4.5	▲0.8	6.3	7.5	Sep.	
7.8	2.1	5.0	3.1	11.6	▲1.9	6.4	1.4	3.4	▲1.0	11.0	11.0	5.8	5.3	Oct.	
4.7	1.3	5.3	3.5	10.7	▲1.3	8.0	0.7	3.7	▲1.0	8.2	11.1	7.6	5.8	Nov.	
3.0	1.9	9.3	2.7	12.9	0.0	6.8	0.7	3.9	▲1.0	7.1	10.2	6.9	5.8	Dec.	
6.3	2.2	12.5	3.8	10.2	0.7	7.4	3.4	2.4	▲1.0	7.5	10.2	10.3	5.3	Jan.	2016
11.8	3.4	14.6	3.4	12.3	0.0	3.8	0.7	▲4.1	1.0	15.3	10.2	16.2	3.6	Feb.	
5.1	2.9	9.2	2.7	16.0	▲1.9	8.2	▲2.0	▲0.7	2.0	9.7	10.1	7.2	3.6	Mar.	
9.1	3.4	11.6	2.3	17.8	0.0	11.1	▲2.0	▲0.1	3.0	14.4	11.0	14.4	1.5	Apr.	
2.9	2.4	5.3	2.7	6.0	▲0.6	0.5	▲2.7	0.7	2.0	5.6	9.3	4.2	0.5	May	
2.4	2.9	8.2	2.7	14.3	1.3	8.8	▲2.7	9.6	4.0	4.5	10.3	7.0	0.5	Jun.	
4.6	3.5	6.3	2.3	6.7	0.7	3.4	▲1.3	5.6	5.1	5.9	10.3	5.2	1.0	Jul.	

Sales value (million yen) ・ Number of establishments

Percentage change from the same month/term of the previous year (%)

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	岐阜		静岡		愛知		三重		滋賀		京都		大阪	
	Gifu		Shizuoka		Aichi		Mie		Shiga		Kyoto		Osaka	
	店舗数													
	Establishments													
平成 25年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26	103,526	269	208,517	448	313,940	764	56,941	183	51,331	153	77,575	251	297,221	835
27	107,196	289	217,203	449	326,162	785	60,318	197	55,377	162	82,962	251	344,383	826
平成 25年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26	102,613	275	205,090	448	306,706	764	55,586	182	51,301	155	77,981	247	306,404	803
27	108,974	294	221,081	445	332,587	790	62,051	198	56,536	164	85,048	253	354,588	842
平成 27年 4~6月	27,317	279	53,800	449	82,787	770	15,257	187	13,669	155	21,060	251	86,956	812
7~9	26,163	281	55,348	445	82,596	777	15,153	191	14,306	159	20,940	250	87,438	817
10~12	27,083	289	57,188	449	84,721	785	15,724	197	14,478	162	22,019	251	91,126	826
平成 28年 1~3月	28,411	294	54,745	445	82,483	790	15,917	198	14,083	164	21,029	253	89,068	842
4~6	28,233	300	56,450	449	86,873	796	16,676	197	14,763	165	22,284	255	94,742	847
平成 27年 5月	9,389	280	18,625	449	28,609	770	5,305	187	4,719	156	7,170	249	29,312	810
6	9,059	279	18,205	449	27,878	770	5,141	187	4,483	155	7,133	251	29,151	812
7	8,972	282	19,143	450	28,855	769	5,240	189	4,935	157	7,341	251	30,417	814
8	8,927	281	18,983	448	27,859	775	5,224	190	4,978	159	6,967	251	29,171	816
9	8,264	281	17,222	445	25,882	777	4,689	191	4,393	159	6,632	250	27,850	817
10	8,633	284	18,528	446	27,806	777	5,066	193	4,716	161	7,209	251	29,873	822
11	8,635	288	17,997	447	26,364	783	4,891	194	4,552	162	6,875	251	28,662	823
12	9,815	289	20,663	449	30,551	785	5,767	197	5,210	162	7,935	251	32,591	826
平成 28年 1月	9,184	292	17,999	447	26,278	785	5,088	197	4,504	162	6,682	252	28,214	832
2	9,383	293	17,828	447	26,797	791	5,207	197	4,583	163	6,907	254	29,467	834
3	9,844	294	18,918	445	29,408	790	5,622	198	4,996	164	7,440	253	31,387	842
4	9,512	297	18,383	447	28,474	794	5,408	197	4,768	165	7,228	251	31,920	849
5	9,362	299	19,152	448	29,289	795	5,654	198	4,998	165	7,605	256	31,499	842
6	9,359	300	18,915	449	29,110	796	5,614	197	4,997	165	7,451	255	31,323	847
7	9,601	303	20,218	448	30,741	798	5,761	195	5,339	168	8,155	257	32,812	847
前年(度・同期・同月)比増減率(%)														
平成 25年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
27	3.5	7.4	4.2	0.2	4.1	3.2	6.3	8.2	7.9	5.9	9.0	2.9	14.8	2.6
平成 25年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
27	6.2	6.9	7.8	▲0.7	8.6	3.4	11.9	8.8	10.2	5.8	10.7	2.4	14.9	4.9
平成 27年 4~6月	15.2	6.9	9.7	3.2	12.6	2.7	16.3	5.1	14.0	5.4	15.4	6.8	19.6	3.2
7~9	0.9	5.6	4.4	0.2	6.5	2.0	8.3	6.1	8.8	6.7	6.2	5.5	13.4	3.0
10~12	2.9	7.4	9.6	0.2	7.2	3.2	11.3	8.2	9.4	5.9	10.4	2.9	14.1	2.6
平成 28年 1~3月	6.7	6.9	7.6	▲0.7	8.4	3.4	12.2	8.8	9.0	5.8	11.0	2.4	12.9	4.9
4~6	3.4	7.5	4.9	0.0	4.9	3.4	9.3	5.3	8.0	6.5	5.8	1.6	9.0	4.3
平成 27年 5月	16.4	8.1	9.4	3.0	15.4	2.9	19.2	5.1	18.0	8.3	15.9	6.4	21.9	3.2
6	8.7	6.9	4.5	3.2	7.3	2.7	11.6	5.1	7.4	5.4	11.3	6.8	15.3	3.2
7	1.1	7.2	3.5	2.0	6.5	2.3	7.6	5.0	8.0	5.4	7.3	6.4	13.8	3.2
8	2.4	6.0	3.9	1.4	8.0	2.8	11.1	5.6	12.6	5.3	6.0	5.9	13.3	3.4
9	▲1.0	5.6	6.1	0.2	4.8	2.0	6.0	6.1	5.6	6.7	5.3	5.5	13.0	3.0
10	2.7	6.8	10.5	0.2	11.4	2.6	13.7	6.6	13.9	9.5	14.6	4.6	19.8	3.1
11	2.7	7.9	7.5	0.2	6.5	2.9	10.5	6.6	6.8	8.0	10.2	4.6	13.2	2.7
12	3.2	7.4	10.6	0.2	4.3	3.2	9.9	8.2	7.8	5.9	7.0	2.9	10.2	2.6
平成 28年 1月	1.9	8.6	7.9	0.7	4.3	3.4	9.2	8.2	9.4	5.9	11.4	2.9	14.5	3.6
2	9.2	7.7	10.0	0.0	10.7	3.9	13.5	7.7	5.0	4.5	12.5	3.7	11.8	4.0
3	9.1	6.9	5.2	▲0.7	10.3	3.4	13.9	8.8	12.5	5.8	9.4	2.4	12.6	4.9
4	7.2	7.2	8.3	▲0.2	8.3	3.7	12.4	5.9	6.7	6.5	7.0	1.2	12.0	4.9
5	▲0.3	6.8	2.8	▲0.2	2.4	3.2	6.6	5.9	5.9	5.8	6.1	2.8	7.5	4.0
6	3.3	7.5	3.9	0.0	4.4	3.4	9.2	5.3	11.5	6.5	4.5	1.6	7.5	4.3
7	7.0	7.4	5.6	▲0.4	6.5	3.8	9.9	3.2	8.2	7.0	11.1	2.4	7.9	4.1

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

兵庫 Hyogo		奈良 Nara		和歌山 Wakayama		鳥取 Tottori		島根 Shimane		岡山 Okayama		広島 Hiroshima		Year and Month			
店舗数 Establishments																	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C.Y.	2013	Sales value (million yen) ・ Number of establishments	
190,022	543	31,258	101	14,276	69	16,054	50	24,391	53	62,124	152	88,434	245		2014		
207,877	553	32,558	101	16,290	71	18,083	55	26,005	59	65,676	151	95,771	252		2015		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y.	2013		
193,125	542	31,333	95	14,419	69	16,119	51	24,383	55	62,234	149	88,750	243		2014		
209,882	554	32,965	100	16,674	70	18,773	56	26,508	60	66,387	154	97,080	254		2015		
51,680	548	8,065	97	4,250	69	4,496	52	6,671	55	16,650	150	23,840	248	Q2	2015		
53,289	554	8,212	98	3,965	69	4,567	54	6,531	56	16,294	150	23,740	249	Q3			
53,874	553	8,553	101	4,170	71	5,004	55	6,778	59	17,147	151	25,536	252	Q4			
51,039	554	8,135	100	4,289	70	4,706	56	6,528	60	16,296	154	23,964	254	Q1	2016		
53,843	557	8,690	100	4,619	72	5,186	58	7,100	62	17,688	158	25,256	264	Q2			
17,683	547	2,739	96	1,457	69	1,563	52	2,329	55	5,776	151	8,331	246	May	2015		
17,344	548	2,736	97	1,432	69	1,514	52	2,207	55	5,616	150	8,035	248	Jun.			
18,344	549	2,838	97	1,359	69	1,547	52	2,259	55	5,619	150	8,573	249	Jul.			
18,323	548	2,784	98	1,333	69	1,510	52	2,217	55	5,616	150	7,809	249	Aug.			
16,622	554	2,590	98	1,273	69	1,510	54	2,055	56	5,059	150	7,358	249	Sep.			
17,461	552	2,732	99	1,364	70	1,671	55	2,311	58	5,333	149	8,315	250	Oct.			
16,907	551	2,631	99	1,338	70	1,518	55	2,047	59	5,553	151	7,730	251	Nov.			
19,506	553	3,190	101	1,468	71	1,815	55	2,420	59	6,261	151	9,491	252	Dec.			
16,560	552	2,637	101	1,424	70	1,487	55	2,052	60	5,240	152	7,536	253	Jan.	2016		
16,713	556	2,653	99	1,378	70	1,513	55	2,094	60	5,358	154	7,604	254	Feb.			
17,766	554	2,845	100	1,487	70	1,706	56	2,382	60	5,698	154	8,824	254	Mar.			
17,572	557	2,827	102	1,493	71	1,650	56	2,261	61	5,702	156	8,060	259	Apr.			
18,447	560	2,985	100	1,575	72	1,787	58	2,481	62	6,067	159	8,678	262	May			
17,824	557	2,878	100	1,551	72	1,749	58	2,358	62	5,919	158	8,518	264	Jun.			
19,296	557	3,117	100	1,573	72	1,969	60	2,659	62	6,051	159	9,384	264	Jul.			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C.Y.	2013		Percentage change from the same month/term of the previous year (%)
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		2014		
7.8	2.4	8.5	6.3	14.1	2.9	12.6	10.0	6.6	11.3	6.5	0.7	9.2	4.1		2015		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y.	2013		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		2014		
7.5	2.2	8.5	5.3	15.6	1.4	16.5	9.8	8.7	9.1	7.3	3.4	10.0	4.5		2015		
11.0	2.2	12.4	4.3	29.8	4.5	17.5	13.0	16.9	5.8	15.2	1.4	23.3	2.5	Q2	2015		
7.4	3.4	7.2	6.5	13.9	3.0	12.3	17.4	4.0	5.7	4.8	0.0	8.2	2.5	Q3			
7.5	2.4	9.4	6.3	11.0	2.9	18.8	10.0	6.4	11.3	5.2	0.7	5.1	4.1	Q4			
4.1	2.2	5.3	5.3	9.8	1.4	17.2	9.8	8.3	9.1	4.6	3.4	5.8	4.5	Q1	2016		
4.2	1.6	7.7	3.1	8.7	4.3	15.3	11.5	6.4	12.7	6.2	5.3	5.9	6.5	Q2			
13.6	2.1	16.0	3.2	31.4	4.5	17.9	13.0	14.9	7.8	16.5	2.0	24.1	1.7	May	2015		
5.2	2.2	8.2	4.3	23.2	4.5	8.8	13.0	9.0	5.8	10.2	1.4	15.7	2.5	Jun.			
7.1	2.6	8.7	4.3	15.2	4.5	8.3	13.0	3.6	5.8	4.8	0.7	9.9	2.9	Jul.			
10.5	2.2	8.3	5.4	11.6	4.5	10.5	13.0	6.0	3.8	7.1	0.7	9.2	2.5	Aug.			
4.4	3.4	4.5	6.5	14.9	3.0	18.7	17.4	2.4	5.7	2.3	0.0	5.3	2.5	Sep.			
11.2	2.6	12.8	6.5	16.4	2.9	28.7	17.0	12.8	9.4	6.2	▲1.3	6.5	2.5	Oct.			
6.1	2.4	6.0	5.3	12.2	2.9	12.6	12.2	3.5	11.3	5.1	0.7	3.8	3.7	Nov.			
5.6	2.4	9.5	6.3	5.5	2.9	16.0	10.0	3.2	11.3	4.4	0.7	5.1	4.1	Dec.			
4.7	2.8	7.4	6.3	9.5	1.4	12.6	7.8	4.1	13.2	2.5	1.3	4.2	4.5	Jan.	2016		
1.5	3.3	0.7	4.2	10.1	2.9	18.9	7.8	10.9	11.1	7.1	3.4	8.3	5.0	Feb.			
6.0	2.2	7.8	5.3	10.0	1.4	19.9	9.8	10.1	9.1	4.2	3.4	5.0	4.5	Mar.			
5.5	2.0	9.2	6.3	9.7	2.9	16.3	9.8	5.9	10.9	8.4	4.0	7.8	6.1	Apr.			
4.3	2.4	9.0	4.2	8.1	4.3	14.3	11.5	6.5	12.7	5.0	5.3	4.2	6.5	May			
2.8	1.6	5.2	3.1	8.3	4.3	15.5	11.5	6.8	12.7	5.4	5.3	6.0	6.5	Jun.			
5.2	1.5	9.8	3.1	15.7	4.3	27.3	15.4	17.7	12.7	7.7	6.0	9.5	6.0	Jul.			

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	山口 Yamaguchi		徳島 Tokushima		香川 Kagawa		愛媛 Ehime		高知 Kochi		福岡 Fukuoka		佐賀 Saga	
	店舗数 Establishments													
平成 25年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26	57,153	151	28,200	65	35,375	100	66,583	192	21,203	62	207,543	596	33,324	70
27	62,964	168	30,107	66	37,445	104	71,107	198	23,724	67	225,637	614	36,784	75
平成 25年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26	57,314	158	28,375	66	35,219	99	66,334	192	21,271	63	208,343	597	33,609	71
27	64,405	171	30,000	67	38,113	102	72,536	197	24,404	66	227,554	616	36,527	80
平成 27年 4～6月	15,636	161	7,657	66	9,417	100	18,143	194	5,921	64	56,601	606	9,495	72
7～9	16,109	163	7,604	66	9,614	102	18,170	196	6,127	64	57,706	606	9,372	74
10～12	16,772	168	7,562	66	9,805	104	18,563	198	6,297	67	58,320	614	9,298	75
平成 28年 1～3月	15,888	171	7,177	67	9,277	102	17,660	197	6,059	66	54,927	616	8,362	80
4～6	16,637	172	7,940	68	9,852	101	18,637	198	6,420	69	59,922	634	9,822	80
平成 27年 5月	5,461	161	2,661	66	3,267	100	6,294	194	2,010	64	19,270	603	3,279	72
6	5,301	161	2,578	66	3,161	100	6,066	194	2,011	64	18,908	606	3,152	72
7	5,546	160	2,598	66	3,258	100	6,161	195	2,054	64	19,602	606	3,170	72
8	5,490	163	2,613	66	3,271	100	6,206	195	2,132	64	19,427	608	3,236	74
9	5,073	163	2,393	66	3,085	102	5,803	196	1,941	64	18,677	606	2,966	74
10	5,599	166	2,498	66	3,089	103	5,893	198	2,042	66	19,199	607	3,072	75
11	5,065	167	2,380	66	3,137	103	5,882	197	2,015	66	18,171	611	2,899	75
12	6,108	168	2,684	66	3,579	104	6,788	198	2,240	67	20,950	614	3,327	75
平成 28年 1月	5,121	169	2,356	67	3,129	103	5,818	197	2,021	67	18,134	616	2,916	80
2	5,124	170	2,365	67	2,971	101	5,677	195	1,977	67	17,603	614	2,612	80
3	5,643	171	2,456	67	3,177	102	6,165	197	2,061	66	19,190	616	2,834	80
4	5,318	171	2,530	66	3,207	101	6,020	199	2,062	67	19,760	623	3,202	80
5	5,696	171	2,764	67	3,389	101	6,402	197	2,165	68	20,247	629	3,359	80
6	5,623	172	2,646	68	3,256	101	6,215	198	2,193	69	19,915	634	3,261	80
7	6,244	173	2,839	68	3,587	101	6,673	198	2,378	71	20,757	635	3,309	80
前年(度・同期・同月)比増減率(%)														
平成 25年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
27	7.3	9.8	5.3	3.1	6.4	5.1	5.3	3.1	11.9	8.1	5.3	2.7	4.0	7.1
平成 25年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
27	10.2	8.2	4.6	1.5	8.7	3.0	8.2	2.6	14.7	4.8	6.7	3.2	4.0	12.7
平成 27年 4～6月	13.1	7.3	9.3	6.5	12.6	3.1	12.4	1.6	18.2	6.7	11.5	3.1	12.3	4.3
7～9	7.9	7.9	6.1	4.8	7.4	4.1	6.8	2.1	14.3	6.7	6.8	2.7	3.6	5.7
10～12	10.0	9.8	4.8	3.1	7.1	5.1	5.2	3.1	14.1	8.1	4.9	2.7	3.2	7.1
平成 28年 1～3月	10.0	8.2	▲1.5	1.5	7.8	3.0	8.8	2.6	12.6	4.8	3.6	3.2	▲3.0	12.7
4～6	6.4	6.8	3.7	3.0	4.6	1.0	2.7	2.1	8.4	7.8	5.9	4.6	3.4	11.1
平成 27年 5月	14.6	7.3	14.0	6.5	15.2	3.1	14.6	1.6	19.9	6.7	9.6	2.7	10.6	4.3
6	7.9	7.3	6.4	6.5	2.8	3.1	4.6	1.6	13.8	6.7	6.6	3.1	6.9	4.3
7	6.7	6.7	8.2	6.5	7.2	2.0	5.9	1.6	11.9	6.7	5.0	2.5	2.1	4.3
8	10.0	8.7	7.1	6.5	8.2	2.0	7.7	1.6	16.8	6.7	8.6	3.4	7.2	5.7
9	7.0	7.9	2.8	4.8	6.9	4.1	6.8	2.1	14.2	6.7	7.0	2.7	1.5	5.7
10	12.8	9.9	8.1	4.8	6.3	4.0	4.0	3.1	17.9	10.0	7.1	2.4	4.3	7.1
11	9.1	9.9	3.7	4.8	7.7	4.0	7.4	3.1	15.9	6.5	5.3	2.5	1.0	7.1
12	8.3	9.8	2.7	3.1	7.4	5.1	4.3	3.1	9.3	8.1	2.7	2.7	4.0	7.1
平成 28年 1月	8.7	10.5	1.2	4.7	9.9	3.0	7.5	2.6	11.5	8.1	4.9	3.7	4.3	12.7
2	12.0	11.8	▲7.7	3.1	6.9	2.0	9.4	1.6	15.3	9.8	4.1	2.8	▲5.4	12.7
3	9.3	8.2	2.7	1.5	6.6	3.0	9.5	2.6	11.3	4.8	2.0	3.2	▲7.4	12.7
4	9.1	7.5	4.6	0.0	7.3	2.0	4.1	3.1	8.5	6.3	7.3	4.0	4.5	11.1
5	4.3	6.2	3.9	1.5	3.7	1.0	1.7	1.5	7.7	6.3	5.1	4.3	2.4	11.1
6	6.1	6.8	2.6	3.0	3.0	1.0	2.5	2.1	9.1	7.8	5.3	4.6	3.5	11.1
7	12.6	8.1	9.3	3.0	10.1	1.0	8.3	1.5	15.8	10.9	5.9	4.8	4.4	11.1

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

長崎 Nagasaki		熊本 Kumamoto		大分 Oita		宮崎 Miyazaki		鹿児島 Kagoshima		沖縄 Okinawa		Year and Month	
店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C.Y. 2013	
43,863	105	70,596	144	47,036	92	52,267	119	67,097	173	16,798	50	2014	
47,506	111	73,415	156	51,545	105	54,659	121	68,098	174	20,192	51	2015	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y. 2013	
42,547	106	69,526	148	46,942	100	51,682	120	65,711	176	16,998	50	2014	
49,383	110	75,068	158	52,735	107	55,507	119	68,815	179	21,307	65	2015	
12,009	106	18,552	151	12,842	102	13,610	122	16,968	177	5,143	52	Q2 2015	
12,687	108	19,003	151	13,448	104	14,269	121	17,622	176	5,309	49	Q3	
12,957	111	19,297	156	13,659	105	14,271	121	17,650	174	5,400	51	Q4	
11,730	110	18,216	158	12,786	107	13,357	119	16,575	179	5,455	65	Q1 2016	
12,827	112	19,827	155	14,113	108	14,211	118	17,760	178	5,815	67	Q2	
4,316	106	6,571	151	4,520	101	4,808	122	5,999	177	1,810	51	May 2015	
4,175	106	6,320	151	4,368	102	4,615	122	5,761	177	1,912	52	Jun.	
4,294	106	6,435	152	4,569	104	4,803	122	5,989	177	1,823	52	Jul.	
4,300	107	6,520	152	4,675	103	4,963	122	5,988	176	1,776	48	Aug.	
4,093	108	6,048	151	4,204	104	4,503	121	5,645	176	1,710	49	Sep.	
4,261	108	6,321	153	4,464	104	4,689	121	5,855	176	1,801	50	Oct.	
4,051	111	5,976	154	4,251	105	4,412	121	5,546	173	1,795	51	Nov.	
4,645	111	7,000	156	4,944	105	5,170	121	6,249	174	1,804	51	Dec.	
3,977	109	6,085	158	4,270	105	4,472	120	5,563	177	1,826	61	Jan. 2016	
3,709	109	5,849	158	4,081	105	4,294	119	5,352	177	1,787	64	Feb.	
4,044	110	6,282	158	4,435	107	4,591	119	5,660	179	1,842	65	Mar.	
3,829	111	6,064	158	4,451	107	4,489	117	5,505	178	1,692	66	Apr.	
4,571	112	6,962	157	4,890	108	4,929	117	6,212	178	2,075	68	May	
4,427	112	6,801	155	4,772	108	4,793	118	6,043	178	2,048	67	Jun.	
4,607	112	7,133	157	4,964	109	5,074	118	6,268	178	1,732	67	Jul.	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C.Y. 2013	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2014	
5.6	5.7	2.6	9.1	6.5	11.7	1.8	0.0	▲1.0	▲0.6	19.8	8.5	2015	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y. 2013	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2014	
13.8	3.8	6.9	6.8	9.9	7.0	5.2	▲0.8	2.8	1.7	25.1	30.0	2015	
12.3	3.9	8.2	7.1	11.1	13.3	7.1	2.5	2.9	0.6	28.8	18.2	Q2 2015	
8.8	4.9	4.5	7.9	8.7	11.8	4.2	0.0	1.8	0.0	21.8	6.5	Q3	
16.0	5.7	5.3	9.1	9.7	11.7	3.0	0.0	2.1	▲0.6	24.3	8.5	Q4	
19.1	3.8	10.0	6.8	10.3	7.0	6.8	▲0.8	4.5	1.7	25.7	30.0	Q1 2016	
6.8	5.7	6.9	2.6	9.9	5.9	4.4	▲3.3	4.7	0.6	13.1	28.8	Q2	
15.9	5.0	8.8	2.7	11.8	13.5	8.7	3.4	4.1	▲6.8	36.3	13.3	May 2015	
10.5	3.9	6.7	7.1	7.5	13.3	4.5	2.5	▲0.2	0.6	29.6	18.2	Jun.	
6.8	3.9	2.8	8.6	6.7	14.3	2.1	2.5	0.9	1.1	31.0	18.2	Jul.	
9.4	3.9	5.9	8.6	11.8	13.2	6.0	2.5	1.3	0.0	23.7	4.3	Aug.	
10.3	4.9	4.6	7.9	7.8	11.8	4.6	0.0	3.2	0.0	11.7	6.5	Sep.	
12.6	4.9	6.8	9.3	11.4	11.8	4.9	0.0	3.5	0.6	32.0	8.7	Oct.	
9.7	6.7	5.0	8.5	9.6	11.7	3.2	0.0	2.9	▲1.1	27.7	8.5	Nov.	
25.8	5.7	4.1	9.1	8.3	11.7	1.3	0.0	0.2	▲0.6	14.5	8.5	Dec.	
31.7	3.8	6.2	10.5	9.2	9.4	2.5	0.8	0.6	1.1	19.3	27.1	Jan. 2016	
13.4	2.8	13.1	8.2	11.4	6.1	9.4	▲0.8	6.8	0.6	29.4	33.3	Feb.	
13.5	3.8	10.9	6.8	10.3	7.0	8.7	▲0.8	6.5	1.7	29.0	30.0	Mar.	
8.8	4.7	7.1	6.8	12.6	5.9	7.2	▲3.3	5.7	1.1	19.1	32.0	Apr.	
5.9	5.7	6.0	4.0	8.2	6.9	2.5	▲4.1	3.6	0.6	14.6	33.3	May	
6.0	5.7	7.6	2.6	9.2	5.9	3.9	▲3.3	4.9	0.6	7.1	28.8	Jun.	
7.3	5.7	10.8	3.3	8.6	4.8	5.6	▲3.3	4.7	0.6	▲5.0	28.8	Jul.	

Sales value (million yen) ・ Number of establishments

Percentage change from the same month/term of the previous year (%)

第4表 商品別期末商品手持額、在庫率及び前年同期末比増減率

Table4 Commodity stocks and inventory ratio by goods and the percentage change from the same term of the previous year

	年期末	商品手持額										Year and Month			
		Commodity Stocks	調剤医薬品 Dispensing pharmaceutical products	OTC医薬品 Over the counter medical products	ヘルスケア用品 (衛生用品)・ 介護・ベビー Health care (sanitary goods), nursing care, and baby products	健康食品 Health foods	ビューティケア (化粧品・ 小物) Beauty care (cosmetic products and goods)	トイレタリー Toiletry goods	家庭用品・日 用消耗品・ ペット用品 Household utensils, daily necessities, pet products	食品 Food	その他 others				
商品手持額	手持額 (百万円)	平成 27 年 6 月	675,888	31,816	115,615	46,355	29,950	200,793	66,699	83,544	84,931	16,185	Q2 2015	Value (million yen)	
		9	685,512	31,754	113,916	46,414	31,713	180,741	67,882	86,865	108,289	17,938	Q3		
		12	754,129	35,908	122,218	51,100	32,862	196,074	73,553	99,521	122,818	20,075	Q4		
		平成 28 年 3 月	727,298	33,269	117,426	50,137	31,661	195,635	70,574	93,485	116,092	19,019	Q1 2016		
		6	735,009	32,400	118,260	49,216	32,413	195,563	72,988	96,623	118,877	18,669	Q2		
	前年同期末 比増減率 (%)	平成 27 年 6 月	0.8	▲7.4	6.0	1.4	3.2	14.6	▲3.8	▲3.6	▲19.0	10.3	Q2 2015		Percentage change from the previous year (%)
		9	5.0	3.4	1.5	5.5	4.2	▲0.6	▲1.4	10.1	20.8	14.6	Q3		
		12	5.2	13.9	▲1.8	5.0	6.6	▲5.2	2.2	11.4	29.9	10.2	Q4		
		平成 28 年 3 月	6.3	11.8	▲0.1	8.3	3.6	▲4.6	4.0	16.8	29.9	8.3	Q1 2016		
		6	8.7	1.8	2.3	6.2	8.2	▲2.6	9.4	15.7	40.0	15.3	Q2		
商品在庫率	在庫率 (%)	平成 27 年 6 月	148.9	104.3	176.5	143.4	178.1	290.2	146.8	119.1	74.8	154.0	Q2 2015	Inventory ratio (%)	
		9	157.9	108.2	177.7	151.7	200.8	279.6	156.8	129.7	98.9	180.4	Q3		
		12	150.8	105.7	167.0	139.4	199.2	253.7	148.4	127.3	100.7	158.5	Q4		
		平成 28 年 3 月	154.8	92.9	163.0	144.1	202.5	281.8	156.7	138.8	97.4	182.6	Q1 2016		
		6	154.3	106.0	175.4	152.2	195.3	271.7	151.3	130.2	95.9	170.4	Q2		
	前年同期末 比増減率 (%)	平成 27 年 6 月	▲7.3	▲14.7	▲2.1	▲9.1	▲10.7	1.6	▲9.3	▲8.6	▲25.6	6.4	Q2 2015		Percentage change from the previous year (%)
		9	▲1.4	▲0.8	▲3.4	▲1.0	▲5.1	▲9.8	▲5.4	5.9	11.8	10.4	Q3		
		12	▲0.5	7.7	▲4.4	1.0	▲0.5	▲12.8	▲1.6	7.2	19.9	8.5	Q4		
		平成 28 年 3 月	▲0.5	▲2.9	▲6.5	0.4	3.1	▲9.2	0.5	11.1	19.8	3.5	Q1 2016		
		6	3.6	1.6	▲0.6	6.1	9.7	▲6.4	3.1	9.3	28.2	10.6	Q2		

注1: 在庫率=期末商品手持額 / 月間商品販売額 × 100

注2: 前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note1: Inventory ratio = value of commodity stocks at the end of term / value of commodity monthly sales x 100

Note2: The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

各食品関係団体の長 殿

農林水産省食料産業局長



東日本大震災の被災地域の復興に向けた被災地産品の利用・販売促進について

時下、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、これまで「食べて応援しよう！」の取組への御協力など、様々な機会を捉えて被災地産品の利用・販売等の促進をお願いしたところ、その趣旨に御賛同いただき、積極的に取り組んでいただいたことに対し感謝を申し上げます。

東日本大震災から5年半（2,000日）が経過し、被災地域では事業を再開する事業者も増え、津波被災農地の約7割で営農再開が可能に、水産加工施設は約8割で業務を再開するなど、本格的な産業・生業の再生が進んでいます。しかしながら、震災により失われた販路の確保等の問題や、消費者の被災地産品に対する不安は未だ残っており、福島県をはじめとした一部の被災地域では、その払拭が復興を進めるための重要な課題となっております。

このため、政府において平成26年度に取りまとめた「風評対策強化指針」に基づき、生産現場での取組や食品中の放射性物質の検査結果等の正確で分かりやすい情報提供等、被災地産品の利用・販売等の回復に向けた取組を関係省庁が一体となって進めているところですが、あわせて、官民を挙げて被災地産品の利用・販売等を全国規模で促進し、全国で被災地支援の機運を高めていくことは被災地域の復興を図る上でも大変重要と考えております。

ついては、貴団体会員企業の事業活動における福島県産品をはじめとした被災地産品の流通・販売促進や被災地応援フェアの開催、社内食堂・贈答品等での一層の利用・販売等について、これまで以上の御尽力を賜りますようよろしく申し上げます。

<お問合せ先>

農林水産省 食料産業局 食品流通課

流通構造改善班 桃野、田中

03-3502-7659（直通）

「食べて応援しよう!」の取組に参加しましょう!

食べて応援しよう!とは?

東日本大震災による被災地やその周辺地域で生産・製造されている食品を積極的に利用することで、被災地の復旧・復興を応援しようとする取組を行う際の共通のキャッチフレーズです。

○ 全国で支援の輪が広がっています

これまでの取組件数:1,552件
(23年4月~28年9月末)

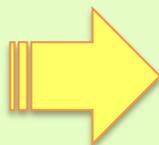


被災地産食品の販売フェア



被災地産食品を使用したメニューの提供

○ ロゴをPOPやチラシ等に自由地使用することができます



○ 参加するためには

以下のページにアクセスいただき、参加登録手続きを行ってください。
<フォーマット>

<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/eat/attach/xls/index-1.xls>

<食べて応援しよう!のHP>

<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/eat/index.html>

👉 お問い合わせ先

農林水産省食料産業局食品流通課 TEL : 03-3502-7659

福島から世界に通じる
食文化の発信を！
誇りをともに広げよう！

チームふくしまプライド。

「チームふくしまプライド。」は、
福島の誇りを持った生産者と
生産者を応援する人々が
集うファンクラブです。



チームふくしまプライド。

生産者と応援者をひとつに！

「チームふくしまプライド。」とは？

誇りを、
育む。

地域ごとに変化に富んだ、豊かな気候風土。
おいしさはもちろん、安心・安全への取り組みへの
生産者たちの、日々たゆまぬ努力。
たくさんの手間と、たっぷりの愛情をうけた、逸品。
そのひとつひとつに、生産者の誇りが詰まっています。
「チームふくしまプライド。」は、誇りを持った生産者と
彼らを応援する人々が集うファンクラブです。

福島のファンクラブでください。

チームふくしまプライド。 メンバー大募集

会員特典① 各種お得なキャンペーンに参加!!

抽選で〇名様に福島の美味いもの、いいもの、レアなものが当たる!!
キャンペーンにご参加いただけます。

会員特典② ここだけの商品が買える!!

流通がわずかしかない商品やメンバーだけが買えるお得な商品。
オールスター生産者の特製詰め合わせセットなどをお買い求めいただけます

会員特典③ 刺激的な生産者に会える!!

日本有数のこだわりを持った生産者に会える。
直接話しができてつながれる。メンバーが優待特典のあるシークレットツアーにご招待します。

会員特典④ 会員限定Facebookグループ参加権

実際に生産者さんも参加するコミュニティ。
一番おいしい食べ方を聞けたり、旬な情報もいち早くゲットできる!!?

チームふくしまプライド。



チームふくしまプライド。入会お申し込み
<http://goo.gl/H3GFJV>

←スマホはこちらから

平成 28 年 10 月 7 日

経済団体・業界団体の長 殿

内閣官房内閣審議官（再チャレンジ担当）
文部科学省 高等教育局長
厚生労働省 職業安定局長
経済産業省 経済産業政策局長

新規大学卒業予定者等の就職・採用活動開始時期について（要請）

我が国の持続的な発展のためには、若者の人材育成が必要不可欠です。新規大学卒業予定者等の就職・採用活動の開始時期については、学生が学業に専念し、多様な経験ができる環境づくり等をさらに進めるため、経済団体、大学等、関係府省において議論を行い、平成29年度卒業・修了予定者（2018年度入社予定者）についても、学生の学業への配慮を十分に行いながら、広報活動開始時期については3月1日以降、採用選考活動開始時期については6月1日以降とすることになりました。

平成28年9月20日には、一般社団法人日本経済団体連合会が「採用選考に関する指針」の具体的内容と「採用選考に関する指針」の手引きの変更は行わないことを決定・発表し（参考資料1及び参考資料2参照）、同月28日には、大学等（就職問題懇談会）において、「平成29年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（申合せ）」（参考資料3）を定めたところです。

就職・採用活動の円滑な実施及び学生が学業に専念できる環境の確保のためには、日本経済団体連合会加盟企業のみならず、企業側・大学側の足並みをそろえた取組が重要です。

このため、平成29年度卒業・修了予定者の就職・採用活動開始時期の遵守等について、各企業の御理解・御協力を要請いたしたく、別添「新規大学卒業予定者等の就職・採用活動に関する要請事項」の趣旨・内容について、貴団体から加盟各企業に対して、周知徹底をいただきますようお願い申し上げます。

新規大学卒業予定者等の就職・採用活動に関する要請事項

- ① 就職・採用活動の日程について、以下のとおりとしていただくようお願いいたします。
- ・ 広報活動開始 : 卒業年度に入る直前の3月1日以降
 - ・ 採用選考活動開始 : 卒業年度の6月1日以降
 - ・ 正式な内定日 : 卒業年度の10月1日以降
- ② 採用選考活動の実施に当たっては、授業、試験、留学、教育実習等、学生の学修や学事日程に十分に配慮しながら、また、大学所在地による不利が生じないように留意しながら行っていただくようお願いいたします。具体的には、面接や試験の実施に際して学生の事情を十分に勘案しながら、例えば、授業、ゼミ、実験、試験、教育実習などの時間と重ならないような設定とすることのほか、事前連絡について余裕をもって行うことや、土日・祝日、夕方以降の時間帯の活用なども含めた工夫を行うことが考えられます。
- ③ 留学中の者あるいは留学希望者において、留学により就職活動で不利になるとの認識が生じることがないように、一括採用とは別に採用選考機会を設けるなどの留学経験者向けの取組を行っている企業は、自社の採用ホームページなどで積極的に周知していただくようお願いいたします。
- ④ 学生等の職業選択の自由を妨げる行為（学生等に対して、内々定を出す代わりに他社への就職活動の終了を迫ったり、内々定段階で誓約書等を要求したりするなど）を行わないなど、公平・公正で透明な採用を徹底いただくようお願いいたします。
- ⑤ インターンシップは就業体験の場であることを踏まえ、インターンシップと称して、広報活動・採用選考活動開始前に、広報活動・採用選考活動そのものがないようにし、インターンシップ全体に対する信頼性を失わせることのないよう留意いただくようお願いいたします。
- ⑥ 面接などの採用選考に当たり、大学等における成績証明等を一層活用いただくようお願いいたします。
- ⑦ 採用選考活動の実施時期が梅雨や夏季に当たるため、学生のクールビズ等への配慮を行うとともに、その旨を積極的に学生等に示していただくようお願いいたします。

○広報活動…採用を目的として、業界情報、企業情報などを学生に対して広く発信していく活動を指します。広報活動の実施に際しては、それが実質的な選考とならないものとするに留意いただく必要があります。

○採用選考活動…一定の基準に照らして学生を選抜することを目的とした活動を指します。採用選考活動は、広報活動と異なり、学生が自主的に参加不参加を決定することができるものではないため、学事日程に留意いただく必要があります。

採用選考に関する指針

一般社団法人 日本経済団体連合会
2016年9月20日改定

企業は、2018年度入社の大学卒業予定者・大学院修士課程修了予定者等の採用選考にあたり、下記の点に十分配慮しつつ自己責任原則に基づいて行動する。

なお、具体的に取り組む際は、本指針の手引きを踏まえて対応する。

記

1. 公平・公正な採用の徹底

公平・公正で透明な採用の徹底に努め、男女雇用機会均等法、雇用対策法及び若者雇用促進法に沿った採用選考活動を行い、学生の自由な就職活動を妨げる行為（正式内定日前の誓約書要求など）は一切しない。また、大学所在地による不利が生じないように留意する。

2. 正常な学校教育と学習環境の確保

在学全期間を通して知性、能力と人格を磨き、社会に貢献できる人材を育成、輩出する高等教育の趣旨を踏まえ、採用選考活動にあたっては、正常な学校教育と学習環境の確保に協力し、大学等の学事日程を尊重する。

3. 採用選考活動開始時期

学生が本分である学業に専念する十分な時間を確保するため、採用選考活動については、以下で示す開始時期より早期に行うことは厳に慎む。

広報活動 : 卒業・修了年度に入る直前の3月1日以降

選考活動 : 卒業・修了年度の6月1日以降

なお、活動にあたっては、学生の事情に配慮して行うように努める。

4. 採用内定日の遵守

正式な内定日は、卒業・修了年度の10月1日以降とする。

5. 多様な採用選考機会の提供

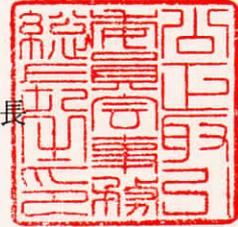
留学経験者に対して配慮するように努める。また、卒業時期の異なる学生や未就職卒業生等への対応を図るため、多様な採用選考機会の提供（秋季採用、通年採用等の実施）に努める。

以上

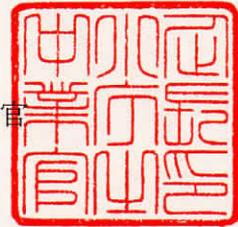
公取企第107号
20160916中庁第5号
平成28年10月3日

事業者団体 代表者 殿

公正取引委員会事務総長



中小企業庁長官



下請取引適正化推進月間の実施について

貴団体におかれましては、平素から、下請取引の適正化及び下請中小企業の振興に多大なる御尽力を頂き、感謝いたしております。

公正取引委員会及び中小企業庁では、従来、下請取引の一層の適正化を推進するため、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」といいます。）の効果的な運用等に努めているところであり、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」とし、この期間に下請法の普及・啓発に係る取組を集中的に行っております。

本年度においても、別添実施方針に基づき、公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課及び各地方事務所等並びに中小企業庁事業環境部取引課及び各経済産業局等において、それぞれ下請取引適正化推進講習会の実施等により、下請法の普及・啓発を行うことといたしました。引き続きこれに関する広報等について御協力方よろしくお願い申し上げます。

平成28年度「下請取引適正化推進月間」の実施について (実施方針)

公正取引委員会
中小企業庁

公正取引委員会及び中小企業庁は、下請取引の適正化について、従来、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）の迅速かつ効果的な運用、違反行為の未然防止、下請中小企業振興法に基づく振興基準の遵守の指導等を通じ、その推進を図ってきている。

特に、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」とし、この期間に下請法の普及・啓発事業を集中的に行うこととしており、本年度の下請取引適正化推進月間においては下記の事業を行う（詳細は別紙参照）。

記

- 1 47都道府県（63会場）において、下請取引を行う事業者を対象に、下請法及び下請中小企業振興法の趣旨・内容を周知徹底するために下請取引適正化推進講習会を開催する。
- 2 新聞、雑誌、インターネット等を通じ、全国的に下請取引の適正化に関する普及・啓発を行う。
- 3 都道府県、下請企業振興協会、商工会議所、商工会連合会及び商工会、中小企業団体中央会、事業者団体等の機関誌を通じ、下請取引の適正化に関する普及・啓発を行う。
- 4 公正取引委員会、経済産業省、都道府県、中小企業関係団体、事業者団体等の施設にポスターを掲示することにより、下請取引の適正化に関する普及・啓発を行う。

(問い合わせ先)

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課	電話 03(3581)3375 (直通)
中小企業庁事業環境部取引課	電話 03(3501)1732 (直通)

下請取引適正化推進月間の事業

1 下請取引適正化推進講習会の開催（公正取引委員会及び中小企業庁主催）

47都道府県（63会場）

公正取引委員会主催		中小企業庁・経済産業局主催	
都道府県	開催日	都道府県	開催日
北海道	11月11日(金)	北海道	11月29日(火)
〃	11月18日(金)	青森県	11月17日(木)
福島県	11月8日(火)	岩手県	11月18日(金)
山形県	11月15日(火)	宮城県	11月25日(金)
秋田県	11月22日(火)	栃木県	11月10日(木)
茨城県	11月22日(火)	群馬県	11月7日(月)
東京都	11月8日(火)	埼玉県	11月4日(金)
〃	11月16日(水)	千葉県	11月21日(月)
〃	11月25日(金)	東京都	11月15日(火)
神奈川県	11月11日(金)	〃	11月17日(木)
〃	11月29日(火)	〃	11月30日(水)
新潟県	11月18日(金)	長野県	11月25日(金)
山梨県	11月2日(水)	岐阜県	11月15日(火)
富山県	11月11日(金)	愛知県	11月24日(木)
石川県	11月10日(木)	三重県	11月17日(木)
静岡県	11月28日(月)	滋賀県	11月11日(金)
愛知県	11月18日(金)	京都府	11月21日(月)
大阪府	11月2日(水)	大阪府	11月16日(水)
〃	11月15日(火)	〃	11月28日(月)
和歌山県	11月22日(火)	奈良県	11月8日(火)
福井県	11月30日(水)	岡山県	11月16日(水)
兵庫県	11月9日(水)	広島県	11月28日(月)
鳥取県	11月7日(月)	〃	11月29日(火)
島根県	11月8日(火)	徳島県	11月30日(水)
山口県	11月18日(金)	香川県	11月15日(火)
愛媛県	11月10日(木)	福岡県	11月24日(木)
高知県	11月18日(金)	〃	11月25日(金)
福岡県	11月8日(火)	長崎県	11月21日(月)
〃	11月9日(水)	大分県	11月16日(水)
佐賀県	11月4日(金)	鹿児島県	11月18日(金)
熊本県	11月2日(水)	沖縄県	11月21日(月)
宮崎県	11月11日(金)		

2 各種媒体による広報

(1) 政府広報等

- ① 経済産業省公報
- ② 公正取引委員会及び中小企業庁のホームページ
- ③ 新聞（一般紙，業界紙）

(2) 都道府県及び中小企業団体等の機関誌

都道府県，下請企業振興協会，商工会議所，商工会連合会及び商工会，中小企業団体中央会，事業者団体等の機関誌

3 ポスターの掲示

公正取引委員会（本局及び地方事務所等）の庁舎，経済産業省及び経済産業局の各庁舎，都道府県，中小企業関係団体，事業者団体等の施設

都道府県	機関誌名	発行頻度	発行日	発行場所
北海道	道庁機関誌	年2回	1月、7月	道庁
青森県	青森県機関誌	年2回	1月、7月	県庁
岩手県	岩手県機関誌	年2回	1月、7月	県庁
秋田県	秋田県機関誌	年2回	1月、7月	県庁
山形県	山形県機関誌	年2回	1月、7月	県庁
福島県	福島県機関誌	年2回	1月、7月	県庁
茨城県	茨城県機関誌	年2回	1月、7月	県庁
栃木県	栃木県機関誌	年2回	1月、7月	県庁
群馬県	群馬県機関誌	年2回	1月、7月	県庁
埼玉県	埼玉県機関誌	年2回	1月、7月	県庁
千葉県	千葉県機関誌	年2回	1月、7月	県庁
東京都	東京都機関誌	年2回	1月、7月	都庁
神奈川県	神奈川県機関誌	年2回	1月、7月	県庁
新潟県	新潟県機関誌	年2回	1月、7月	県庁
富山県	富山県機関誌	年2回	1月、7月	県庁
石川県	石川県機関誌	年2回	1月、7月	県庁
福井県	福井県機関誌	年2回	1月、7月	県庁
山梨県	山梨県機関誌	年2回	1月、7月	県庁
長野県	長野県機関誌	年2回	1月、7月	県庁
岐阜県	岐阜県機関誌	年2回	1月、7月	県庁
静岡県	静岡県機関誌	年2回	1月、7月	県庁
愛知県	愛知県機関誌	年2回	1月、7月	県庁
岐阜県	岐阜県機関誌	年2回	1月、7月	県庁
三重県	三重県機関誌	年2回	1月、7月	県庁
滋賀県	滋賀県機関誌	年2回	1月、7月	県庁
京都府	京都府機関誌	年2回	1月、7月	府庁
大阪府	大阪府機関誌	年2回	1月、7月	府庁
兵庫県	兵庫県機関誌	年2回	1月、7月	府庁
奈良県	奈良県機関誌	年2回	1月、7月	県庁
和歌山県	和歌山県機関誌	年2回	1月、7月	県庁
徳島県	徳島県機関誌	年2回	1月、7月	県庁
香川県	香川県機関誌	年2回	1月、7月	県庁
愛媛県	愛媛県機関誌	年2回	1月、7月	県庁
高知県	高知県機関誌	年2回	1月、7月	県庁
福岡県	福岡県機関誌	年2回	1月、7月	県庁
佐賀県	佐賀県機関誌	年2回	1月、7月	県庁
熊本県	熊本県機関誌	年2回	1月、7月	県庁
大分県	大分県機関誌	年2回	1月、7月	県庁
宮崎県	宮崎県機関誌	年2回	1月、7月	県庁
鹿児島県	鹿児島県機関誌	年2回	1月、7月	県庁
沖縄県	沖縄県機関誌	年2回	1月、7月	県庁

平成28年度下請取引適正化推進講習会受講者募集要領

公正取引委員会
中小企業庁

1 下請取引適正化推進講習会の趣旨・内容

下請取引の適正化を一層推進するため、下請取引を行う事業者を対象に下請取引適正化推進講習会（以下「講習会」という。）を開催し、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の趣旨・内容を周知徹底する。

2 講習会受講者の募集方法

(1) 一般公募

ア 公募方法

都道府県，下請企業振興協会，商工会議所，商工会連合会及び商工会，中小企業団体中央会，事業者団体，報道機関等を通じて広く一般に受講者を募集する。

イ 受講希望者の申込方法

受講希望者は，公正取引委員会又は各地の経済産業局のホームページから申し込むものとする。

(2) 案内状による募集

ア 募集方法

講習会の対象となる事業者に対して，必要に応じ，案内状を送付して受講者を募集する。

イ 受講希望者の申込方法

受講希望者は，公正取引委員会又は各地の経済産業局のホームページから申し込むものとする。

3 その他

(1) 本年度の講習会開催地，開催日時，申込先等は別紙のとおりとする。

(2) 1事業所当たりの申込人数は，会場の収容数に鑑み，原則として2名以内とする。
ただし，別紙の募集定員欄に○印のある開催場所は，1事業所当たりの人数制限はない。

(3) 講習会の対象は，下請取引を行う事業者（物品の製造（加工を含む。），修理，情報成果物の作成又は役務提供（※）を業とする事業者）とする。

※ 建設業法に規定される建設業を営む者が業として請け負う建設工事は，下請法の適用対象とならない。

(4) 講習会で使用するテキスト等は講習会当日に会場で配布する。

(5) 講習会は無料とする。

(6) 講習会の募集については，会場の都合により，定員になり次第締め切ることとする。

(7) 申込みの際に入手した個人情報，講習会業務以外の目的には使用しない。

平成28年度下請取引適正化推進講習会の開催場所等について (別紙)

(公正取引委員会主催)

開催地	開催日時	開催場所	募集定員	申込先
北海道	11月11日(金) 13:30~15:30	北海道室蘭市東町4-29-1 室蘭市中小企業センター 3階 大会議室	40名	○ 〒060-0042 札幌市中央区大通西12 札幌第3合同庁舎 公正取引委員会事務局 北海道事務所下請課 TEL 011(231)6300(代) FAX 011(261)1719 ※当委員会のホームページからお申し込みください。 http://www.iftc.go.jp/
	11月18日(金) 9:30~12:00	北海道帯広市西3条南9-1 帯広経済センタービル 6階 中会議室A	40名	○
福島県	11月8日(火) 13:30~16:30	福島県郡山市清水台1-3-8 郡山商工会議所 大ホール	150名	○ 〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎 公正取引委員会事務局 東北事務所下請課 TEL 022(225)8420(直) FAX 022(261)3548 ※当委員会のホームページからお申し込みください。 http://www.iftc.go.jp/
山形県	11月15日(火) 13:30~16:30	山形市旅籠町3-1-4 食糧会館 ベにばな	100名	○
秋田県	11月22日(火) 13:00~16:00	秋田市中通1-4-1 秋田市にぎわい交流館AU 研修室1・2	70名	○
茨城県	11月22日(火) 13:30~16:30	茨城県つくば市吾妻1-1364-1 オークラホテルフロンティアつくば 本館3階 ジュピター	140名	
東京都	11月8日(火) 13:30~16:30		300名	
	11月16日(水) 13:30~16:30	東京都中央区八重洲1-2-16 TGビル別館 TKP日本橋カンファレンスセンター 6階 ホールA	300名	
	11月25日(金) 13:30~16:30		300名	〒100-8987 東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟13階 公正取引委員会事務局 取引部企業取引課 TEL 03(3581)3375(直) FAX 03(3581)1800 ※当委員会のホームページからお申し込みください。 http://www.iftc.go.jp/
神奈川県	11月11日(金) 13:30~16:30	横浜市神奈川区金港町3-1 コンカド横浜 TKPガーデンシティ横浜 6階 ホールA	250名	
	11月29日(火) 13:30~16:30		260名	
新潟県	11月18日(金) 13:30~16:30	新潟市中央区万代島6-1 朱鷺メッセ(新潟コンベンションセンター) 4階 国際会議室	200名	
山梨県	11月2日(水) 13:30~16:30	甲府市相生2-2-17 甲府商工会議所 5階 多目的ホール	100名	○
富山県	11月11日(金) 13:30~16:30	富山市赤江町1-7 富山県中小企業研修センター 2階 大ホール	120名	
石川県	11月10日(木) 13:30~16:30	金沢市鞍月2-1 石川県地場産業振興センター 本館3階 第5研修室	100名	〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館 公正取引委員会事務局 中部事務所下請課 TEL 052(961)9424(直) FAX 052(971)5003 ※当委員会のホームページからお申し込みください。 http://www.iftc.go.jp/
静岡県	11月28日(月) 13:30~16:30	静岡市葵区黒金町5-1 静岡労政会館 6階 ホール	170名	
愛知県	11月18日(金) 13:30~16:30	名古屋市熱田区熱田西町1-1 名古屋国際会議場 1号館4階 レセプションホール	300名	
大阪府	11月2日(水) 13:30~16:30	大阪市天王寺区石ヶ辻町19-12 ホテルアウィーナ大阪 4階 金剛の間	300名	
	11月15日(火) 13:30~16:30		300名	〒540-0008 大阪府中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館 公正取引委員会事務局 近畿中国四国事務所下請課 TEL 06(6941)2176(直) FAX 06(6943)7214 ※当委員会のホームページからお申し込みください。 http://www.iftc.go.jp/
和歌山県	11月22日(火) 13:30~16:30	和歌山市小松原通1-1 和歌山県民文化会館 5階 大会議室	60名	
福井県	11月30日(水) 13:30~16:30	福井市手寄1-4-1 アオツサ 6階 福井市地域交流プラザ 研修室601BC	80名	
兵庫県	11月9日(水) 13:30~16:30	神戸市中央区山本通4-22-15 兵庫県立のじぎく会館 3階 大ホール	170名	
鳥取県	11月7日(月) 13:30~16:30	鳥取市扇町21 鳥取県立生涯学習センター(県民ふれあい会館) 5階 講義室	80名	○ 〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館 公正取引委員会事務局 中国支所下請課 TEL 082(228)1501(代) FAX 082(223)3123 ※当委員会のホームページからお申し込みください。 http://www.iftc.go.jp/
島根県	11月8日(火) 13:30~16:30	松江市母衣町55-4 松江商工会議所 1階 教養文化センター	100名	○
山口県	11月18日(金) 13:30~16:30	山口市大手町9-6 ゆ〜あいプラザ山口県社会福祉会館 大ホール	100名	○
愛媛県	11月10日(木) 13:30~16:00	松山市久米窪田町337-1 テクノプラザ愛媛 1階 テクノホール	150名	○ 〒760-0068 高松市松島町1-17-33 高松第2地方合同庁舎 公正取引委員会事務局 四国支所下請課 TEL 087(812)5760(直) FAX 087(862)1995 ※当委員会のホームページからお申し込みください。 http://www.iftc.go.jp/
高知県	11月18日(金) 13:30~16:00	高知市丸ノ内2-1-10 高知城ホール 4階 多目的ホール	100名	○
福岡県	11月8日(火) 13:30~16:30	福岡県北九州市小倉北区大手町11-4 北九州市立男女共同参画センター・ムーブ 5階 大セミナー ルーム	90名	
	11月9日(水) 13:30~16:30		90名	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館 公正取引委員会事務局 九州事務所下請課 TEL 092(431)6032(直) FAX 092(474)5465 ※当委員会のホームページからお申し込みください。 http://www.iftc.go.jp/
佐賀県	11月4日(金) 13:30~16:30	佐賀市天神3-2-11(どんどんの森内) アバンセ 4階 第1研修室	70名	
熊本県	11月2日(水) 13:30~16:30	熊本市中央区南千反畑町3-7 熊本県総合福祉センター 5階 研修ホール	80名	
宮崎県	11月11日(金) 13:30~16:30	宮崎市高千穂通1-1-33 宮日会館 10階 第2会議室	60名	

(注) 申込可能人数は、会場の収容数に鑑み、1事業所当たり原則として2名以内とします。ただし、募集定員欄に○印のある開催場所は1事業所当たりの人数制限はありません。

平成28年度下請取引適正化推進講習会の開催場所等について

(中小企業庁主催)

開催県	開催日時	開催場所	募集定員	申込先
北海道	11月29日(火) 13:30~16:30	札幌市中央区北4条西6丁目 ポールスター札幌 2Fポールスターホール	250名	〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎 北海道経済産業局 産業部 中小企業課 TEL 011(709)1783 FAX 011(709)4138 ※当局のホームページからお申し込みください。 http://www.hkd.meti.go.jp/
青森県	11月17日(木) 13:30~16:30	青森市安方1-1-40 青森県観光物産館 アスパム 4階 十和田	120名	〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎 東北経済産業局 産業部 中小企業課 TEL 022(221)4922 FAX 022(215)9463 ※当局のホームページからお申し込みください。 http://www.tohoku.meti.go.jp/
岩手県	11月18日(金) 13:30~16:30	盛岡市盛岡駅西通2-9-1 盛岡地域交流センター「マリオス」18階 188会議室	100名	
宮城県	11月25日(金) 13:30~16:30	仙台市青葉区柏木1-2-45 フォレスト仙台 2階 第1・第2フォレストホール	200名	
栃木県	11月10日(木) 13:30~17:00	宇都宮市本町1-8 栃木県総合文化センター 第一会議室	100名	○
群馬県	11月7日(月) 13:30~17:00	前橋市千代田町2-5-1 前橋テルサ つつじの間	100名	
埼玉県	11月4日(金) 13:30~17:00	さいたま市浦和区仲町3-5-1 埼玉県県民健康センター 大ホール	280名	
千葉県	11月21日(月) 13:30~17:00	千葉市美浜区高洲3-8-5 ヴェルシオーネ若潮 福宝の間	190名	○
東京都	11月15日(火) 13:30~17:00	千代田区一ツ橋2-6-2 日本教育会館 第一会議室	280名	
	11月30日(水) 13:30~17:00		280名	
長野県	11月25日(金) 13:30~17:00	長野市大字南長野北石堂町1177-3 JA長野県ビル 12A会議室	100名	○
岐阜県	11月15日(火) 13:30~16:30	岐阜市柳ヶ瀬通6-14 ホテルグランヴェール岐阜 3階「末広」	100名	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南4-1-22 中部経済産業局 産業部 中小企業課 下請取引適正化推進室 TEL 052(589)0170 FAX 052(589)0173 ※当局のホームページからお申し込みください。 http://www.chubu.meti.go.jp/
愛知県	11月24日(木) 13:30~16:30	名古屋市中区錦1-18-22 名古屋ATビル2階 名古屋サンスカイルームA室	300名	
三重県	11月17日(木) 13:30~16:30	津市新町1-6-28 ブラザ洞津「高砂」	100名	
滋賀県	11月11日(金) 13:30~16:30	大津市におの浜1-1-20 ピアザ淡海 3階 大会議室	140名	〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館 近畿経済産業局 産業部 中小企業課 下請取引適正化推進室 TEL 06(6966)6037 FAX 06(6966)6083 ※当局のホームページからお申し込みください。 http://www.kansai.meti.go.jp/
京都府	11月21日(月) 13:30~16:30	京都市下京区東洞院通七条下ル東塩小路686-13 メルパルク京都 5階 AB会議室	200名	
大阪府	11月16日(水) 13:30~16:30 11月28日(月) 13:30~16:30	大阪市天王寺区上本町8-2-6 大阪国際交流センター 2階 さくら	340名 340名	
奈良県	11月8日(火) 13:30~16:30	奈良市登大路町36-2 奈良商工会議所 地階 AB会議室	80名	〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第2号館 中国経済産業局 産業部 中小企業課 TEL 082(224)5661 FAX 082(224)5643 ※当局のホームページからお申し込みください。 http://www.chugoku.meti.go.jp/
岡山県	11月16日(水) 13:30~16:30	岡山市北区下石井2-6-41 ビューアリティまきび「孔雀の間」	200名	
広島県	11月28日(月) 13:30~16:30 11月29日(火) 13:30~16:30	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第1号館附属棟 2階「大会議室」 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第1号館附属棟 2階「大会議室」	150名 150名	
徳島県	11月30日(水) 13:30~16:30	徳島市山城町東浜示1-1 徳島県立産業観光交流センター(アスティとくしま) 3階 第2特別会議室	100名	○
香川県	11月15日(火) 13:30~16:30	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎 低層棟2階 アイホール	120名	○
福岡県	11月24日(木) 13:30~16:30 11月25日(金) 13:30~16:30	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館 3階共用大会議室 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館 3階共用大会議室	130名 130名	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1福岡合同庁舎 九州経済産業局 産業部 中小企業課 TEL 092(482)5450 FAX 092(482)5393 ※当局のホームページからお申し込みください。 http://www.kyushu.meti.go.jp/
長崎県	11月21日(月) 13:30~16:30	長崎市魚の町3-33 長崎県建設工業協同組合 8階大会議室	100名	
大分県	11月16日(水) 13:30~16:30	大分市金池町3-1-64 大分県中小企業会館 6階大会議室	100名	
鹿児島県	11月18日(金) 13:30~16:30	鹿児島市山下町5-3 宝山ホール2階第3会議室	100名	○
沖縄県	11月21日(月) 13:30~16:30	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館「大会議室」	100名	

(注)申込可能人数は、会場の収容数に鑑み、1事業所当たり原則として2名以内とします。ただし、募集定員欄に○印のある開催場所は1事業所当たりの人数制限はありません。

11月 は 下請取引適正化推進月間です。

平成28年度下請取引適正化推進月間キャンペーン標語

下請けの 確かな技術に 見合った対価

11月 は 下請取引適正化推進月間です。全国各地において下請取引適正化推進講習会（参加費無料）を開催するほか、公正取引委員会（本局及び地方事務所等）や中小企業庁及び経済産業省の地方経済産業局等で、下請取引に関する相談等にも応じています。詳しくは次の連絡先にお問い合わせください。

公正取引委員会 取引部企業取引課 03-3581-3375 (ホームページ http://www.jftc.go.jp/)	中小企業庁 事業環境部取引課 03-3501-1732 (ホームページ http://www.chusho.meti.go.jp/)
北海道事務所 011-231-6300	北海道経済産業局 011-709-1783
東北事務所 022-225-8420	東北経済産業局 022-221-4922
取引部企業取引課 03-3581-3375	関東経済産業局 048-600-0325
中部事務所 052-961-9424	中部経済産業局 052-589-0170
近畿中国四国事務所 06-6941-2176	近畿経済産業局 06-6966-6037
中国支所 082-228-1501	中国経済産業局 082-224-5661
四国支所 087-812-5760	四国経済産業局 087-811-8529
九州事務所 092-431-6032	九州経済産業局 092-482-5450
沖縄総合事務局総務部 公正取引室 098-866-0049	沖縄総合事務局経済産業部 098-866-1755

下請取引については、「下請代金支払遅延等防止法」や「下請中小企業振興法」による振興基準において、親事業者（発注者）の義務や禁止行為のルールなどが定められています。公正取引委員会及び中小企業庁では、定期的の下請取引の実態を調査し、下請取引適正化のための指導を行っています。

下請代金支払遅延等防止法

【親事業者の義務】

- 取引条件等を記載した注文書の交付
- 下請取引に関する事項を記載した書類の作成と保存
- 下請代金の支払期日を定めること
- 遅延利息の支払

【親事業者の禁止行為】

- 受領拒否
- 下請代金の支払遅延
- 下請代金の減額
- 返品
- 買ったたき
- 物の購入強制・役務の利用強制
- 報復措置
- 有償支給原材料等の対価の早期決済
- 割引困難な手形の交付
- 不当な経済上の利益の提供要請
- 不当な給付内容の変更・やり直し

下請中小企業振興法

【振興基準】

- 下請事業者の生産性の向上及び製品若しくは情報成果物の品質若しくは性能又は役務の品質の改善
- 親事業者の発注分野の明確化及び発注方法の改善
- 下請事業者の施設又は設備の導入、技術の向上及び事業の共同化
- 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善
- 下請事業者の連携の推進
- 下請事業者の自主的な事業の運営の推進
- 下請取引に係る紛争の解決の促進

下請取引適正化推進月間

(広報掲載例2)

下請けの 確かな技術に 見合った対価 ～11月～は下請取引適正化推進月間です～ 公正取引委員会／中小企業庁

公正取引委員会及び中小企業庁は、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」とし、下請代金支払遅延等防止法（通称下請法）及び下請中小企業振興法（通称下請振興法）の普及啓発を図っています。

全国各地において下請取引適正化推進講習会を開催するほか、下請取引に関する質問等にも応じています。

詳細は、公正取引委員会のホームページ (<http://www.jftc.go.jp/>)
又は中小企業庁のホームページ (<http://www.chusho.meti.go.jp/>)
を御参照ください。

薬生副発1006第1号
平成28年10月6日

各〔都道府県〕
〔保健所設置市〕
〔特別区〕

衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課
医薬品副作用被害対策室長
（公印省略）

独立行政法人医薬品医療機器総合機構が実施する健康被害
救済制度に関する集中広報の周知について（協力依頼）

平素より厚生労働行政の推進にご協力を賜り感謝申し上げます。

健康被害救済制度は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成14年法律第192号）に基づく公的制度であり、医薬品の副作用等により入院が必要な程度の疾病や障害等の健康被害を受けた方の救済を図るため、医療費、医療手当、障害年金などの給付を行うものです。

医薬品の副作用等で健康被害に遭われた方が適切に救済給付を受けるためには、広く国民や医療機関に制度を認知していただく必要があり、制度の周知に努めているところです。

制度の実施主体である独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）では、毎年、10月17日から23日の「薬と健康の週間」をはじめ12月までの約3か月間を「健康被害救済制度集中広報期間」として、国民及び医療関係者向けに、制度の認知度向上を目的としたキャンペーンを展開しており、今年度も下記のような広報を実施することとしております。また、この集中広報の具体的な内容を紹介したWebページ（「医薬品副作用被害救済制度特設サイト」）を作成し、機構のホームページ上に掲載しております。

つきましては、貴職においてご了知のうえ、貴管内市町村、医師会、歯科医師会、薬剤師会及び医療機関（都道府県立病院及び市町村立病院を含む）等に周知くださいますようご協力お願い申し上げます。

記

集中広報の実施内容

- 全国の新聞への広告掲載
- 全国でのテレビスポットCM
- Web 広告（「医薬品副作用被害救済制度特設サイト」への誘導）
[（http://www.pmda.go.jp/kenkouhigai_camp/index.html）](http://www.pmda.go.jp/kenkouhigai_camp/index.html)
- 医療関係専門誌への広告掲載 など

協会ホームページについて

●支部の活動について

都道府県および政令指定都市の支部における活動を随時公開します。

●登録販売者試験受験対策 2015 年実施過去問題集及び 2016 年度登録販売者試験 受験対策共通テキストの販売について

3月11日より、申込み受け順に発送を開始しております。

事務局だより

・9月19日に機能性表示食品フォーラムが開催されました

敬老の日の9月19日に有楽町マリオンにおいて、朝日新聞主催で機能性表示食品フォーラムが開催されました。会場は健康に関心のある方々でいっぱいでした。基調講演、パネルディスカッションなどが行われ、パネラーには宗像事務総長も参加しました。一つ下の階では、商品展示や試食コーナーを設置し、また、最新機器による血液検査も行われ、長蛇の列が開演前と開演後にできました。健康寿命延伸に向けた、機能性表示食品の活用を多くの生活者に訴える場になりました。

・10月2日に台東区の区民シンポジウムが行われました

10月の第一日曜日、10月2日に台東区民会館で、第60回を迎える日本医真菌学会総会が行われ、その一部として、食と健康の区民シンポジウムが行なわれました。JACDSは日本ヘルスケア協会とともに、後援し、パネル展示や商品紹介、試食コーナーの応援などを行いました。100名以上の参加があり、機能性表示食品、スマイルケア食のわかりやすい説明に、「また、やってほしい」という声があちらこちらで聞かれました。

・記者意見交換会が100回を迎えました

2005年7月にスタートしたJACDS記者意見交換会が10月14日に100回を迎えました。このスタートは、東京事務所の開設、そしてドラッグストア流通記者会の発足と同時でありました。その100回を記念したイベントを虎ノ門事務所で行いました。一部はAED講習会でした。日頃、AEDのことは知っているものの、講習会にはなかなか参加できない記者の方のために、オムロンヘルスケア様の協力のもと実施しました。これには、プロレスラーでAED普及を目指す、蝶野正洋氏もゲストとして駆けつけてくれました。二部は記者会見、特別に日本ヘルスケア協会の発表もありました。三部は、感謝のついで、これまでの記者会の歴史を振り返り、さらに200回を目指そうと思いをひとつにしました。5階の会場は、人でいっぱい！記者会とJACDSの信頼関係が深まるとともに、大いに盛り上がった100回記念となりました。

日本チェーンドラッグストア協会

会報 No. 158

発行日	平成 28 年 10 月 18 日 発行	発行所住所
発行人	青木 桂生	〒222-0033
発行所	JAPAN ASSOCIATION OF CHAIN DRUG STORES	神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第 2 ビル 4 階
	日本チェーンドラッグストア協会	TEL: 045(474)1311 FAX: 045(474)2569
	HP: http://www.jacds.gr.jp	e-mail: sec@jacds.gr.jp